

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
(第12回)

令和元年10月31日(木)
14:00～16:00
共用第8会議室(11階)

議事次第

○議事

1. 開会

2. 議題

- (1) ひとり親家庭等への支援施策に係る検討と最近の動向について
- (2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について
- (3) 平成26年改正法の改正後の施策の実施状況について
- (4) その他

3. 閉会

〔配布資料〕

資料1 ひとり親家庭等への支援施策に係る検討について

資料2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について

資料2-1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活に関する動向

資料2-2 基本方針に定められた施策の実施状況

資料3 平成26年改正法の改正後の施策の実施状況について

資料4 専門委員会委員等からの意見(平成31年3月意見聴取)

参考資料1 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成27年10月2日厚労告417号)

参考資料2 平成29年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況

参考資料3 令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係予算概算要求の概要

参考資料4 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の概要

ひとり親家庭等への支援施策に係る検討について

資料1

- 令和元年度で対象期間が終了する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための基本的な方針」の見直しと、平成26年改正法附則の検討規定に基づき、改正後の規定について、その施行の状況等を勘案した検討が必要となっている。
- これらの事項について、年内（令和元年12月中）を目途に検討を進める。

① 基本方針の見直し

- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(基本方針) 【別添1】
(母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条)
 - ・ **H27.10 基本方針の見直し策定** (基本方針の対象期間：H27年度～H31年度)
(平成27年10月2日厚生労働省告示第417号)
- ・ 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に施策の評価を行う。評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

② 平成26年改正法附則による検討

- 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）
 - ・ **H26.10 改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行**
(支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大)
 - ・ **H26.12 改正児童扶養手当法施行**
(児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し)
- ・ 検討規定（附則）
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

【別添2】

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- 離婚件数の推移等
- 世帯数の推移等
 - 世帯数
 - 生別、死別の割合
 - 寡婦の数等
 - 児童扶養手当受給者数
- 年齢階級別状況
- 住居の状況
 - 持ち家率、借家、公営住宅等の割合
- 就業状況
 - 正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
- 収入状況
 - 平均年間収入、平均年間就労収入
- 学歴の状況
- 相対的貧困率
- 養育費の取得状況
- 面会交流の実施状況
- 子どもの状況等
 - 子どもの数、就学状況別
- その他
 - 公的制度等の利用状況
 - 子どもについての悩み
 - 困っていること
 - 相談相手について
- まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - 関係機関相互の協力
 - 相談機能の強化
 - 子育て・生活支援の強化
 - 就業支援の強化
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取り組みの促進
 - 福祉と雇用の連携
 - 子どもの貧困対策
- 実施する各施策の基本目標
 - 子育てや生活の支援策
 - 就業支援策
 - 養育費の確保及び面会交流に関する取り組みの促進
 - 経済的支援策
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 国等が講ずべき措置
 - 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - 基本方針の評価と見直し
 - 関係者等からの意見聴取
 - その他

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 手続きについての指針
 - 自立促進計画の期間
 - 他の計画との関係
 - 自立促進計画策定前の手続
 - 調査・問題点の把握
 - 基本目標
 - 合議制機関からの意見聴取
 - 関係者等からの意見聴取
 - 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - 評価
 - 施策評価結果の公表
 - 次の自立促進計画の策定
- 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

- 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員（※3(2)参照）等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行（平成27年4月から支払い）。

最近のひとり親家庭等支援施策の動向

H27.12 すくすくサポートプロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）【別添3】

→ H28.4～ ・ワンストップ化の推進（現況届時の集中相談体制の整備等）

- ・高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長等
- ・子どもの生活・学習支援事業の創設
- ・弁護士を活用した養育費等相談の実施
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付利率の見直し 等

→ H28.8～ ・児童扶養手当の第2子以降の加算額の引き上げ 【別添4】

H28.11 ・全国ひとり親世帯等調査の実施（平成29年12月公表）

H30.6～ ・未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用の実施

H30.8～ ・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引き上げ

H31.4～ ・ひとり親家庭等生活向上事業の拡充（地域の民間団体の活用等による継続的な見守り支援等の実施）

- ・高等職業訓練促進給付金等の拡充
- ・離婚前後親支援モデル事業の創設

R1.11～ ・児童扶養手当の支払回数を年3回から年6回に拡大 【別添5】

R2.1 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

（未婚の児童扶養手当受給者に対する税制改正措置（R3年度以後の個人住民税について適用））

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

別添3

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

(H28年) 児童扶養手当法の一部を改正する法律の概要

別添4

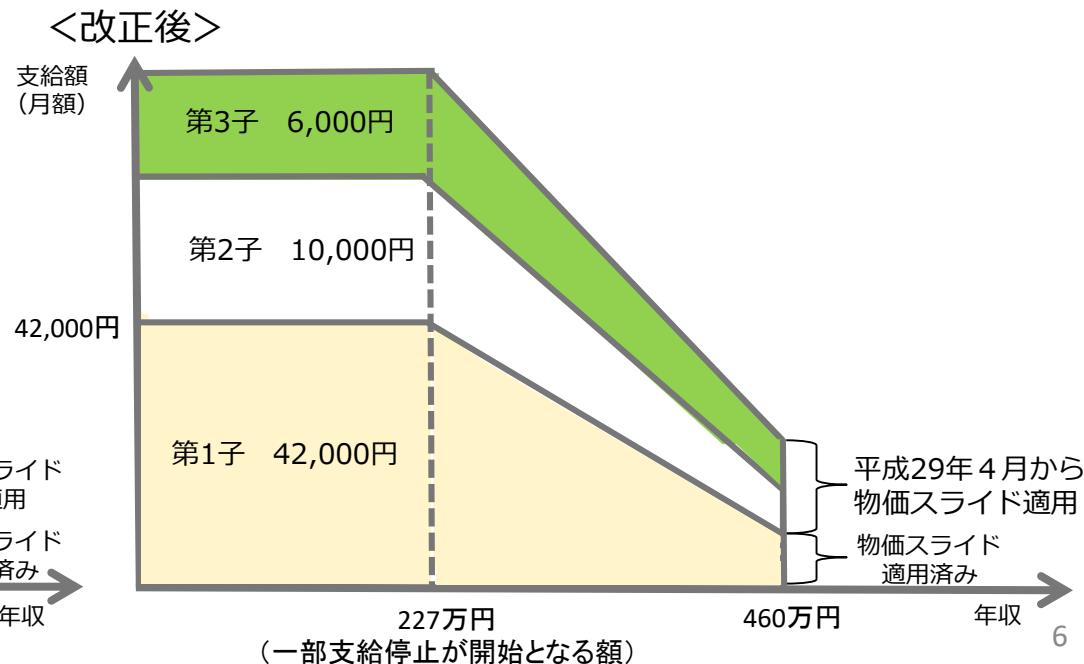
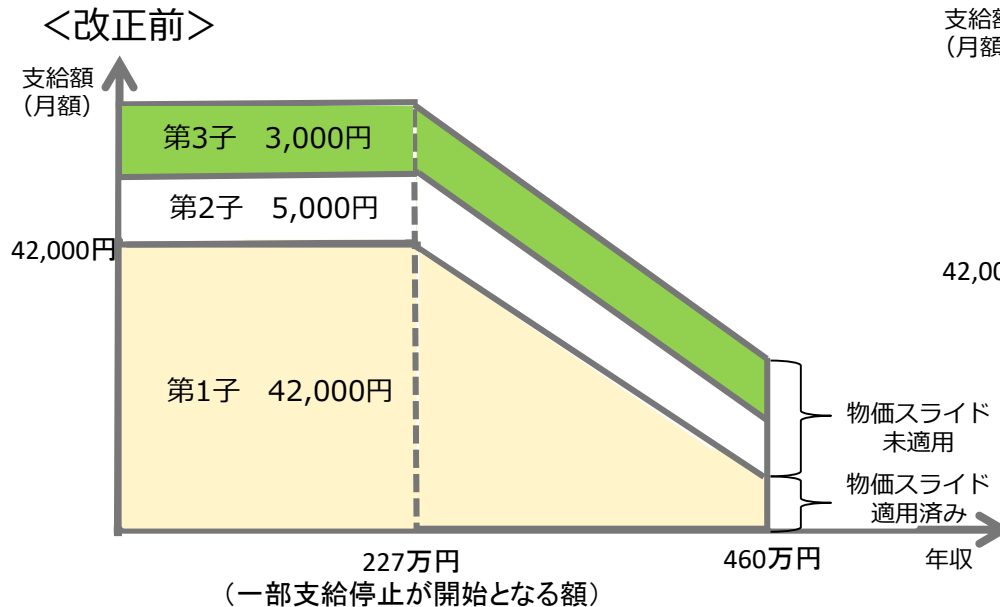
制度の概要

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、支給される手当。児童扶養手当の額は、月額4万2千円（平成27年度）。
- 児童の数に応じて、第2子については5千円、第3子以降については3千円の加算額が支給される。
- 手当額（加算額を除く。）については、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減させている。

改正の内容

- 児童が2人以上のひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5千円から1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に見直す。
- 加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を逡減（※）させる。
（※）支給額の逡減は法改正事項ではなく、政令改正により対応。
- 平成28年8月1日施行（平成28年12月から支給）

（例） 母1人子3人の場合のイメージ図



生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

<見直し後>

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

基本方針の全体像

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. 離婚件数の推移等
2. 世帯数の推移等
 - (1) 世帯数
 - (2) 生別、死別の割合
 - (3) 寡婦の数等
 - (4) 児童扶養手当受給者数
3. 年齢階級別状況
4. 住居の状況
 - ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合
5. 就業状況
 - ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
6. 収入状況
 - ・平均年間収入、平均年間就労収入
7. 学歴の状況
8. 相対的貧困率
9. 養育費の取得状況
10. 面会交流の実施状況
11. 子どもの状況等
 - ・子どもの数、就学状況別
12. その他
 - (1) 公的制度等の利用状況
 - (2) 子どもについての悩み
 - (3) 困っていること
 - (4) 相談相手について
13. まとめ

資料2-1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - (2) 関係機関相互の協力
 - (3) 相談機能の強化
 - (4) 子育て・生活支援の強化
 - (5) 就業支援の強化
 - (6) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進
 - (7) 福祉と雇用の連携
 - (8) 子どもの貧困対策
2. 実施する各施策の基本目標
 - (1) 子育てや生活の支援策
 - (2) 就業支援策
 - (3) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進
 - (4) 経済的支援策
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - (4) 基本方針の評価と見直し
 - (5) 関係者等からの意見聴取
 - (6) その他

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続きについての指針
 - (1) 自立促進計画の期間
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 自立促進計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点の把握
 - ② 基本目標
 - ③ 合議制機関からの意見聴取
 - ④ 関係者等からの意見聴取
 - (3) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - ① 評価
 - ② 施策評価結果の公表
 - ③ 次の自立促進計画の策定
2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

資料2-2 基本方針に定められた施策の実施状況

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活に関する動向

データの出典について特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関しては、「全国ひとり親世帯等調査」（平成 28 年）、「全国母子世帯等調査」（平成 23 年、平成 18 年、平成 15 年）、寡婦に関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査（平成 26 年）による。

1. 離婚件数の推移等

現在の状況	前回の状況
平成 14 年の 289,836 件が過去最高。 平成 15 年から減少傾向。 平成 29 年 212,262 件	平成 14 年の 289,836 件が過去最高。 平成 15 年から減少傾向。 平成 25 年 231,383 件

出典：人口動態統計

2. 世帯数等の推移

(1) 世帯数

現在の状況（平成 27 年（平成 22 年））	前回の状況（平成 22 年（平成 17 年））
母子世帯…0.2%減少 754,724 世帯（755,972 世帯）	母子世帯…0.9%増加 755,972 世帯（749,048 世帯）
父子世帯…5.3%減少 84,003 世帯（88,689 世帯）	父子世帯…3.9%減少 88,689 世帯（92,825 世帯）
両世帯…0.7%減少 838,727 世帯（844,661 世帯）	両世帯…0.4%増加 844,661 世帯（841,333 世帯）

出典：国勢調査

(2) 母子世帯、父子世帯の理由別の構成割合

①母子世帯

現在の状況（平成 28 年（平成 23 年））	前回の状況（平成 23 年（平成 18 年））
死別世帯（増加） 8.0%（7.5%）	死別世帯（減少） 7.5%（9.7%）
生別世帯（減少） 91.1%（92.5%）	生別世帯（増加） 92.5%（89.6%）
未婚の母（増加） 8.7%（7.8%）	未婚の母（増加） 7.8%（6.7%）

②父子世帯

現在の状況（平成 28 年（平成 23 年））	前回の状況（平成 23 年（平成 18 年））
死別世帯（増加） 19.0%（16.8%）	死別世帯（減少） 16.8%（22.1%）
生別世帯（減少） 80.0%（83.2%）	生別世帯（増加） 83.2%（77.4%）
未婚の父（減少） 0.5%（1.2%）	未婚の父 1.2%

(3) 寡婦の理由別の構成割合

現在の状況（令和元年（平成 26 年））	前回の状況（平成 26 年（平成 15 年））
生別世帯 集計中	生別世帯（増加） 60.8%（42.3%）

(4) 児童扶養手当の受給世帯

現在の状況	前回の状況
平成 24 年度末 (1,083,317 世帯) を境に減少に転じている。	増加傾向にあったが、平成 25 年度末は減少に転じている。
平成 26 年度末 1,058,231 世帯	平成 22 年度末 1,055,181 世帯
平成 27 年度末 1,037,645 世帯	平成 23 年度末 1,070,211 世帯
平成 28 年度末 1,006,332 世帯	平成 24 年度末 1,083,317 世帯
平成 29 年度末 973,188 世帯	平成 25 年度末 1,073,790 世帯

出典：福祉行政報告例

3. 年齢階級別状況等

(1) 母子世帯

現在の状況 (平成 28 年(平成 23 年))	前回の状況 (平成 23 年(平成 18 年))
母子世帯になったとき	母子世帯になったとき
母の平均年齢 33.8 歳 (33.0 歳)	母の平均年齢 33.0 歳 (33.9 歳)
末子の平均年齢 4.7 歳 (4.7 歳)	末子の平均年齢 4.7 歳 (5.2 歳)
調査時点	調査時点
母の平均年齢 41.1 歳 (39.7 歳)	母の平均年齢 39.7 歳 (39.4 歳)
末子の平均年齢 11.3 歳 (10.7 歳)	末子の平均年齢 10.7 歳 (10.5 歳)

(2) 父子世帯

現在の状況 (平成 28 年(平成 23 年))	前回の状況 (平成 23 年(平成 18 年))
父子世帯になったとき	父子世帯になったとき
父の平均年齢 39.3 歳 (38.5 歳)	父の平均年齢 38.5 歳 (37.4 歳)
末子の平均年齢 6.5 歳 (6.2 歳)	末子の平均年齢 6.2 歳 (6.2 歳)
調査時点	調査時点
父の平均年齢 45.7 歳 (44.7 歳)	父の平均年齢 44.7 歳 (43.1 歳)
末子の平均年齢 12.8 歳 (12.3 歳)	末子の平均年齢 12.3 歳 (11.5 歳)

(3) 寡婦

現在の状況 (令和元年(平成 26 年))	前回の状況 (平成 26 年(平成 15 年))
調査時点の平均年齢 集計中(57.1 歳)	調査時点の平均年齢 57.1 歳 (56.5 歳)
	年齢分布は、「60～64 歳」の階層が 40.3% で最も多くなっている。

4. 住居の状況

(1) 母子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）		前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）	
持ち家率		持ち家率	
全体	35.0% (29.8%)	全体	29.8% (34.7%)
死別世帯	58.8% (61.8%)	死別世帯	61.8% (64.0%)
生別世帯	32.9% (27.2%)	生別世帯	27.2% (31.7%)
持ち家以外の状況		持ち家以外の状況	
借家	33.1% (32.6%)	借家	32.6% (30.4%)
公営住宅	13.1% (18.1%)	公営住宅	18.1% (15.0%)
同居	13.2% (11.0%)	同居	11.0% (7.9%)

(2) 父子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）		前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）	
持ち家率		持ち家率	
全体	68.1% (66.8%)	全体	66.8% (58.3%)
死別世帯	68.8% (73.4%)		
生別世帯	68.2% (65.5%)		
持ち家以外の状況		持ち家以外の状況	
借家	11.4% (15.2%)	借家	15.2% (11.1%)
公営住宅	7.4% (4.8%)	公営住宅	4.8% (6.5%)
同居	10.4% (7.8%)	同居	7.8% (18.1%)

(3) 寡婦

現在の状況（令和元年(平成 26 年)）		前回の状況（平成 26 年(平成 15 年)）	
持ち家率	集計中 (64.5%)	持ち家率	64.5% (60.9%)
持ち家以外の状況		持ち家以外の状況	
公営住宅	集計中 (14.9%)	公営住宅	14.9% (12.3%)
借家	集計中 (11.8%)	借家	11.8% (16.4%)
同居	集計中 (5.6%)	同居	5.6% (4.1%)

5. 就業状況

(1) 母子世帯の母

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
調査時点	調査時点
就業している 81.8% (80.6%)	就業している 80.6% (84.5%)
正規の職員・従業員 44.2% (39.4%)	正規の職員・従業員 39.4% (42.5%)
パート・アルバイト等 43.8% (47.4%)	パート・アルバイト等 47.4% (43.6%)
母子世帯になる前	母子世帯になる前
就業していた 75.8% (73.7%)	就業していた 73.7% (69.3%)
正規の職員・従業員 32.1% (29.5%)	正規の職員・従業員 29.5% (28.7%)
パート・アルバイト等 54.7% (52.9%)	パート・アルバイト等 52.9% (48.9%)
母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、現在の就業状況	母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、現在の就業状況
就業している 68.2% (69.1%)	就業している 69.1% (75.6%)
正規の職員・従業員 40.9% (31.1%)	正規の職員・従業員 31.1% (37.7%)
パート・アルバイト等 49.4% (57.4%)	パート・アルバイト等 57.4% (51.6%)
現在従事している仕事の内容	現在従事している仕事の内容
事務 23.5% (21.8%)	事務 21.8% (25.2%)
サービス職業 22.3% (23.0%)	サービス職業 23.0% (19.6%)
専門的・技術的職業 20.4% (18.1%)	
勤務先事業所の規模	勤務先事業所の規模
「1000 人以上又は官公庁」が最も多いが、300 人未満の規模が全体の 61.0%	6 から 29 人のものが最も多く、300 人未満の規模までで全体の約 6 割
資格を有している割合 61.2% (55.7%)	資格を有している割合 55.7% (56.9%)
「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合 60.9% (60.7%)	「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合 60.7% (76.6%)
転職を希望 30.4% (31.9%)	転職を希望 31.9% (33.8%)
その理由として、「収入が良くない」が 48.1% (52.6%) と約半分	その理由として、「収入が良くない」が 52.6% (49.7%) と約半分

※「正規の職員・従業員」は、平成 18 年調査は「常用雇用者」。

※「パート・アルバイト等」は、平成 18 年調査は「臨時・パート」。

(2) 父子世帯の父

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
調査時点	調査時点
就業している 85.4% (91.3%)	就業している 91.3% (97.5%)
正規の職員・従業員 68.2% (67.2%)	正規の職員・従業員 67.2% (72.2%)
自営業 18.2% (15.6%)	自営業 15.6% (16.5%)
パート・アルバイト等 6.4% (8.0%)	パート・アルバイト等 8.0% (3.6%)
父子世帯になる前	父子世帯になる前
就業していた 95.8% (95.7%)	就業していた 95.7% (98.0%)

正規の職員・従業員 71.9% (73.6%) 自営業 16.2% (14.9%) パート・アルバイト等 4.6% (4.5%) 父子世帯になる前に就業していなかった父のうち、現在の就業状況 就業している 25.0% 現在従事している仕事の内容 専門的・技術的職業 20.5% (22.1%) サービス職業 11.0% (10.0%) 管理的職業 9.8% (7.0%) 勤務先事業所の規模 「1～5人」が最も多いが、300人未満の規模が全体の66.2% 資格を有している割合 57.8% 「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合 74.2% 転職を希望 20.2% (24.2%) その理由として、「収入が良くない」が51.4%と約半分	転職を希望 24.2% (21.6%) その理由として、「収入が良くない」が47.6%と約半分
--	---

※「正規の職員・従業員」は、平成18年度調査は「常用雇用者」。

※「パート・アルバイト等」は、平成18年度調査は「臨時・パート」。

(3) 寡婦

現在の状況（令和元年（平成26年））	前回の状況（平成26年（平成15年））
調査時点	調査時点
就業している 集計中 (86.7%)	就業している 86.7% (68.1%)
正規の職員・従業員 集計中 (34.1%)	正規の職員・従業員 34.1% (35.9%)
パート・アルバイト等 集計中 (35.7%)	パート・アルバイト等 35.7% (40.0%)

6. 収入状況

(1) 母子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
母自身の前年の平均年間収入金額 243 万円 (223 万円)	母自身の前年の平均年間収入金額 223 万円
母自身の前年の平均年間就労収入金額 200 万円 (181 万円)	母自身の前年の平均年間就労収入金額 181 万円 (171 万円)
世帯の前年の平均年間収入金額 348 万円 (291 万円) [平均世帯人員 3.31 人]	世帯の前年の平均年間収入金額 291 万円 [平均世帯人員 3.42 人]

(2) 父子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
父自身の前年の平均年間収入金額 420 万円 (380 万円)	父自身の前年の平均年間収入金額 380 万円
父自身の前年の平均年間就労収入金額 398 万円 (360 万円)	父自身の前年の平均年間就労収入金額 360 万円 (398 万円)
世帯の前年の平均年間収入金額 573 万円 (455 万円) [平均世帯人員 3.70 人]	世帯の前年の平均年間収入金額 455 万円 [平均世帯人員 3.77 人]

(3) 母子世帯の母の最終学歴別の前年の平均年間就労収入

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年）
中学校 117 万円 (129 万円)	中学校 129 万円
高 校 171 万円 (169 万円)	高 校 169 万円
高等専門学校 254 万円 (199 万円)	高等専門学校 199 万円
短大 205 万円 (186 万円)	短大 186 万円
大学・大学院 303 万円 (297 万円)	大学・大学院 297 万円
専修学校・各種学校 257 万円 (201 万円)	専修学校・各種学校 201 万円

(4) 父子世帯の父の最終学歴別の前年の平均年間就労収入

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年）
中学校 237 万円 (233 万円)	中学校 233 万円
高 校 357 万円 (356 万円)	高 校 356 万円
高等専門学校 449 万円 (276 万円)	高等専門学校 276 万円
短大 205 万円 (302 万円)	短大 302 万円
大学・大学院 506 万円 (555 万円)	大学・大学院 555 万円
専修学校・各種学校 379 万円 (324 万円)	専修学校・各種学校 324 万円

7. 学歴の状況

(1) 母子世帯の母の最終学歴

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）		前回の状況（平成 23 年）	
中学校	11.5% (13.5%)	中学校	13.5%
高 校	44.8% (48.0%)	高 校	48.0%
高等専門学校	4.9% (4.2%)	高等専門学校	4.2%
短大	14.2% (12.1%)	短大	12.1%
大学・大学院	9.1% (6.9%)	大学・大学院	6.9%
専修学校・各種学校	14.7% (14.0%)	専修学校・各種学校	14.0%

(2) 父子世帯の父の最終学歴

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）		前回の状況（平成 23 年）	
中学校	13.2% (15.4%)	中学校	15.4%
高 校	48.8% (51.6%)	高 校	51.6%
高等専門学校	3.6% (4.6%)	高等専門学校	4.6%
短大	1.8% (2.0%)	短大	2.0%
大学・大学院	19.4% (15.6%)	大学・大学院	15.6%
専修学校・各種学校	12.1% (9.5%)	専修学校・各種学校	9.5%

8. 相対的貧困率

現在の状況（平成 28 年(平成 25 年)）	前回の状況（平成 25 年(平成 22 年)）
大人が一人の世帯の貧困率 50.8% (54.6%)	大人が一人の世帯の貧困率 54.6% (50.8%)

出典：国民生活基礎調査

9. 養育費の取得状況

(1) 母子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
養育費の取り決め 42.9% (37.7%) 取り決めをしていない理由 ・「相手とかかわりたくない」 31.4% (23.1%) ・「相手に支払う能力がないと思った」 20.8% (-) ・「相手に支払う意思がないと思った」 17.8% (-)	養育費の取り決め 37.7% (38.8%) 取り決めをしていない理由 ・「相手に支払う意思や能力がないと思った」 48.6% (47.0%) ・「相手とかかわりたくない」 23.1% (23.7%) ・「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった」 8.0% (9.5%)
養育費の受給状況 ・現在も受給している 24.3% (19.7%) ・受けたことがある 15.5% (15.8%) ・受けたことがない 56.0% (60.7%)	養育費の受給状況 ・現在も受給している 19.7% (19.0%) ・受けたことがある 15.8% (16.0%) ・受けたことがない 60.7% (59.1%)
養育費の 1 世帯当たりの平均月額 43,707 円 (43,482 円)	養育費の 1 世帯当たりの平均月額 43,482 円 (42,008 円)
養育費の関係での相談 51.2% (54.4%) 親族 47.7% (43.9%) 家庭裁判所 17.1% (24.4%) 弁護士 15.7% (12.4%) 知人、隣人 9.9% (8.8%)	養育費の関係での相談 54.4% (54.4%) 親族 43.9% (45.9%) 家庭裁判所 24.4% (25.5%) 弁護士 12.4% (14.1%) 知人、隣人 8.8% (7.1%)

(2) 父子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
養育費の取り決め 20.8% (17.5%) 取り決めをしていない理由 ・「相手に支払う意思がないと思った」 22.3% (-) ・「相手と関わりたくない」 20.5% (17.0%) ・「自分の収入等で経済的に問題がない」 17.5% (21.5%)	養育費の取り決め 17.5% (15.5%) 取り決めをしていない理由 ・「相手に支払う意思や能力がないと思った」 34.8% (30.6%) ・「自分の収入等で経済的に問題がない」 21.5% (32.2%) ・「相手と関わりたくない」 17.0% (18.2%)
養育費の受給状況 ・現在も受給している 3.2% (4.1%) ・受けたことがある 4.9% (2.9%) ・受けたことがない 86.0% (89.7%)	養育費の受給状況 ・現在も受給している 4.1% (2.0%) ・受けたことがある 2.9% (2.0%) ・受けたことがない 89.7% (88.5%)
養育費の 1 世帯当たりの平均月額 32,550 円 (32,238 円)	養育費の 1 世帯当たりの平均月額 32,238 円 (22,500 円)

養育費の関係での相談	31.2% (27.8%)	養育費の関係での相談	27.8% (38.5%)
親族	53.1% (44.8%)	親族	44.8% (56.1%)
弁護士	18.8% (11.2%)	家庭裁判所	22.4% (19.3%)
家庭裁判所	16.7% (22.4%)	弁護士	11.2% (8.8%)
知人、隣人	7.3% (11.2%)	知人、隣人	11.2% (3.5%)

10. 面会交流の実施状況

(1) 母子世帯

現在の状況（平成28年(平成23年)）	前回の状況（平成23年）
面会交流の取り決め 24.1% (23.4%)	面会交流の取り決め 23.4%
取り決めをしていない理由	
・「相手と関わり合いたくない」 25.0% (-)	
・「取り決めしなくても交流できる」 18.9% (-)	
・「相手が面会交流を希望しない」 13.6% (-)	
面会交流の実施状況	面会交流の実施状況
・現在も行っている 29.8% (27.7%)	・現在も行っている 27.7%
・行ったことがある 19.1% (17.6%)	
・行ったことがない 46.3% (50.8%)	
面会交流の実施頻度	
・月1回以上2回未満 23.1% (23.4%)	
・4～6か月に1回以上 15.9% (15.4%)	
・2～3か月に1回以上 15.8% (16.7%)	
面会交流の関係での相談 34.7% (-)	
親族 50.8% (-)	
家庭裁判所 18.1% (-)	
弁護士 14.1% (-)	
知人・隣人 10.0% (-)	

(2) 父子世帯

現在の状況（平成28年(平成23年)）	前回の状況（平成23年）
面会交流の取り決め 27.3% (16.3%)	面会交流の取り決め 16.3%
取り決めをしていない理由	
・「取り決めしなくても交流できる」 29.1% (-)	
・「相手と関わり合いたくない」 18.4% (-)	
面会交流の実施状況	面会交流の実施状況
・現在も行っている 45.5% (37.4%)	・現在も行っている 37.4%
・行ったことがある 16.2% (16.5%)	
・行ったことがない 32.8% (41.0%)	
面会交流の実施頻度	
・月2回以上 21.1% (18.7%)	
・月1回以上2回未満 20.0% (23.6%)	

面会交流の関係での相談	30.8% (-)	
親族	37.9% (-)	
家庭裁判所	27.4% (-)	
弁護士	18.9% (-)	
知人・隣人	7.4% (-)	

1 1. 子どもの状況等

(1) 母子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
1 世帯当たりの子ども（20 歳未満）の数	1 世帯当たりの子ども（20 歳未満）の数
1 人 57.9% (54.7%)	1 人 54.7% (54.1%)
2 人 32.6% (34.5%)	2 人 34.5% (35.6%)
平均 1.52 人 (1.58 人)	平均 1.58 人 (1.58 人)
就学状況別の世帯	就学状況別の世帯
小学生 30.2% (31.3%)	小学生 31.3% (35.2%)
中学生 20.1% (20.5%)	中学生 20.5% (19.4%)
高校生 22.9% (20.4%)	高校生 20.4% (18.9%)
小学校入学前の子どものいる世帯	小学校入学前の子どものいる世帯
14.5% (16.2%)	16.2% (17.1%)
その子どもの養育状況は、保育所の割合が 59.0% (61.7%) と最も高く、親本人、親以外の家族等が養育している割合が減少している。	その子どもの養育状況は、保育所の割合が 61.7% (65.3%) と最も高く、また、その割合が減少し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が増加している。

(2) 父子世帯

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）
1 世帯当たりの子ども（20 歳未満）の数	1 世帯当たりの子ども（20 歳未満）の数
1 人 59.8% (54.7%)	1 人 54.7% (50.3%)
2 人 30.4% (36.0%)	2 人 36.0% (38.7%)
平均 1.50 人 (1.56 人)	平均 1.56 人 (1.62 人)
就学状況別の世帯	就学状況別の世帯
小学生 26.8% (27.9%)	小学生 27.9% (31.0%)
中学生 20.4% (24.5%)	中学生 24.5% (24.1%)
高校生 27.3% (25.1%)	高校生 25.1% (21.4%)
小学校入学前の子どものいる世帯	小学校入学前の子どものいる世帯
8.2% (8.1%)	8.1% (12.1%)
その子どもの養育状況は、保育所の割合が 57.1% (67.6%) と最も高く、親本人、親以外の家族等が養育している割合が増加している。	その子どもの養育状況は、保育所の割合が 67.6% (46.2%) と最も高く、その割合が増加している

(3) 母子世帯及び父子世帯の子どもの状況

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）	前回の状況（平成 23 年）
16 歳の子どもの状況 高等学校に在籍 93.9% (92.8%) 高等専門学校に在籍 2.0% (1.1%) 就職している者 1.7% (0.8%)	16 歳の子どもの状況 高等学校に在籍 92.8% 高等専門学校に在籍 1.1% 就職している者 0.8%
19 歳の子どもの状況 大学及び短期大学に在籍 41.9% (23.9%) 専修学校等に在籍 16.7% (17.8%) 就労している者 24.8% (33.0%)	19 歳の子どもの状況 大学及び短期大学に在籍 23.9% 専修学校等に在籍 17.8% 就労している者 33.0%

12. その他

(1) 公的制度の利用状況等

現在の状況（平成28年（平成23年））	前回の状況（平成23年）
公共職業安定所 利用したことがある者 母子世帯 68.5% (69.1%) 父子世帯 45.5% (49.4%) 制度を知らなかった者 母子世帯 3.1% (2.2%) 父子世帯 6.6% (4.5%)	公共職業安定所 利用したことがある者 母子世帯 69.1% 父子世帯 49.4% 制度を知らなかった者 母子世帯 2.2% 父子世帯 4.5%
母子・父子自立支援員 利用している又はしたことがある者 母子世帯 4.0% (4.7%) 父子世帯 2.3% (1.7%) 制度を知らなかった者 母子世帯 46.8% (46.4%) 父子世帯 50.3% (45.0%)	母子・父子自立支援員 利用している又はしたことがある者 母子世帯 4.7% 父子世帯 1.7% 制度を知らなかった者 母子世帯 46.4% 父子世帯 45.0%
母子家庭等就業・自立支援センター事業 利用したことがある者 母子世帯 10.9% (8.1%) 父子世帯 2.6% (0.7%) 制度を知らなかった者 母子世帯 31.9% (35.1%) 父子世帯 42.5% (45.8%)	母子家庭等就業・自立支援センター事業 利用したことがある者 母子世帯 8.1% 父子世帯 0.7% 制度を知らなかった者 母子世帯 35.1% 父子世帯 45.8%
高等職業訓練促進給付金事業 利用したことがある者 母子世帯 3.2% (1.5%) 父子世帯 1.6% 制度を知らなかった者 母子世帯 48.2% (49.7%) 父子世帯 49.4%	高等職業訓練促進給付金事業 利用したことがある者 母子世帯 1.5% 制度を知らなかった者 母子世帯 49.7%
母子福祉資金、父子福祉資金 利用したことがある者 母子世帯 6.0% (6.3%) 父子世帯 3.7% 制度を知らなかった者 母子世帯 52.3% (63.6%) 父子世帯 68.9%	母子福祉資金 利用したことがある者 母子世帯 6.3% 制度を知らなかった者 母子世帯 63.6%
都道府県等及び市等の実施状況 母子・父子自立支援プログラム策定等事業 平成29年度 64.4% (H25 62.7%) ひとり親家庭等日常生活支援事業 平成29年度 52.6% (H25 54.6%)	都道府県等及び市等の実施状況 母子・父子自立支援プログラム策定等事業 平成25年度 62.7% ひとり親家庭等日常生活支援事業 平成25年度 54.6%

(2) 子どもについての悩み

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）		前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）	
母子世帯		母子世帯	
「教育・進学」	58.7% (56.1%)	「教育・進学」	56.1% (56.4%)
「しつけ」	13.1% (15.6%)	「しつけ」	15.6% (19.0%)
父子世帯		父子世帯	
「教育・進学」	46.3% (51.8%)	「教育・進学」	51.8% (50.6%)
「しつけ」	13.6% (16.5%)	「しつけ」	16.5% (12.8%)

(3) 困っていること

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）		前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）	
母子世帯		母子世帯	
「家計」	50.4% (45.8%)	「家計」	45.8% (46.3%)
「仕事」	13.6% (19.1%)	「仕事」	19.1% (18.1%)
「自分の健康」	13.0% (9.5%)	「住居」	13.4% (12.8%)
父子世帯		父子世帯	
「家計」	38.2% (36.5%)	「家計」	36.5% (40.0%)
「家事」	16.1% (12.1%)	「仕事」	17.4% (12.6%)
「仕事」	15.4% (17.4%)	「家事」	12.1% (27.4%)

(4) 相談相手について

現在の状況（平成 28 年(平成 23 年)）		前回の状況（平成 23 年(平成 18 年)）	
相談相手あり		相談相手あり	
母子世帯	80.0% (80.4%)	母子世帯	80.4% (76.9%)
父子世帯	55.7% (56.3%)	父子世帯	56.3% (59.4%)
寡婦	集計中 (H26 85.0%)	寡婦	85.0% (H15 77.2%)
最も相談している相談先が公的機関(※)		最も相談している相談先が公的機関 (※)	
母子世帯	1.9% (2.4%)	母子世帯	2.4% (1.2%)
父子世帯	1.5% (3.6%)	父子世帯	3.6% (0.9%)
寡婦	集計中 (H26 4.3%)	寡婦	4.3% (H15 0.7%)
相談相手がない者のうち、相談相手がほしい		相談相手がない者のうち、相談相手がほしい	
母子世帯	60.2% (61.8%)	母子世帯	61.8% (67.9%)
父子世帯	54.1% (50.4%)	父子世帯	50.4% (53.8%)
寡婦	集計中 (H26 61.5%)	寡婦	64.2% (H15 61.5%)

※ H15, H18, H23 の公的機関は、母子福祉センター、福祉事務所（母子自立支援員）等

※ H28 の公的機関は、母子・父子福祉センター、福祉事務所等及び母子・父子自立支援員等

13. まとめ(案)

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

現在の状況	前回の状況
母子世帯については、生別世帯の割合が9割となっている。就業状況は、正規の職員・従業員の割合が増加し、就労収入は一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっているほか、自分の健康に困っているとの回答が一定割合存在する。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。 このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。 寡婦については、寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。	母子世帯については、生別世帯の割合が増加している。就業状況は、<u>パート・アルバイト等</u>の割合が増加し、就労収入は、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。 このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。 寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

現在の状況 (案)	前回の状況
父子世帯については、減少しているが、死別世帯の割合が増加している。父子世帯は母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額 707.6 万円(平成 28 年「国民生活基礎調査」)より低くなっている。また、パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世	父子世帯については、<u>生別世帯の割合が増加しており</u>、母子世帯に比べて、持ち家率が高い。また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額 658.1 万円(平成 23 年「国民生活基礎調査」)より低くなっている。また、パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、子どもの「教育・進学」

帯と同様、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。 このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。	や「しつけ」に悩みを抱えている。 このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。
---	---

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策の実施状況
(平成 27 年度～平成 31 年度)

目次

1. 国が講ずべき措置	該当頁
① 公共職業安定所における就業あっせん（公共職業訓練の受講あっせんも含む）	
ア ハローワークによる職業相談・職業紹介等の実施。マザーズハローワークにおける就職支援。	1
イ 母子家庭等就業・自立支援センターや市等への求人情報の提供	2
ウ 生活保護受給者等の就労・自立の推進	3
② 公共職業訓練の実施	5
③ 求職者支援制度の活用	6
④ ジョブ・カード制度の推進	7
⑤ 特定求職者雇用開発助成金の活用	8
⑥ 試行雇用通じた早期就職の促進	9
⑦ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進	10
⑧ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進	11
⑨ 事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進	12
⑩ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知	13
⑪ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援	14
⑫ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援	15
⑬ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大の努力	16
⑭ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意	17
⑮ 母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備	18
⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等	20
⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮	22
⑱ 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究	23
2. 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援	該当頁
① 相談体制の整備	
ア 総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）	24
イ 相談関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	25
ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成（実施主体：都道府県等及び市等）	26
エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市等）	27
② 子育て支援、生活の場の整備	
ア 保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村）	28
イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村）	30
ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）	31
エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）	33
オ 身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	35
カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）	36
キ ひとり親家庭等日常生活支援事業等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	37

ク	子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村）	38
ケ	ひとり親家庭等生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）	40
③	就業支援策	
ア	母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）	42
イ	母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）	43
ウ	より良い就業に向けた能力の開発	
	(a) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等）	46
	(b) 技能修得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付制度の活用（実施主体：都道府県等）	46
	(c) 保育士資格の取得の促進（実施主体：都道府県等）	48
	(d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援（実施主体：都道府県等及び市等）	49
	(e) 在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等）	49
エ	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等）	50
オ	公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県）	51
カ	所得の増大に結びつく就業機会創出のための支援	52
キ	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供	54
ク	母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援	55
ケ	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村）	57
④	養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進	
ア	広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村）	58
イ	相談体制の拡充	58
ウ	情報提供（実施主体：都道府県及び市町村）	58
エ	面会交流支援事業の実施（実施主体：都道府県等）	58
⑤	経済的支援策	
ア	母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体：都道府県等)	60
イ	児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体：都道府県及び市町村)	61
ウ	児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体：都道府県等及び市等)	61
⑥	広報啓発	62

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ア 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・ハローワークにおいては、母子家庭の母等を含め、就職を希望する者に対し、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施している。 ・マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施している。 【事業実績】 ○ハローワークにおける母子家庭の母等の職業紹介状況 <table> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> <tr> <td>新規求職申込件数</td><td>223195件</td><td>207820件</td><td>192277件</td><td>176954件</td><td>76150件</td></tr> <tr> <td>就職件数</td><td>90018件</td><td>83100件</td><td>77134件</td><td>70127件</td><td>27037件</td></tr> </table> (8月まで) ○マザーズハローワーク事業の実績 <table> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> <tr> <td>新規求職申込件数</td><td>220740件</td><td>220843件</td><td>219683件</td><td>214497件</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>就職件数</td><td>75297件</td><td>73776件</td><td>72659件</td><td>68693件</td><td>集計中</td></tr> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	新規求職申込件数	223195件	207820件	192277件	176954件	76150件	就職件数	90018件	83100件	77134件	70127件	27037件		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	新規求職申込件数	220740件	220843件	219683件	214497件	集計中	就職件数	75297件	73776件	72659件	68693件	集計中
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																																				
新規求職申込件数	223195件	207820件	192277件	176954件	76150件																																				
就職件数	90018件	83100件	77134件	70127件	27037件																																				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																																				
新規求職申込件数	220740件	220843件	219683件	214497件	集計中																																				
就職件数	75297件	73776件	72659件	68693件	集計中																																				
予 算 額 (千 円)	平成27年度 2,875,145	平成28年度 3,029,437	平成29年度 3,345,837	平成30年度 3,484,956	平成31年度 3,767,955																																				
評価・今後の方向性 (案)	・ハローワークについては、景気回復等により新規求職申込件数等は減少傾向にあるが、母子家庭の母等を含め、就職を希望する者に対して、必要であることから、引き続き実施する。 ・マザーズハローワーク事業についても、同様に景気回復等により新規求職申込件数等は減少傾向にあるが、子育てをしながら就職を希望する女性等の再就職支援として有効であり、引き続き実施する。																																								

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

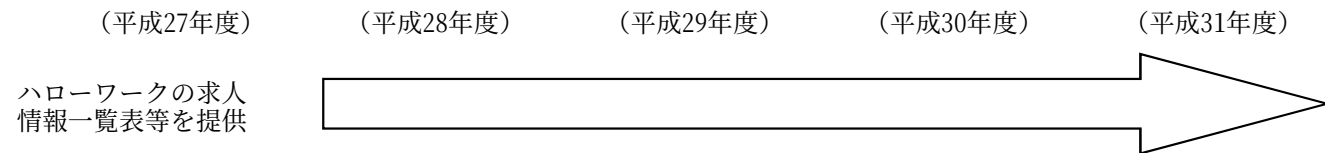
イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

事業概要及び実績

【事業概要】

ハローワークから母子家庭等就業・自立支援センターや市等への求人情報の提供は、雇用政策と福祉政策との連携を図り、母子家庭の母等に対する就業支援の充実に資するものであり、母子家庭の母等の自立を支援する施策としてつうこうであると考えられることから、ハローワークにおいては、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の要望に応じて、求人情報の提供をおこなっている。

【事業実績】



予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—	—	—	—	—
評価・今後の方向性 (案)	ハローワークから母子家庭等就業・自立センターや市等に求人情報の提供を行うことは、母子家庭等の就業を推進する上で必要であることから今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・児童扶養手当受給者や生活保護を受給している母子家庭の母等の就労による自立を促進するため、福祉事務所等にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施している。
- ・福祉事務所等の相談窓口就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員と連携して、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談指導等を実施している。

【事業実績】

○「生活保護受給者等就労自立促進事業」における就職者数(母子家庭の母等以外も含む)

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
79,906人	81,885人	77,841人	77,866人	31,494人 (8月まで)

○うち児童扶養手当受給者

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
23,515人	23,800人	22,726人	24,151人	10,149人 (8月まで)

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業における就業相談延べ件数

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
8,456件	12,553件	19,091件	集計中	—

予算額(千円)
生活保護受給者等就労
自立促進事業

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
6,380,656	6,247,821	7,076,407	8,051,080	8,130,874

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性 (案)	「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、母子家庭の母等の就労による自立を支援する施策として有効であることから、今後においても地方自治体と連携を図り、引き続き実施することとする。 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業については、ひとり親家庭の親の就業を支援する上で有効であることから、今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・国（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）及び都道府県において、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者に対して、離職者訓練等の公共職業訓練を実施している。 ・特に母子家庭の母及び父子家庭の父等に対しては、訓練中の託児サービスを付加した訓練コースの設定や就業に向けた意欲喚起、意義付けに重点を置いた準備講座等、その他特性や事情に配慮した職業訓練を実施している。 【事業実績】 ○公共職業訓練（離職者訓練）受講者数及び就職率（母子家庭の母及び父子家庭の父以外も含む） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>（平成27年度）</th><th>（平成28年度）</th><th>（平成29年度）</th><th>（平成30年度）</th><th>（平成31年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者数</td><td>127,807</td><td>120,405</td><td>112,306</td><td>106,376</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>就職率（施設内訓練）</td><td>85.7%</td><td>86.8%</td><td>87.1%</td><td>86.8%</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>就職率（委託訓練）</td><td>75.0%</td><td>74.6%</td><td>74.9%</td><td>75.1%</td><td>集計中</td></tr> </tbody> </table>						（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（平成31年度）	受講者数	127,807	120,405	112,306	106,376	集計中	就職率（施設内訓練）	85.7%	86.8%	87.1%	86.8%	集計中	就職率（委託訓練）	75.0%	74.6%	74.9%	75.1%	集計中
	（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（平成31年度）																								
受講者数	127,807	120,405	112,306	106,376	集計中																								
就職率（施設内訓練）	85.7%	86.8%	87.1%	86.8%	集計中																								
就職率（委託訓練）	75.0%	74.6%	74.9%	75.1%	集計中																								
予 算 額（千円）	平成27年度 961,438	平成28年度 1,365,566	平成29年度 1,111,028	平成30年度 1,465,809	平成31年度 1,511,076																								
評価・今後の方向性 （案）	・公共職業訓練について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就職にも有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。																												

(1) 国等が講ずべき措置

③ 求職者支援制度の活用

雇用保険を受給できない母子家庭の母及び父子家庭の父などの求職者に対して、無料の職業訓練を提供し、一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給し、あわせて、公共職業安定所における積極的な就職支援を実施する。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・求職者支援制度は、母子家庭の母及び父子家庭の父等を含めた雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。 【事業実績】 ○求職者支援訓練受講者数及び就職率（母子家庭の母及び父子家庭の父等以外も含む） <table> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> <tr> <td>受講者数</td><td>40,587人</td><td>32,306人</td><td>26,822人</td><td>23,385人</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>うち基礎コース</td><td>11,653人</td><td>10,447人</td><td>8,126人</td><td>6,739人</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>うち実践コース</td><td>28,934人</td><td>21,859人</td><td>18,696人</td><td>16,646人</td><td>集計中</td></tr> </table> <table> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> <tr> <td>就職率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>うち基礎コース</td><td>56.4%</td><td>58.9%</td><td>58.0%</td><td>59.5%</td><td>集計中</td></tr> <tr> <td>うち実践コース</td><td>60.9%</td><td>63.8%</td><td>65.0%</td><td>64.0%</td><td>集計中</td></tr> </table> ※平成30年度については平成31年1月修了コースまでの実績となっている。						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	受講者数	40,587人	32,306人	26,822人	23,385人	集計中	うち基礎コース	11,653人	10,447人	8,126人	6,739人	集計中	うち実践コース	28,934人	21,859人	18,696人	16,646人	集計中		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	就職率						うち基礎コース	56.4%	58.9%	58.0%	59.5%	集計中	うち実践コース	60.9%	63.8%	65.0%	64.0%	集計中
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																																																
受講者数	40,587人	32,306人	26,822人	23,385人	集計中																																																
うち基礎コース	11,653人	10,447人	8,126人	6,739人	集計中																																																
うち実践コース	28,934人	21,859人	18,696人	16,646人	集計中																																																
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																																																
就職率																																																					
うち基礎コース	56.4%	58.9%	58.0%	59.5%	集計中																																																
うち実践コース	60.9%	63.8%	65.0%	64.0%	集計中																																																
予 算 額 (千 円)	平成27年度 31,544,153	平成28年度 29,957,968	平成29年度 24,169,382	平成30年度 20,949,084	平成31年度 16,940,257																																																
評価・今後の方向性 (案)	本事業は母子家庭の母及び父子家庭の父等の就職に有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。																																																				

(1) 国等が講ずべき措置

④ ジョブ・カード制度の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父などの職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行やキャリア形成支援を促進するため、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練やキャリアコンサルティング等の普及促進を図る。

事業概要及び実績

【事業概要】

ジョブ・カード制度については、職業能力形成機会に恵まれない者に限らず、広く求職者・在職者・学生等を対象として、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用することを目的とし、主に以下の取組を実施。

- ・ジョブ・カードを活用した雇用型訓練（※）を実施する企業の開拓・支援
- ・ジョブ・カードを応募書類や在職労働者のキャリアコンサルティング等に活用する企業の開拓・支援

※自社内での実習（OJT）と教育訓練機関等での座学等（Off-JT）を組み合わせる職業訓練（有期実習型訓練、実践型人材養成システム、中高年齢者雇用型訓練）

【事業実績】

ジョブ・カード新規取得者数（母子家庭の母及び父子家庭の父以外の者も含む）

（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（平成31年度）
197,693人	258,528人	207,732人	242,095人	71,153人
				（7月末時点）

【K P I】

令和2年末までにジョブ・カードの新規取得者数、300万人

予算額（千円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2,159,317	2,309,988	2,116,894	1,978,652	1,191,273

評価・今後の方向性（案）

ジョブ・カード制度は、職業能力形成機会に恵まれない者に限らず、広く求職者・在職者・学生等を対象として、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等の促進に資するものとなっている。

今後は、ジョブ・カードを活用した、労働者のキャリアプラン再設計や企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入の支援等により、引き続きジョブ・カード制度の普及促進を図っていく。

(1) 国等が講ずべき措置

⑤ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母及び父子家庭の父など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者コース助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

母子家庭の母及び父子家庭の父などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成する。

【事業実績】

(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
支給件数	支給件数	支給件数	支給件数	支給件数
165,631件	157,354件	146,571件	147,413件	-
(33,627件)	(30,951件)	(28,323件)	(24,591件)	-
実績額	実績額	実績額	実績額	実績額
59,967,446千円	47,522,560千円	38,786,171千円	39,469,748千円	-
(12,294,363千円)	(8,957,499千円)	(7,428,718千円)	(6,516,015千円)	-
※括弧内は母子家庭の母等（父子家庭の父を含む）への支給実績				

予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	78,392,473の内数	72,905,103の内数	66,223,203の内数	46,793,814の内数	45,517,160の内数
評価・今後の方向性 (案)	母子家庭の母及び父子家庭の父等などの就職に有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

⑥ 試行雇用を通じた早期就職の促進

母子家庭の母及び父子家庭の父に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための短期の試行雇用を実施する。

事業概要及び実績

【事業概要】

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用等の早期実現を図るためハローワークや職業紹介事業者等の紹介により常用雇用へ移行することを目的に一定期間試行雇用した事業主に対して助成を行っている。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
トライアル雇用開始者	117人	180人	144人	131人	-
常用雇用移行率	74.4%	75.4%	74.8%	68.7%	-

※母子家庭の母等（父子家庭の父を含む）の実績

予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	8,963,760の内数	4,065,900の内数	3,784,350の内数	2,364,643の内数	1,081,320の内数
評価・今後の方向性 (案)	母子家庭の母等、安定的な就職が困難な者の常用雇用への移行を促進する上で有効であるため、今後も引き続き実施する。 また、事業主・求職者等に対してより一層の周知を行うとともに、母子家庭の母等の生活の安定と向上のためトライアル雇用助成金の活用促進を図っていく。				

(1) 国等が講ずべき措置

⑦ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成を行っている。
正社員化コースにおいては、対象者が母子家庭の母等であった場合には、助成額を加算している。

【事業実績】

(平成27年度)

(平成28年度)

(平成29年度)

(平成30年度)

(平成31年度)

母子家庭の母等を正
規雇用等へ転換等し
た人数 1,000人

母子家庭の母等を正
規雇用等へ転換等し
た人数 1,738人

母子家庭の母等を正
規雇用等へ転換等し
た人数 2,106人

母子家庭の母等を正
規雇用等へ転換等し
た人数 2,357人

—

予算額(千円)

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

14,725,300の内数

31,042,800の内数

50,104,378の内数

74,113,615の内数

87,616,498の内数

評価・今後の方向性
(案)

母子家庭の母等を含む、非正規雇用労働者の正規雇用への転換等を促進する上で有効である。
より一層の活用を図るため、事業主・求職者等に対して更なる周知を行うとともに、母子家庭の母等の生活の安定と向上のためキャリアアップ助成金(正社員化コース)の活用促進を図っていく。

(1) 国等が講ずべき措置

⑧ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・平成16年3月「母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」において、「国において、非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する」旨申し合わせ、母子家庭の母等の雇入れの促進に努めている。 ・また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。 【事業実績】 ○母子家庭等就業・自立支援センターからの情報提供を通じて採用された者 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・国</td><td>33名</td><td>44名</td><td>51名</td><td>集計中</td><td>—</td></tr> <tr> <td>・地方公共団体及び関係団体</td><td>361名</td><td>367名</td><td>346名</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	・国	33名	44名	51名	集計中	—	・地方公共団体及び関係団体	361名	367名	346名		
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																		
・国	33名	44名	51名	集計中	—																		
・地方公共団体及び関係団体	361名	367名	346名																				
予 算 額 (千 円)	平成27年度 —	平成28年度 —	平成29年度 —	平成30年度 —	平成31年度 —																		
評価・今後の方向性 (案)	毎年度継続的に雇用の実績があり、ひとり親家庭の親の雇用に有効であることから、今後も引き続き実施する。																						

(1) 国等が講ずべき措置

⑨ 事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・ひとり親家庭の親の就業を推進するには、ひとり親家庭の親を雇用する企業側に働きかけ、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効であるため、平成18年度に表彰制度を導入し、ひとり親家庭の親を相当数雇用している企業等をひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として、年1回表彰しており、表彰企業を厚生労働省ホームページで公表している。 ・また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、経済団体に対してひとり親家庭の親の就業を促進するよう要請している。 【事業実績】 ○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等表彰 <table><tr><td>(平成27年度)</td><td>(平成28年度)</td><td>(平成29年度)</td><td>(平成30年度)</td><td>(平成31年度)</td></tr><tr><td>・応募企業数 3社</td><td>・応募企業数 1社</td><td>・応募企業数 2社</td><td>・応募企業数 4社</td><td>-</td></tr><tr><td>・表彰企業数 1社</td><td>・表彰企業数 1社</td><td>・表彰企業数 1社</td><td>・表彰企業数 1社</td><td></td></tr></table>					(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	・応募企業数 3社	・応募企業数 1社	・応募企業数 2社	・応募企業数 4社	-	・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社	
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)															
・応募企業数 3社	・応募企業数 1社	・応募企業数 2社	・応募企業数 4社	-																
・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社	・表彰企業数 1社																	
予 算 額 (千 円)	平成27年度 —	平成28年度 —	平成29年度 —	平成30年度 —	平成31年度 —															
評価・今後の方向性 (案)	事業主に対しひとり親家庭の親の雇用について理解を深めてもらうことは、ひとり親家庭の親の就業の促進につながることから、今後も引き続き実施する。																			

(1) 国等が講ずべき措置

⑩ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知

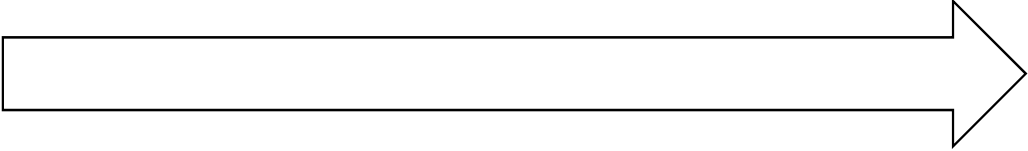
母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・ひとり親家庭の親の就業を推進するには、ひとり親家庭の親を雇用する企業側に働きかけ、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効であるため、平成18年度に表彰制度を導入し、ひとり親家庭の親を相当数雇用している企業等をひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として、年1回表彰しており、表彰企業を厚生労働省ホームページで公表している。 ・また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、経済団体に対してひとり親家庭の親の就業を促進するよう要請している。 【事業実績】 ○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等表彰 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・応募企業数</td><td>3社</td><td>1社</td><td>2社</td><td>4社</td><td>-</td></tr> <tr> <td>・表彰企業数</td><td>1社</td><td>1社</td><td>1社</td><td>1社</td><td></td></tr> </tbody> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	・応募企業数	3社	1社	2社	4社	-	・表彰企業数	1社	1社	1社	1社	
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																		
・応募企業数	3社	1社	2社	4社	-																		
・表彰企業数	1社	1社	1社	1社																			
予算額(千円)	平成27年度 —	平成28年度 —	平成29年度 —	平成30年度 —	平成31年度 —																		
評価・今後の方向性(案)	都道府県及び市町村、企業等におけるひとり親家庭の親の雇用に関する好事例の情報を収集し提供することは、ひとり親家庭の親の雇用の促進につながることから、今後も引き続き実施する。																						

(1) 国等が講ずべき措置

⑪ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

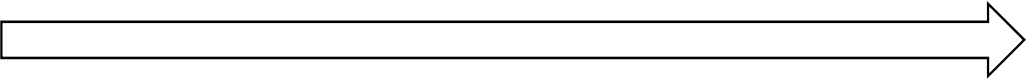
事業概要及び実績	【事業概要】 母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・毎年度、事業の実施状況を公表することで、より多くの自治体で事業が実施されるよう促し、また、全国の自治体職員が参加する会議においても、事業の実施を要請している。 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○事業の実施状況の公表</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr> <tr> <td>母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況の公表</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○全国会議での自治体に対する事業実施の要請</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>全国厚生労働関係（厚生分科会）主管課長会議</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	○事業の実施状況の公表					—	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況の公表						○全国会議での自治体に対する事業実施の要請						全国厚生労働関係（厚生分科会）主管課長会議					
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																														
○事業の実施状況の公表					—																														
母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況の公表																																			
○全国会議での自治体に対する事業実施の要請																																			
全国厚生労働関係（厚生分科会）主管課長会議																																			
予 算 額 (千 円)	平成27年度 —	平成28年度 —	平成29年度 —	平成30年度 —	平成31年度 —																														
評価・今後の方向性 (案)	母子・父子自立支援プログラム策定事業は、母子家庭等の就業及び継続的な自立促進に有効であることから、今後も引き続き実施する。																																		

(1) 国等が講ずべき措置 ⑫ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援 母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる各種情報を提供する。					
事業概要及び実績	【事業概要】				
	・平成15年10月に厚生労働省内に設置した「母子家庭雇用促進チーム」において「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」の取りまとめを行うとともに、平成16年3月「母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」において、「国において、非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する」旨申し合わせている。また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。				
	【事業実績】				
	○母子家庭等就業・自立支援センターからの情報提供を通じて採用された者				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	・国 33名	・国 44名	・国 51名	集計中	—
	・地方公共団体及び関係団体 361名	・地方公共団体及び関係団体 367名	・地方公共団体及び関係団体 346名		
予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—	—	—	—	—
評価・今後の方向性(案)	母子家庭等就業・自立支援センターに対する各種情報提供は、ひとり親家庭の親の就業促進につながることから、今後も引き続き実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

⑬ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・平成25年3月1日に施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第6条に基づき、国等は優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることについて、厚生労働省より国の各機関に依頼し、実績等を把握することとしている。 ・また、国は母子・父子福祉団体等への業務発注をよびかけるリーフレットを作成し、事業主に対し母子・父子福祉団体等への積極的な発注を呼びかけている。 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○国等の調達実績</td><td>116件 購入額 2,539千円</td><td>178件 購入額 9,535千円</td><td>169件 購入額 7,994千円</td><td>集計中</td><td>—</td></tr> <tr> <td>○リーフレットの作成、配布</td><td colspan="5">『「ひとり親」の就業をご支援ください』の配布</td></tr> </tbody> </table> 						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	○国等の調達実績	116件 購入額 2,539千円	178件 購入額 9,535千円	169件 購入額 7,994千円	集計中	—	○リーフレットの作成、配布	『「ひとり親」の就業をご支援ください』の配布				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																		
○国等の調達実績	116件 購入額 2,539千円	178件 購入額 9,535千円	169件 購入額 7,994千円	集計中	—																		
○リーフレットの作成、配布	『「ひとり親」の就業をご支援ください』の配布																						
予 算 額 (千 円)	平成27年度 —	平成28年度 —	平成29年度 —	平成30年度 —	平成31年度 —																		
評価・今後の方向性 (案)	毎年度、国等から母子・父子福祉団体等に調達の実績があり、ひとり親家庭の親の就業の促進につながる業務をより多く受注していることから、今後も予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。																						

(1) 国等が講ずべき措置

⑭ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・地域の実情に応じた支援に積極的に取り組んでいる自治体等の取組事例等について調査や研究を行い、自治体や関係団体企業等に向けて幅広く情報を提供し、全国的な周知啓発活動等を行うことにより、ひとり親家庭の親の就業支援の取組の促進と就業環境の整備を図っている。 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>自治体実施のひとり親家庭在宅就業者支援事業の実施報告のとりまとめ</td><td>ひとり親家庭在宅就業支援事業の評価検討会の開催</td><td>今後のひとり親家庭在宅就業支援事業の展開の検討</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)		自治体実施のひとり親家庭在宅就業者支援事業の実施報告のとりまとめ	ひとり親家庭在宅就業支援事業の評価検討会の開催	今後のひとり親家庭在宅就業支援事業の展開の検討	—	—
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)												
	自治体実施のひとり親家庭在宅就業者支援事業の実施報告のとりまとめ	ひとり親家庭在宅就業支援事業の評価検討会の開催	今後のひとり親家庭在宅就業支援事業の展開の検討	—	—												
予 算 額 (千 円)	平成27年度 12,384	平成28年度 12,384	平成29年度 12,384	平成30年度 12,384	平成31年度 12,404												
評価・今後の方向性 (案)	平成21年度より、安心子ども基金を活用し実施されたひとり親家庭等在宅就業支援事業については、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書」(平成26年8月)において、その趣旨は有意義であったが、費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でないとされたところ。一方で、今後の在宅就業支援の在り方については、在宅就業はひとり親にとって有効な働き方の一つであり、これまで蓄積されたノウハウを活用しながら、事業計画、事業実施者、能力開発、発注に関する奨励等、就業支援に係る課題を整理し実施すべきとされた。今後の在宅就業支援についても、本報告の趣旨を踏まえ適切に対応していくこととする。																

(1) 国等が講ずべき措置

⑮ 母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、一般財団法人高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度の活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。

事業概要及び実績

【事業概要】

・都市機構賃貸住宅においては、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子世帯及び父子世帯を含む子育て世帯に対し、当選率を20倍に優遇する措置を行っている。

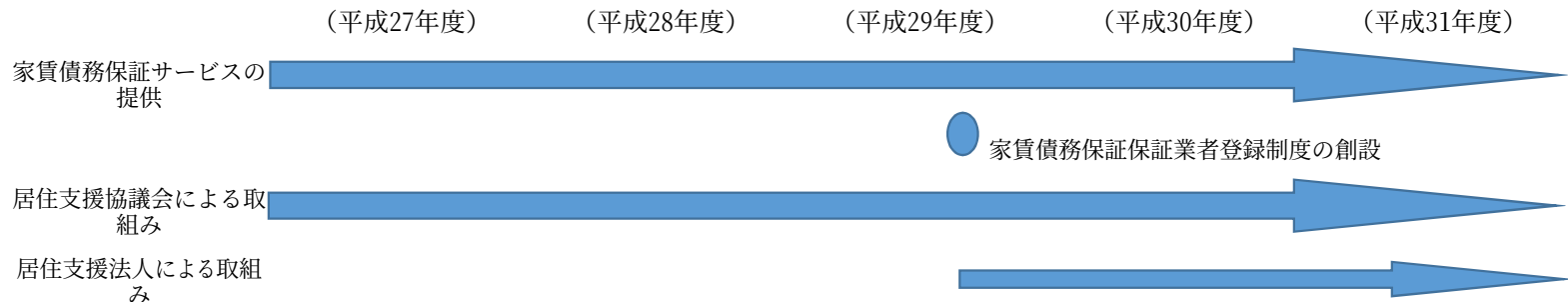
【事業実績】

（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（平成31年度）
117件	10件	35件	99件	-
○都市機構賃貸住宅の新規募集時において母子世帯を含む子育て世帯の20倍優遇措置を適用した当選者数				

【事業概要】

・入居に際して連帯保証人を確保することが困難である場合など、母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、（一社）高齢者住宅財団や民間事業者による家賃債務保証サービスの提供が継続して実施されているとともに、平成29年度には、適正かつ確実に家賃債務保証の業務を行うことができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録する制度を創設した。
 ・平成19年度より、母子家庭及び父子家庭を含む子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体の連携による「居住支援協議会」の設置により、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところである、さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）（平成29年4月26日公布、同年10月25日施行）により、新たに居住支援法人の指定制度が創設され、各地域において居住の支援や情報提供等が実施されているところであり、国土交通省としてこの協議会や法人の取組みを支援している。

【事業実績】



予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性 (案)	- 母子家庭及び父子家庭の居住の安定を確保するため、都市機構賃貸住宅の優遇措置について今後も引き続き実施する。 - 母子家庭等の居住の安定を確保するため、家賃債務保証業者登録制度の運用や、「居住支援協議会」及び「居住支援法人」の活動について今後も引き続き支援を実施する。				

(1) 国等が講ずべき措置

⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等

養育費に関しては、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

また、面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取り決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取り決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。

このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・養育費相談支援センターにおいて、
 - ①ひとり親家庭からの養育費や面会交流（養育費等）に関する電話・電子メール等による相談等の実施
 - ②地方自治体が実施する母子家庭等就業・自立支援センター事業で受け付けられた養育費等に関する相談に対し、電話・電子メール等による相談支援の実施
 - ③母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに配置された養育費専門相談員等の地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施
 - ④パンフレット等による養育費の取決めの方法等に関する情報提供等の実施等

を行っている。

・また、養育費及び面会交流の重要性や、それらに関する法的手続等を記載したパンフレット（合意書のひな形を含む。）を作成し、市区町村の窓口において、離婚届の用紙とともに交付している。

・加えて、令和元年の民事執行法の改正により、債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、現行の財産開示手続の申立権者の範囲が拡大され、債務者の不出頭等に対する罰則が強化されるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設された。

【事業実績】

○養育費相談支援センター事業

				(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
ひとり親家庭等からの相談延件数 (件)				6,393	6,339	6,129	5,777	-
母子家庭等就業・自立支援センター等からの相談延件数 (件)				251	253	282	294	-
研修の実施状況								
全国母子・父子自立支援員研修会・ 養育費相談支援に関する全国研修会	(回数)	(回)		1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)		180	162	153	145	-
養育費専門相談員等研修	(回数)	(回)		1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)		27	29	29	30	-
地域研修会	(回数)	(回)		8	8	8	8	-
	(参加者数)	(人)		251	266	299	280	-
講師派遣	(回数)	(回)		95	86	74	80	-
	(参加者数)	(人)		2,310	2,400	2,768	2,433	-
情報提供事業								
(自治体へ配布したリーフレット等の部数) (部)				100,000	150,000	100,000	100,000	-

	○市町村窓口における養育費等についてのパンフレットの交付 (平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度) — — 配布を継続 配布を継続 配布を継続 一部改訂 ○民事執行法についてのパンフレットの交付 (平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度) パンフレット配布を 開始予定				
予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
養育費相談支援センター事業	55,584	55,163	55,574	54,680	54,258
養育費等についてのパンフレットの配布	—	6,337	4,928	4,928	5,019
民事執行法についてのパンフレット交付	—	—	—	—	2,482
評価・今後の方向性(案)	・養育費相談支援センター事業では、毎年度ひとり親家庭等への相談支援、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等への研修の実施、養育費の取り決め方法等に関する情報提供等を着実に実施しており、センターの役割が果たされている。養育費の履行確保等に向けては、引き続き、相談支援や情報提供等が必要であり、今後も、関係機関との役割分担に留意しつつ、事業を実施する。 ・未成年の子がいる夫婦の離婚届出のうち、「養育費の取り決めをしている」にチェックをしている者の割合は、パンフレット配布前の62.6%(平成27年度)から64.7%(平成30年度)に上昇しており、一定の効果が認められる。引き続きパンフレットの配布とともに、適時の改訂を実施していきたい。 ・民事執行法の改正についても、新制度を周知するため、関係機関等にパンフレットやポスターを配布していきたい。				

(1) 国等が講ずべき措置

⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

事業概要及び実績	【事業概要】 ・母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金については、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就業の支援が促進されるよう、貸付条件の見直しを行った。 平成27年度： 償還に係る違約金率の引下げを行った。（年10.75% → 年5%） 平成28年度： 保証人がいない場合でも借しやすい仕組みとするため、貸付利率の引下げを行った。（年1.5% → 年1.0%） 平成30年度： 経済的理由により進学を諦めることがないよう、修学資金及び就学支度資金について、貸付けの対象に大学院を追加した。 平成31年度： 就学支度資金における職業能力開発大学校などの修業施設に係る貸付限度額の引上げや、返済の負担に配慮し、修業資金の償還期限を延長する。 ・就学支度資金（修業施設）の限度額：10万円 → 28万2千円 ・修業資金の償還期限：6年 → 20年 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>（平成27年度）</th><th>（平成28年度）</th><th>（平成29年度）</th><th>（平成30年度）</th><th>（平成31年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・違約金率の引下げ</td><td>・貸付利率の引下げ</td><td></td><td></td><td>・修学資金及び就学支度資金の貸付け対象に大学院を追加</td><td>・就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げ</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・修業資金の償還期限の延長</td></tr> </tbody> </table>						（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（平成31年度）	・違約金率の引下げ	・貸付利率の引下げ			・修学資金及び就学支度資金の貸付け対象に大学院を追加	・就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げ						・修業資金の償還期限の延長
	（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（平成31年度）																		
・違約金率の引下げ	・貸付利率の引下げ			・修学資金及び就学支度資金の貸付け対象に大学院を追加	・就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げ																		
					・修業資金の償還期限の延長																		
予 算 額（千 円）	平成27年度 4,406,261	平成28年度 3,809,549	平成29年度 3,601,952	平成30年度 3,195,677	平成31年度 3,119,275																		
評価・今後の方向性（案）	母子家庭の母等の就業等の支援を促進するため、貸付利率の引下げ等の貸付条件の見直しを着実にやっている。母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を通じて、母子家庭の母等の就業等の支援を促進するため、今後も引き続き、貸付条件の必要な見直しを行う。																						

(1) 国等が講ずべき措置

⑱ 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の効果などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

事業概要及び実績	【事業概要】 全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活実態を把握し、母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、平成28年度に全国ひとり親世帯等調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、平成30年度から児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げを行った。 また、平成28年の児童扶養手当法改正法の附帯決議に基づき、地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦（夫）控除のみなし適用について、その実態を把握し、平成30年度から保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施した。 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>平成28年度全国ひとり親世帯等調査</td><td></td><td>・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げ</td><td>・児童扶養手当の支払回数の見直し</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>ひとり親家庭の支援策の実態に関する調査研究事業</td><td></td><td>・寡婦（夫）控除のみなし適用を実施</td><td></td></tr> </tbody> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)			平成28年度全国ひとり親世帯等調査		・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げ	・児童扶養手当の支払回数の見直し			ひとり親家庭の支援策の実態に関する調査研究事業		・寡婦（夫）控除のみなし適用を実施	
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																		
		平成28年度全国ひとり親世帯等調査		・児童扶養手当の全部支給所得制限限度額の引上げ	・児童扶養手当の支払回数の見直し																		
		ひとり親家庭の支援策の実態に関する調査研究事業		・寡婦（夫）控除のみなし適用を実施																			
予 算 額 (千 円)	平成27年度 -	平成28年度 64,564千円	平成29年度 -	平成30年度 -	平成31年度 -																		
評価・今後の方向性 (案)	平成28年度全国ひとり親世帯等調査から得られた母子世帯等の実態を踏まえ、支援施策の見直しを行った。全国ひとり親世帯等調査については、母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料として有用であることから、今後も引き続き実施する。																						

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 相談支援体制の整備

ア 総合的な相談窓口の整備（実施主体：都道府県等及び市等）

福祉事務所等の相談窓口に、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備

事業概要及び実績	【事業概要】 ・福祉事務所等の相談窓口就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化するための補助をしている。 【事業実績】 ○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業における就業支援専門員の配置状況 <table><tr><td>(平成27年度)</td><td>(平成28年度)</td><td>(平成29年度)</td><td>(平成30年度)</td><td>(平成31年度)</td></tr><tr><td>36名</td><td>52名</td><td>61名</td><td>集計中</td><td>—</td></tr></table>					(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	36名	52名	61名	集計中	—
(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)											
36名	52名	61名	集計中	—											
予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数										
評価・今後の方向性(案)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業は、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題の解決のために適切な支援メニューにつなげる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。														

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 相談支援体制の整備

- イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施（実施主体：都道府県及び市町村）
福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援

事業概要及び実績	【事業概要】 ・母子家庭等就業・自立支援事業における相談関係職員研修支援事業にて、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員等に対して研修会等への参加を支援し、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図るための補助をしている。 【事業実績】 ○相談関係職員研修支援事業の実施箇所数 <table><tr><td>(平成27年度)</td><td>(平成28年度)</td><td>(平成29年度)</td><td>(平成30年度)</td><td>(平成31年度)</td></tr><tr><td>16箇所</td><td>22箇所</td><td>25箇所</td><td>集計中</td><td>—</td></tr></table> ※平成27年度は管内自治体・福祉事務所支援事業					(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	16箇所	22箇所	25箇所	集計中	—
(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)											
16箇所	22箇所	25箇所	集計中	—											
予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数										
評価・今後の方向性 (案)	母子・父子自立支援員等相談職員の人材の確保及び資質の向上のための研修会等への参加の支援については、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題の解決のために適切な支援メニューにつなげる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。														

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 相談支援体制の整備

- ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成（実施主体：都道府県等及び市等）
福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員向けの活動マニュアル等を作成

事業概要及び実績	【事業概要】 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定される母子・父子自立支援員の主な業務の適正な実施にあたっては、困難な事情を抱えたひとり親に対しての慎重な対応や随時適切な関係機関への引き継ぎ等が求められいるため、「ひとり親家庭支援の手引き」を作成することで、各都道府県・市等における窓口対応等の質の向上、業務負担の軽減及び支援員間の対応の統一化を図っている。 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひとり親家庭支援の手引きの作成</td><td>マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修</td><td>マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修</td><td>マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修</td><td>マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修</td><td>マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修</td></tr> </tbody> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	ひとり親家庭支援の手引きの作成	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)												
ひとり親家庭支援の手引きの作成	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修	マニュアルに基づいた適正な窓口対応・研修												
予 算 額 (千 円)	平成27年度 —	平成28年度 —	平成29年度 —	平成30年度 —	平成31年度 —												
評価・今後の方向性 (案)	「ひとり親家庭支援の手引き」により、各自治体における窓口業務の様々な相談事案に対しての対応方針を示すことで、母子・父子自立支援員の窓口対応等の質の向上、業務負担の軽減及び支援員間の統一化を図った。今後は引き続きマニュアルを活用するとともに、必要に応じ見直しを行う。																

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 相談支援体制の整備

- エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市等）
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、支援施策及び相談窓口を情報提供

事業概要及び実績	【事業概要】				
	ひとり親家庭に対する支援施策や相談窓口を分かりやすく示すことのできる「ひとり親家庭支援ナビ」を作成し、ひとり親家庭が抱える悩みに対する相談窓口や関係機関の連絡先の情報提供を行っている。				
	【事業実績】				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	パンフレットの作成	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—	—	—	—	—
評価・今後の方向性（案）	ひとり親家庭に対する支援施策や相談窓口をわかりやすく示すことは、ひとり親家庭への支援を実施する上で必要なことであるため、今後も必要に応じて内容の見直しを行う。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村）

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱いなど、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進
- (b) 延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を活用

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・延長保育は、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において引き続き保育を実施する保育所等に対して補助する事業であり、昭和56年度から開始した事業である。
- ・夜間保育は、おおよそ午前11時から午後10時までの概ね11時間開所する保育所等に対して、子どものための教育・保育給付負担金による加算を給付する事業であり、平成元年から開始した事業である。
- ・病児・病後児保育は、子どもは病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する事業であり、平成6年度から開始した事業である。
- ・一時預かり事業は、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業であり、平成2年度から開始した事業である。
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、市町村がファミリー・サポート・センターを設置し、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。（平成6年度に創設）

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
延長保育（か所）	23,633	25,087	26,936	集計中	—
夜間保育（か所）	82	81	81	集計中	—
病児・病後児保育（か所） (体調不良児対応型、訪問型含む)	2,229	2,572	2,886	集計中	—
一時預かり（か所）	9,180	9,494	9,732	集計中	—

	(一般型及び余裕活用型) ファミリー・サポート・センター事業（実施市町村数） 809 833 863 集計中 — 【KPI等】 2019年度までに950市町村においてファミリー・サポート・センター事業を実施する。 （少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定））				
予算額(百万円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延長保育	6,907	9,151	7,035	7,887	8,137
夜間保育 ※子どものための教育・保育給付交付金	—	—	—	—	—
病児・病後児保育	10,494	10,244	6,458	8,781	9,240
一時預かり	8,468	10,951	10,490	10,687	11,124
ファミリー・サポート・センター事業	94,210,232の内数	98,175,565の内数	107,617,268の内数	118,766,233の内数	130,375,993の内数
評価・今後の方向性（案）	延長保育、夜間保育、病児・病後児保育及び一時預かりのいずれの事業においても、実施主体である市町村が地域のニーズを適切に把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく取組みを着実に遂行していると考ええる。 子ども・子育て支援新制度では、地域のニーズに応じた多様な保育等の充実を図ることとしており、これらの事業については、市町村が実施主体となり、令和2年度から5か年の第2次事業計画を策定して、計画的に整備を進めていく予定。 ファミリー・サポート・センター事業については、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、子育て家庭における様々なニーズに対応した多様な保育等の一つとして充実を図ることとしているところ。実施市町村数は各年度増加しており、着実な事業展開がなされている。同大綱については、今後おおむね5年後を目途とした見直しが行われる予定であるが、引き続きひとり親家庭等に対する利用支援を含め、地域のニーズに応じた取組を推進していく。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 ② 子育て支援、生活の場の整備 イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町村） 放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進					
事業概要及び実績	【事業概要】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業である。 また、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と共同して、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定したところである。				
	【事業実績】				
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)
	クラブ数	22,608か所	23,619か所	24,573か所	25,328か所
予 算 額 (千 円)	登録児童数	1,024,635人	1,093,085人	1,171,162人	1,234,366人
					集計中
					集計中
評価・今後の方向性（案）	【KPI等】 2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備する。（「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定））				
予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	94,210,232の内数	98,175,565の内数	107,617,268の内数	118,766,233の内数	130,375,993の内数
平成28年9月に課長通知「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」を自治体に発出し、放課後児童クラブにおけるひとり親家庭等の優先的利用への配慮について周知したところ。 また、クラブの実施か所数が着実に増加しており、ひとり親家庭の保護者の子育てと就労の両立支援にとって、有効であると考えている。 今後の方向性については、今年度より実施している「新・放課後子ども総合プラン」により、引き続き、総合的な放課後対策を実施していく。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充（実施主体：都道府県及び市町村）

- (a) 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型（サテライト型）の母子生活支援施設の設置を推進
- (b) 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能（夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応）の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援
- (c) ひとり親家庭の支援拠点としての活用
母子生活支援施設におけるひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業の実施、就業支援専門員の配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用

事業概要及び実績

【事業概要】

- (a) 母子生活支援施設に入所している母子のうち、早期に自立が見込まれる者について、地域の中の小規模な施設で生活することにより自立を促進する。
- (b) 母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立を支援する。
- (c) ひとり親家庭等生活向上事業の実施における母子生活支援施設との連携、子育て短期支援事業の実施施設として母子生活支援施設の活用等を推進している。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
実施施設数（箇所）					
・小規模分園型（サテライト型）	8	7	6	6	-
・保育機能強化	6	6	6	5	-
・公立私営施設数（括弧内は、公立施設数に占める割合）	63 (55.3%)	57 (57.6%)	57 (60.6%)	56 (59.6%)	-
・子育て短期支援事業					
ショートステイ	89	86	100	集計中	-
トワイライトステイ	38	39	40	集計中	-

	【KPI等】 平成31 年度までにひとり親家庭の支援拠点として活用されている母子生活支援施設を100施設とする。 （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））					
予 算 額（千 円） ※ 措 置 費 加 算 分	a	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	b	107,612,963の内数	114,002,531の内数	122,715,602の内数	126,647,191の内数	131,656,791の内数
	c	94,210,232の内数	98,175,565の内数	107,617,268の内数	118,766,233の内数	130,375,993の内数
評価・今後の方向性（案）	母子家庭の自立に資する事業であり、今後も引き続き実施する。また、引き続き、ひとり親家庭支援施策との連携を促進する。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

優先入居は、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うものである。母子家庭等については、住居だけでなく、収入、子供の養育等の面で様々な困難に直面することから、特に居住の安定確保が必要な者として位置づけており、母子家庭等の優先入居の推進を図っている。

【事業実績】

(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度)

○公営住宅の優先入居の活用



【事業概要】

・平成19年度より、母子家庭及び父子家庭を含む子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体の連携による「居住支援協議会」の設置により、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところである。さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）（平成29年4月26日公布、同年10月25日施行）により、新たに居住支援法人の指定制度が創設され、各地域において居住の支援や情報提供等が実施されているところであり、国土交通省としてこの協議会や法人の取組みを支援している。

【事業実績】

(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度)

家賃債務保証サービスの提供



●家賃債務保証保証業者登録制度の創設

居住支援協議会による取組み



居住支援法人による取組み



予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性（案）	・ 母子家庭等の居住の安定を確保するため、公営住宅の優先入居について今後も引き続き推進する。 ・ 母子家庭等の居住の安定を確保するため、「居住支援協議会」及び「居住支援法人」の活動について今後も引き続き支援を実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 ② 子育て支援、生活の場の整備 オ 身元保証人確保対策事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 母子生活支援施設等を退所する母子家庭などが、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進					
事業概要及び実績	【事業概要】 児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。 対象施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童相談所一時保護所（一時保護委託を含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託を含む） 対象者：上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者				
	【事業実績】 （平成27年度） （平成28年度） （平成29年度） （平成30年度） （平成31年度） （直接交付決定額） 5,093千円 5,643千円 6,211千円 7,011千円 -				
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	4,733,820の内数	7,309,066の内数	14,719,862の内数	15,870,123の内数	16,862,240の内数
評価・今後の方向性（案）	母子家庭の自立に資する事業であり、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援						
② 子育て支援、生活の場の整備						
カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）						
母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進						
事業概要及び実績	【事業概要】					
	母子父子寡婦福祉資金貸付金において、住宅の建設、増改築、修繕等に必要な資金や転居に必要な資金の貸付を実施している。					
	【事業実績】					
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	貸付実績					
	住宅資金（貸付件数）	48件	50件	41件	集計中	—
	転宅資金（貸付件数）	431件	388件	326件	集計中	—
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	4,406,261	3,809,549	3,601,952	3,195,677	3,119,275	
評価・今後の方向性（案）	ひとり親家庭等の住宅支援に必要な資金であり、今後も引き続き実施する。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援						
② 子育て支援、生活の場の整備						
キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）						
(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進						
(b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進						
(c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施						
事業概要及び実績		【事業概要】				
		・母子家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、都道府県及び市町村が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う。都道府県及び市町村は、母子・父子福祉団体等に事業の一部を委託することができる。 ・国は、母子家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合に支給される派遣手当や家庭生活支援員の資質向上のための講習会等を実施。平成28年度から、未就学児を養育しているひとり親家庭を対象として、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等に、定期的に生活援助、保育等のサービスを提供できるよう事業内容の拡充を図った。				
		【事業実績】				
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
派遣等実績						
実件数 (件)		3,515件	3,562件	3,023件	集計中	-
延べ件数 (件)		33,889件	36,841件	38,304件	集計中	-
		【KPI等】				
		平成31 年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1 万人とする（平成25年度利用者数4,608 人） （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））				
予 算 額 (千 円)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性（案）		毎年度着実に家庭生活支援の派遣等が行われていることから、事業のニーズが高いと考えられ、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

ク 子育て短期支援事業の実施（実施主体：市町村）

- (a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を推進
- (b) 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施を推進
- (c) 母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるような取組等を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

(a)市町村において、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施。国及び都道府県は、事業の実施に必要な費用への補助を行っている。

(b)市町村において、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施。国及び都道府県は、事業の実施に必要な費用への補助を行っている。

(c)子育て短期支援事業の実施にあたり、ひとり親家庭が事業を優先的に利用できるようにするなど、特別な配慮を行っている。

このほか、平成31年度から、子育て短期支援事業の利用時における児童の安全確保や利用者の負担軽減を図る観点から、自宅から実施施設等の間や実施施設から学校等の間に職員が児童への付き添いを実施した場合の補助単価の加算を創設し、事業内容の充実を図った。

【事業実績】

		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
○短期入所生活援助事業（ショートステイ）						
実施施設数	(か所)	745	773	845	集計中	-
利用延べ人数	(人)					
2歳未満・慢性疾患児		12,418	13,523	16,007	集計中	-
2歳以上		61,173	60,502	67,396	集計中	-
緊急保護の母		4,439	6,057	6,660	集計中	-
○短期入所生活援助事業（ショートステイ）						
実施施設数	(か所)	381	378	413	集計中	-
利用延べ人数	(人)					
基本分		46,968	41,969	42,824	集計中	-
宿泊分		2,370	1,571	1,845	集計中	-
休日預かり		8,571	9,646	10,212	集計中	-

	【KPI等】 平成31 年度までに、ショートステイの利用者数を年間延べ16 万人（平成26 年度見込延べ7万人）、トワイライトステイの利用者数を年間延べ14 万人（平成26 年度見込延べ5万人）とする。 （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））				
予 算 額 （ 千 円 ）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	94,210,232の内数	98,175,565の内数	107,617,268の内数	118,766,233の内数	130,375,993の内数
評価・今後の方向性（案）	毎年度着実に実施施設数が増加していることから、事業のニーズは高く、孤立した育児による児童虐待の防止の観点からも本事業は有効であると考えられることから、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

ケ ひとり親家庭等生活向上事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施

(b) 母子家庭及び父子家庭の児童を対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施

事業概要及び実績

【事業概要】

(a)ひとり親家庭等は、家計管理、育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。このため、ひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題の解決等を図り、地域での生活を総合的に支援するひとり親家庭等生活向上事業を都道府県・市町村が実施しており、国は事業の実施に必要な費用への補助を行っている。
また、平成31年度から、地域の民間団体の活用等により、ひとり親家庭等の居宅への訪問による相談、民間団体等が実施する講習会等への出張相談、福祉事務所やハローワーク等へ同行してサービスの申請補助等を行う同行支援やその後の継続的な見守り支援を一体的に実施する場合の補助単価の加算を創設し、事業内容の充実を図った。

(b)ひとり親家庭等の児童を対象に、基本的な生活習慣の定着支援、学習習慣の習得支援や食事の提供等行う、子どもの生活・学習支援事業を都道府県・市町村が実施しており、国は事業の実施に必要な費用への補助を行っている。

【事業実績】

	(平成27年度)
ひとり親家庭等相談支援事業 (件)	23,541件
生活支援講習会等事業 (件)	12,923件
ひとり親家庭情報交換事業 (回)	366回
児童訪問援助事業 (件)	604件
学習支援ボランティア事業 (件)	49,349件

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
相談支援事業 (件)	—	24,746件	72,750件	集計中	—
家計管理・生活講習会等事業 (件)	—	11,956件	12,918件	集計中	—
学習支援事業 (件)	—	11,963件	8,338件	集計中	—
情報交換事業 (回)	—	396回	567回	集計中	—
子どもの生活・学習支援事業 (人)	—	147,116人	232,391人	集計中	—

	【KPI等】 ・平成31 年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ2 万人とする。 ・可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50 万人分提供する。 （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））				
予 算 額 （ 千 円 ）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性（案）	毎年着実に事業が実施されていることから、事業のニーズが高いと考えられ、今後の引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

③ 就業支援策

ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

- (a) 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施
- (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施

事業概要及び実績	【事業概要】 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・支援対象者の状況・自立阻害要因の把握、就業・職業能力開発（訓練・資格取得）への取組等について状況把握を行い、個々の支援対象者の実情に応じてプログラムを策定し、また、プログラム策定後についても、ひとり親が自立した状況を維持するために、アフターケアを実施するための補助をしている。 【事業実績】 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施自治体数</td><td>601箇所</td><td>579箇所</td><td>582箇所</td><td>集計中</td><td>—</td></tr> <tr> <td>策定件数</td><td>7,179件</td><td>6,970件</td><td>6,702件</td><td>集計中</td><td>—</td></tr> <tr> <td>延べ就業実績</td><td>4,127人</td><td>3,658人</td><td>3,779人</td><td>集計中</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 【KPI等】 平成31年度までに母子・父子自立支援プログラム策定件数を1万件とする。 （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	実施自治体数	601箇所	579箇所	582箇所	集計中	—	策定件数	7,179件	6,970件	6,702件	集計中	—	延べ就業実績	4,127人	3,658人	3,779人	集計中	—
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)																								
実施自治体数	601箇所	579箇所	582箇所	集計中	—																								
策定件数	7,179件	6,970件	6,702件	集計中	—																								
延べ就業実績	4,127人	3,658人	3,779人	集計中	—																								
予 算 額（千円）	平成27年度 7,362,577の内数	平成28年度 11,219,935の内数	平成29年度 11,428,945の内数	平成30年度 12,226,492の内数	平成31年度 15,926,170の内数																								
評価・今後の方向性（案）	母子・父子自立支援プログラム策定事業は、母子家庭等の就業及び継続的な自立促進に有効であることから、今後も引き続き実施する。																												

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

③ 就業支援策

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

(a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めに促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

(b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・ 受講者のために託児サービスを提供
- ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

(d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に事業の全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

事業概要及び実績

【事業概要】

・母子家庭等就業・自立支援センターは、母子家庭の母等に対し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスや養育費の相談等生活支援サービスを提供するため、平成15年度から開始した事業であり、実施主体は、地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）で、母子・父子福祉団体、社会福祉協議会等に委託して実施することができる。

【事業実績】

○母子家庭等就業・自立支援センター実施自治体数（カッコ内は実施率）

（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）	（平成31年度）
111箇所(99.1%)	112箇所(97.4%)	112箇所(97.4%)	集計中	—

○就業相談の実施状況

	相談件数 (延べ数)	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成27年度	79,852	5,523	2,897	2,550	76
平成28年度	78,848	4,951	2,458	2,403	90
平成29年度	75,537	5,412	2,552	2,813	47
平成30年度	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中
平成31年度	—	—	—	—	—

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件としている。

○就業支援講習会の実施状況

	受講者数 (延べ数)	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成27年度	37,177	1,714	707	903	104
平成28年度	32,168	1,582	650	855	77
平成29年度	28,072	1,914	834	900	180
平成30年度	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中
平成31年度	—	—	—	—	—

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件としている。

○就業情報提供事業の実施状況

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成27年度	102,120	4,305	2,395	1,872	38
平成28年度	112,918	3,496	1,831	1,643	22
平成29年度	102,539	3,972	2,179	1,729	64
平成30年度	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中
平成31年度	—	—	—	—	—

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件としている。

○母子家庭等地域生活支援事業の実施状況（～平成27年度）

	相談延べ件数 総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係の相談	法律問題		子育て・生活支援	その他
				経済的相談	その他		
平成27年度	3,837	1,141	1,124	775	689	1,001	434

○養育費等支援事業の実施状況（平成28年度～）

		総数	相談内容						家裁への同行支援等
			離婚・親権	養育費の取り決め方法	面会交流	支払の履行・強制執行	子育て・生活関連	その他	
平成28年度	養育費専門相談員	5,716	1,431	2,338	613	498	-	2,594	62
平成29年度	総数	10,618	3,319	2,906	1,046	726	2,306	4,205	70
	うち養育費専門相談員	5,724	1,424	1,972	620	492	1,290	2,257	63
	うち弁護士	2,934	1,415	1,149	292	179	450	1,214	9

予 算 額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性（案）	母子家庭等就業・自立支援センター事業は、実施率が概ね100%であり、ひとり親家庭に対する総合的な支援の役割を果たす有効な事業であることから、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

③ 就業支援策

ウ より良い就業に向けた能力の開発

- (a) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等（母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等）の活用（実施主体：都道府県等及び市等）
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金
都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給
 - 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等
都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付
- (b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用（実施主体：都道府県等）
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施

事業概要及び実績

【事業概要】

(a) 自立支援教育訓練給付金事業は、ひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその費用の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援する事業である。高等職業訓練促進給付金等事業は、就職を有利にするために必要な資格の取得を促進するため、養成機関における修学中の生活費の負担の軽減を図る事業である。

(b) 都道府県、指定都市及び中核市において母子父子寡婦福祉資金貸付金により、就職のための知識技能を習得するために必要な技能習得資金及び知識技能を習得している間の生活を安定・継続するために必要な生活資金の貸付を実施しており、国は、貸付原資の一部を都道府県、指定都市及び中核市に対して貸し付けている。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
○高等職業訓練促進給付金による資格取得件数	2,256件	2,475件	2,585件	集計中	—
○貸付実績等					
技能習得資金（貸付件数）	845件	795件	649件	集計中	—
生活資金（貸付件数）	951件	803件	642件	集計中	—

【KPI等】

高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める割合を毎年度90%以上とする。

（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
実績	88.0%	89.3%	90.0%	集計中	—

予算額(千円)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	4,406,261	3,809,549	3,601,952	3,195,677	3,119,275
評価・今後の方向性 (案)	・自立支援給付金事業は、着実に資格取得件数が伸びており、ひとり親家庭の自立の促進に有効であることから、今後も引き続き実施する。 ・技能習得資金及び生活資金については、毎年度着実に貸付が実施されており、ひとり親家庭の就業支援策として有効であることから、今後も引き続き実施する。					

- ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い
- ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入

48

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援					
③ 就業支援策					
ウ より良い就業に向けた能力の開発					
(d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援（実施主体：都道府県等及び市等） 母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給					
(e) 在宅就業の支援（実施主体：都道府県等及び市等） 在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施					
事業概要及び実績					
【事業概要】					
(d) ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講修了時給付金として受講費用の2割（上限10万円）を、合格した場合は受講費用の4割（受講修了時給付金と合算して上限15万円）を支給するための補助をしている。					
(e) 在宅就業希望者に対し、在宅業務を行うために必要な知識や技能、ノウハウなどを助言、また、その他の援助を行う在宅就業コーディネーターを配置するための補助をしている。					
【事業実績】					
(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度)					
○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における給付金の支給件数					
6件 28件 50件 集計中 —					
○母子家庭等就業・自立支援事業における在宅就業推進事業の在宅就業コーディネーターの配置数					
— — 4箇所 集計中 —					
予 算 額 (千 円)					
平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度					
7,362,577の内数 11,219,935の内数 11,428,945の内数 12,226,492の内数 15,926,170の内数					
評価・今後の方向性（案）					
・ひとり親家庭の親が安定した就業に向けた就職に有利な資格の取得のために、高等学校卒業程度認定試験合格事業は有効な事業であると考えられることから、今後も引き続き実施する。 ・平成21年度より、安心こども基金を活用し実施されたひとり親家庭等在宅就業支援事業については、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書」（平成26年8月）において、その趣旨は有意義であったが、費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でないとされたところ。一方で、今後の在宅就業支援の在り方については、在宅就業はひとり親にとって有効な働き方の一つであり、これまで蓄積されたノウハウを活用しながら、事業計画、事業実施者、能力開発、発注に関する奨励等、就業支援に係る課題を整理し実施すべきとされた。今後の在宅就業支援についても、本報告の趣旨を踏まえ適切に対応していくこととする。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 ③ 就業支援策 エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）（実施主体：都道府県等及び市等） (a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員等を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施 (b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施					
事業概要及び実績	【事業概要】 (a) 自治体の相談窓口に、母子・父子自立支援員と就業支援専門員を配置し、児童扶養手当の現況届の時期等、ひとり親家庭が抱える様々な課題について集中的に相談できる機会を設けるための補助をしている。 (b) 母子家庭等就業・自立支援事業における相談関係職員研修支援事業にて、母子家庭等の相談・支援の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員等に対して研修会等への参加を支援し、人材の確保や資質の向上のための研修機会の充実等を図るための補助をしている。また、国は、県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の資質向上のための全国研修会を開催している。 【事業実績】				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業における集中相談実施事業の実施箇所数 — 6箇所 11箇所 集計中 — ○相談関係職員研修支援事業の実施箇所数 16箇所 22箇所 25箇所 集計中 — ※平成27年度は管内自治体・福祉事務所支援事業				
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性（案）	・ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業及び母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修の実施は、ひとり親家庭の親が抱える様々な課題の解決のために適切な支援メニューにつなげる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 ③ 就業支援策 オ 公共職業訓練の実施（実施主体：都道府県） 都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施					
事業概要及び実績	【事業概要】 ・都道府県において、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者に対して、離職者訓練等の公共職業訓練を実施している。 ・特に母子家庭の母及び父子家庭の父等に対しては、訓練中の託児サービスを付加した訓練コースの設定や就業に向けた意欲喚起、意義付けに重点を置いた準備講座等、その他特性や事情に配慮した職業訓練を実施している。				
	【事業実績】 ○公共職業訓練（離職者訓練）受講者数及び就職率（母子家庭の母及び父子家庭の父以外も含む）				
		（平成27年度）	（平成28年度）	（平成29年度）	（平成30年度）
					（平成31年度）
予 算 額（千 円）	受講者数	98,091	91,224	84,432	80,026
	就職率（施設内訓練）	81.9%	82.9%	85.1%	84.7%
	就職率（委託訓練）	74.9%	74.6%	74.8%	75.1%
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	961,438の内数	1,365,566の内数	1,111,028の内数	1,465,809の内数	1,511,076の内数
評価・今後の方向性（案）	・公共職業訓練について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就職にも有効であると考えられるため、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

③ 就業支援策

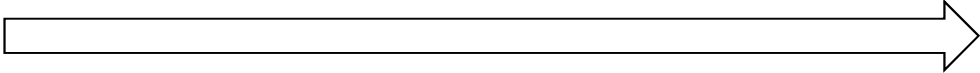
カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

- (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援（実施主体：都道府県等）
母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け
また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施
- (b) 公共的施設における雇入れの促進（実施主体：都道府県及び市町村）
都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の雇入れを促進
- (c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進（実施主体：都道府県及び市町村）
売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

事業概要及び実績【事業概要】

- (a) 平成15年度に、母子家庭の母の就業機会の創出を図る観点から、複数の母子家庭の母が共同して起業する場合は、事業開始資金の団体貸付の限度額を適用できることとしている。また、母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援講習会等事業により起業家支援に関するセミナーを実施するための補助をしている。
- (b) 自治体における非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。また、都道府県担当部局長等会議の場等において、自治体における母子家庭の母等の雇入れの促進等について要請している。
- (c) 平成25年3月に施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が規定されており、会議等を行う場合の議事録の作成等を発注する際、母子福祉団体等について配慮を行うよう、都道府県担当部局長等会議の場等において、都道府県等において積極的に事業を発注する等について要請している。

	【事業実績】					
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	(a) 福祉資金貸付金（事業開始資金）の貸付件数					
		15件	20件	16件	集計中	—
	(b) 母子家庭等就業・自立支援センターからの情報提供を通じて採用された者					
		361名	367名	346名	集計中	—
	(c) 自治体における調達実績					
		758件	409件	470件	集計中	—
		購入額 1,808,863千円 購入額 2,095,638千円 購入額 3,823,096千円				
	(b),(c) 全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）、全国児童福祉主管課長会議					
予 算 額 （ 千 円 ）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	—	—	—	—	—	
評価・今後の方向性（案）	(a) 起業は就業による自立の選択肢の一つであり、セミナーにおいて起業の方法等の講習をすることはひとり親家庭の親の就業支援に資すること、また、事業開始資金は、事業を開始する際に必要な設備、機械等の購入のために必要な貸付制度であることから、今後も引き続き実施する。 (b) 毎年度継続的に雇用の実績があることから、今後も自治体における取組が進むよう、都道府県担当部局長会議等の場を活用し、引き続き要請を実施する。 (c) 自治体からの事業受注はひとり親家庭の親の就業促進につながることから、都道府県担当部局長会議等の場を活用し、引き続き要請を実施する。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 ③ 就業支援策 キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供 (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施					
事業概要及び実績	【事業概要】 (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づき、事業者向けリーフレットを作成し、都道府県等における啓発活動等に資するよう配布している。 (b) ひとり親家庭の親の就業を推進するには、ひとり親家庭の親を雇用する企業側に働きかけ、ひとり親家庭の親が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効であるため、平成18年度に表彰制度を導入し、ひとり親家庭の親を相当数雇用している企業等をひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業として年1回表彰しており、都道府県等における啓発活動等に資するよう、厚生労働省ホームページにおける表彰企業の公表等による情報提供を行っている。				
	【事業実績】 (平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度) ○リーフレットの作成、配布 『「ひとり親」の就業をご支援ください』の配布  ○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等表彰 ・応募企業数 3社 ・表彰企業数 1社 ・応募企業数 1社 ・表彰企業数 1社 ・応募企業数 2社 ・表彰企業数 1社 ・応募企業数 4社 ・表彰企業数 1社 —				
予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—	—	—	—	—
評価・今後の方向性(案)	自治体や企業等において、ひとり親家庭の親の雇用を促進する社会的な機運を醸成するため、今後も引き続き実施する。				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

③ 就業支援策

ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

- (a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）
職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施
- (b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援（実施主体：都道府県）
母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等）を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用
- (c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力（実施主体：都道府県、市町村及び独立行政法人）
母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

事業概要及び実績【事業概要】

- (a) 都道府県や市町村等と密接な連携を図りつつ、母子家庭等就業・自立支援センター事業を受託している母子・父子福祉団体等が無料職業紹介事業等を実施する場合において、求人情報の提供を求める場合は、その要請に応じてハローワークの求人情報を定期的に提供するなどの支援、協力を実施している。
- (b) 母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業として社会福祉事業等を行う場合には、母子福祉資金等の貸付けの対象としている。
- (c) 平成25年3月に施行された母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が規定されており、会議等を行う場合の議事録の作成等を発注する際、母子福祉団体等について配慮を行うよう、都道府県担当部局長等会議の場等において、都道府県等において積極的に事業を発注する等について要請している。

【事業実績】

(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度)

(c) 自治体における調達実績

758件

409件

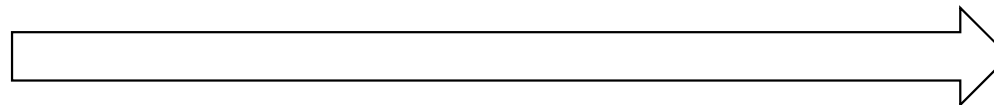
470件

集計中

—

購入額 1,808,863千円 購入額 2,095,638千円 購入額 3,823,096千円

(c) 全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）、全国児童福祉主管課長会議



予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	—	—	—	—	—	
評価・今後の方向性（案）	・無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等に求人情報の提供を行うことは、母子家庭の母等の就業を推進する上で必要であることから今後も引き続き実施する。 ・母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業として社会福祉事業等を行う場合の母子福祉資金等の貸付けや、母子・父子福祉団体等から優先的に物品及び役務を調達することは、ひとり親家庭の親の就業の促進を図るため、今後も引き続き実施する。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

③ 就業支援策

ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

事業概要及び実績	【事業概要】 ○在宅就業推進事業（母子家庭等就業・自立支援事業） ・平成20年度より、在宅就業において必要なスキルの向上を目的とするセミナー事業や在宅で就業する母子家庭の母等同士の情報共有に資するためのサロン事業、在宅就業における仕事の受注、検品、納品等に関する基本的なノウハウを提供・コーディネートする事業など、自治体が在宅就業者等に必要な支援を行えるよう補助をしている。 【事業実績】 ○母子家庭等就業・自立支援における在宅就業推進事業の実施箇所数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>6箇所</td><td>12箇所</td><td>7箇所</td><td>集計中</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)		6箇所	12箇所	7箇所	集計中	—
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)												
	6箇所	12箇所	7箇所	集計中	—												
予 算 額 (千 円)	平成27年度 7,362,577の内数	平成28年度 11,219,935の内数	平成29年度 11,428,945の内数	平成30年度 12,226,492の内数	平成31年度 15,926,170の内数												
評価・今後の方向性（案）	・平成21年度より、安心こども基金を活用し実施されたひとり親家庭等在宅就業支援事業については、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書」（平成26年8月）において、その趣旨は有意義であったが、費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でないとされたところ。一方で、今後の在宅就業支援の在り方については、在宅就業はひとり親にとって有効な働き方の一つであり、これまで蓄積されたノウハウを活用しながら、事業計画、事業実施者、能力開発、発注に関する奨励等、就業支援に係る課題を整理し実施すべきとされた。今後の在宅就業支援についても、本報告の趣旨を踏まえ適切に対応していくこととする。																

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

④ 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ア 広報・啓発活動の推進（実施主体：都道府県及び市町村）

母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交流の取り決めにに関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置（実施主体：都道府県等及び市等）

養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭及び父子家庭への講習会などを実施するため、地域の実情に応じ、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 弁護士等による法律相談の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前も含めた法律相談を実施

(c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施（実施主体：都道府県等及び市等）

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施

(d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供（実施主体：都道府県及び市町村）

母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進

エ 面会交流支援事業の実施（実施主体：都道府県等）

別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

・養育費相談支援センター事業において、養育費の取り決めや強制執行手続等に関するリーフレットを作成し、地方自治体等に配布している。また、同事業において、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員に対する研修を実施している。

・地方自治体は、養育費専門相談の配置や弁護士による養育費に関する相談等の実施、面会交流支援を配置し、面会交流支援計画の作成及び面会交流の場に付き添うなどの援助を実施しており、国は事業に必要な費用への補助を実施している。

【事業実績】

○養育費相談支援センター事業における情報提供事業及び研修事業の実績

				(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
情報提供事業 (自治体へ配布したリーフレット等の部数)				100,000	150,000	100,000	100,000	-
研修の実施状況								
全国母子・父子自立支援員研修会・ 養育費相談支援に関する全国研修会	(回数)	(回)		1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)		180	162	153	145	-
養育費専門相談員等研修	(回数)	(回)		1	1	1	1	-
	(参加者数)	(人)		27	29	29	30	-
地域研修会	(回数)	(回)		8	8	8	8	-
	(参加者数)	(人)		251	266	299	280	-
講師派遣	(回数)	(回)		95	86	74	80	-
	(参加者数)	(人)		2,310	2,400	2,768	2,433	-

	○母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費等支援事業・面会交流支援事業）における相談延件数					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	養育費等支援事業	3,837件	5,716件	10,618件	集計中	－
	面会交流支援事業	602件	742件	1,205件	集計中	－
	【KPI等】					
	平成31年度までに、弁護士による養育費相談を全ての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。 （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））					
予 算 額 （ 千 円 ）		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	養育費相談支援センター事業	55,584	55,163	55,574	54,680	54,258
	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数
評価・今後の方向性（案）	毎年度母子家庭等への相談支援や情報提供等が着実に実施されている。養育費の取り決めや支払いが適切に行われるためには相談支援や情報提供等が必要であることから、今後も引き続き実施する。					

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

⑤ 経済的支援策

- ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施（実施主体：都道府県等）
母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

事業概要及び実績	【事業概要】 ・母子・父子自立支援員は、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供をはじめとした、母子家庭の母等の自立に必要な情報提供を行っている。 ・国は都道府県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の全国研修会を開催し、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る業務の遂行上の課題等について研修を実施している。 【事業実績】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>(平成27年度)</th><th>(平成28年度)</th><th>(平成29年度)</th><th>(平成30年度)</th><th>(平成31年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子・父子自立支援員数</td><td>1,710人</td><td>1,688人</td><td>1,764人</td><td>集計中</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>						(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	母子・父子自立支援員数	1,710人	1,688人	1,764人	集計中	-
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)												
母子・父子自立支援員数	1,710人	1,688人	1,764人	集計中	-												
予算額（千円）	平成27年度 -	平成28年度 -	平成29年度 -	平成30年度 -	平成31年度 -												
評価・今後の方向性（案）	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度は、母子家庭等の自立に有効な施策であり、地方自治体において母子家庭の母等に対して情報提供を積極的に行うことが必要であることから、今後も引き続き実施する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たり、世帯構成等詳細な事項について質問する必要がある場合もあることから、今後も引き続き、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施する。																

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援											
⑤ 経済的支援策											
イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施（実施主体：都道府県及び市町村） 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施											
ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施（実施主体：都道府県等及び市等） 児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施											
事業概要及び実績		【事業概要】									
		・ 母子・父子自立支援員は、児童扶養手当に関する情報提供をはじめとした、母子家庭の母等の自立に必要な情報提供を行っている。									
		・ 国は都道府県と共催で、年1回、母子・父子自立支援員の全国研修会を開催している。									
		・ 国は、全国会議の場を通じて、各自治体に対し、児童扶養手当制度の改正内容等を周知するとともに、児童扶養手当の認定等の際に、プライバシーの保護に十分配慮することや、ひとり親家庭に関する他の支援制度（就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等）に関する案内や取り次ぎ等の必要な支援が行われるよう依頼している。									
		【事業実績】 ○母子・父子自立支援員数									
		(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度)									
		1,710人 1,688人 1,764人 集計中 -									
		【KPI等】									
		平成31 年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150 万件とする（平成25年度75万件） （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））									
予 算 額（千 円）		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		-		-		-		-		-	
評価・今後の方向性（案）		児童扶養手当に関する情報提供については、多子加算額の増額（平成28年8月）や、全部支給所得制限限度額の見直し（平成30年8月）、支払回数の見直し（令和元年11月）などの制度改正が行われており、地方公共団体において母子家庭の母及び父子家庭の父に対して情報提供を積極的に行う必要もあることから、今後も引き続き実施する。 また、プライバシーの保護に配慮した適正な給付事務の実施については、児童扶養手当の支給要件が多岐にわたっており、詳細な事項について質問する必要が生じる場合もあることから、今後も引き続き実施する。 児童扶養手当窓口において、生活及び就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進することについては、児童扶養手当法第28条の2の規定もあることから、今後も引き続き実施する。									

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援 ⑥ 広報啓発 イ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施（実施主体：都道府県及び市町村）					
事業概要及び実績	【事業概要】 ・母子家庭等の要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施し、支援施策の積極的・計画的な実施を図るための補助を行っている。 【事業実績】 ○母子家庭等就業・自立支援事業における広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施箇所数 (平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度) 12箇所 21箇所 28箇所 集計中 —				
	予 算 額 (千 円)	平成27年度 7,362,577の内数	平成28年度 11,219,935の内数	平成29年度 11,428,945の内数	平成30年度 12,226,492の内数
評価・今後の方向性（案）	平成31年度 15,926,170の内数 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業は、母子家庭等の要望等を支援施策に反映させる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。				

母子及び父子並びに寡婦福祉法

1. ひとり親家庭への支援体制の充実

(1) 母子・父子自立支援員の配置、相談等の実施状況 (別紙 1)

母子自立支援員を母子・父子自立支援員に改称。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、都道府県等に人材確保・資質向上のための努力規定が設けられる。

(2) 自立促進計画の策定状況 (別紙 2)

都道府県等が策定する自立促進計画の策定又は変更の際に、新たに関係者等の意見聴取等の努力規定が設けられる。

2. ひとり親家庭への支援施策の周知・強化

(1) 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の実施状況 (別紙 3)

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を法定化し、非課税化。

(2) 生活向上事業の実施状況 (別紙 4)

子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に関する予算事業を法定化

3. 父子家庭への支援の拡大

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の実施状況 (別紙 5)

父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設

児童扶養手当法

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

(1) 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当を下回るときはその差額分の手当を支給。 (別紙 6)

母子・父子自立支援員

(別紙1)

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。
- 都道府県知事、市長又は福祉事務所設置町村長の委嘱を受け、主に福祉事務所に配置。

※平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

※平成28年改正により、非常勤を原則とする旨の規定を削除（平成29年4月1日施行）

○母子・父子自立支援員の配置状況（平成25年度は母子自立支援員）

	常勤	非常勤	計
平成25年度	427名	1,217名	1,644名
平成26年度	416名	1,248名	1,664名
平成27年度	466名	1,244名	1,710名
平成28年度	470名	1,242名	1,712名
平成29年度	520名	1,244名	1,764名

○相談件数（件）

	母子・寡婦	父子	合計
平成25年度	735,041	12,573	747,614
平成26年度	732,296	17,387	749,683
平成27年度	732,720	18,787	751,507
平成28年度	727,516	18,737	746,253
平成29年度	717,819	20,182	738,011

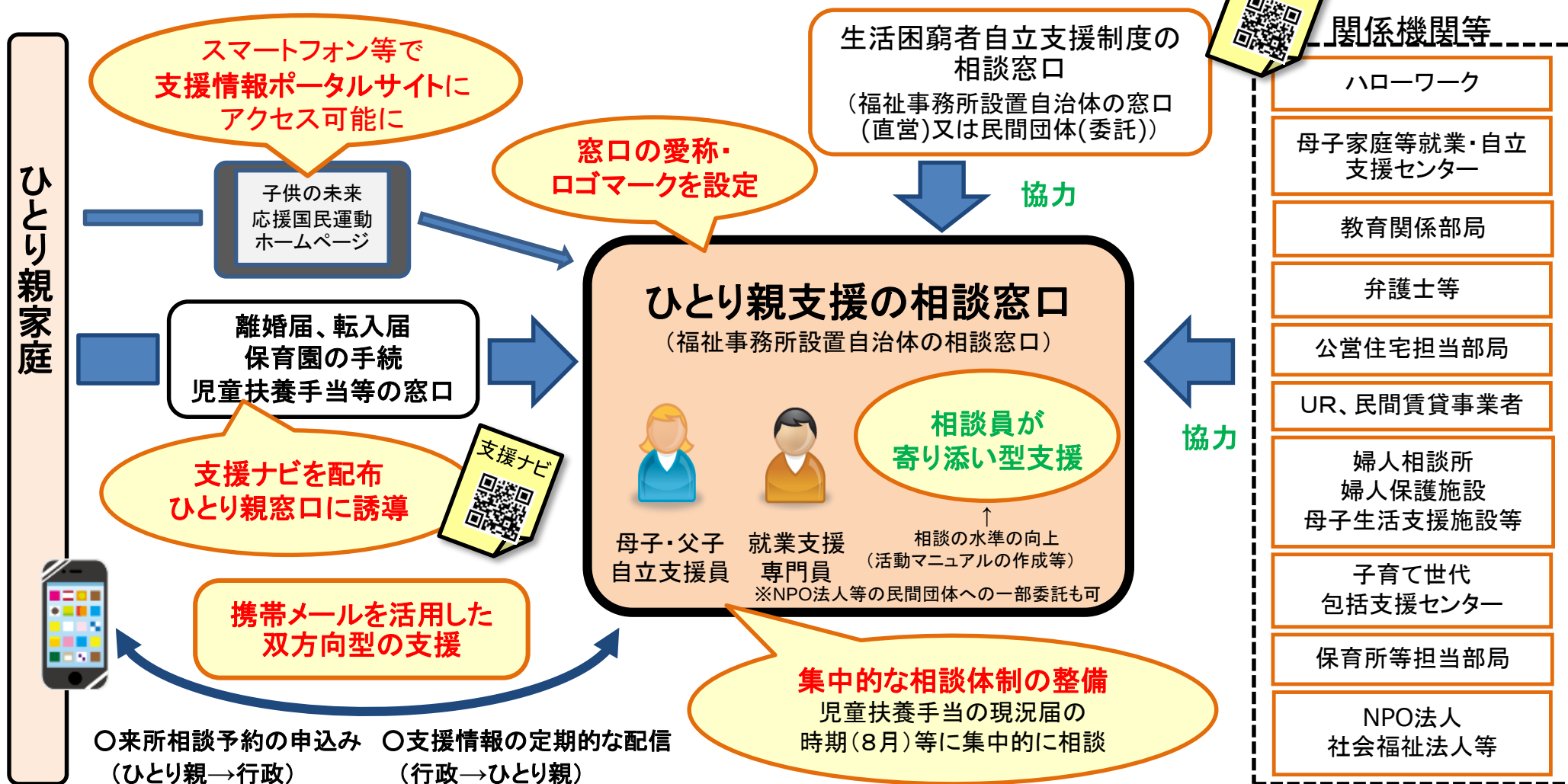
○平成29年度相談件数(件)

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶 者等の暴 力	うち養育費			うち福祉 資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	198,672	72,775	13,909	8,437	68,332	428,849	254,223	120,308	21,966	717,819
	割合	27.7%	10.1%	1.9%	1.2%	9.5%	59.7%	35.4%	16.8%	3.1%	100.0%
父子	件数	5,102	1,212	97	216	3,646	11,047	4,780	4,197	387	20,182
	割合	25.3%	6.0%	0.5%	1.1%	18.1%	54.7%	23.7%	20.8%	1.9%	100.0%
合計	件数	203,774	73,987	14,006	8,653	71,978	439,896	259,003	124,505	22,353	738,001
	割合	27.6%	10.0%	1.9%	1.2%	9.8%	59.6%	35.1%	16.9%	3.0%	100.0%

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

※平成26年度から実施

目 的

- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実に努めるとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制の整備を図ることを目的とする。

事業内容

- 就業支援に関する専門的な知識を有する専任の「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①自治体の規模、支援サービスの状況など地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。
- 児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

実施体制・実施方法

- 就業支援専門員には、ハローワークや民間の職業紹介会社において職業紹介、キャリアコンサルティングなどの実務経験を有する者、若者の自立支援を行う団体での支援経験者などを選定する。
- ひとり親家庭の利便性に配慮し、平日夜間や土日祝日における窓口での相談やメールでの双方向型の支援の実施を可能とする相談体制の構築に努める。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
（事業の全部又は一部を委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【令和元年度予算】 母子家庭等対策総合支援事業(159億円)の内数

【参考：就労支援専門員の配置状況等《H29年度》】

○配置状況：61名 ○相談延べ件数：19,091件

総合的な支援のための
相談窓口の整備
(市レベル)

母子・父子
自立支援員

適切な支援
メニューの
組み合わせ



就業支援
専門員

就業支援

- 自立支援プログラムの策定
- ハローワーク等との定期的な連絡調整や同行支援など
- 能力開発等のための給付金の支給 など

子育て・生活支援

- 保育所、放課後児童クラブ優先入所
- 家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣 など

子どもへの支援

- 子どもの生活・学習支援事業 など

養育費の確保、経済的支援

- 養育費相談支援センター等による養育費相談
- 弁護士による養育費等に関する法律相談
- 児童扶養手当の支給、各種貸付金の貸付 など

自立促進計画

- 地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

○自立促進計画の策定状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	195か所 (24.7%)	293か所 (32.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	214か所 (27.1%)	312か所 (34.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) () は都道府県、市等における実施割合

自立支援教育訓練給付金事業

(別紙3)

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給。
- 平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。
- 実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができる。
- ※ 平成26年度に法定化し非課税化。平成28年度に受講料の2割（上限10万円）から6割（上限20万円）に拡充。平成29年度に雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる者について差額支給を開始。平成31年度に看護師等の専門資格の取得を目指す講座を追加するとともに、上限を20万円から80万円（20万円×修学年数）に拡充。

○実施自治体数

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	42か所 (100.0%)	732か所 (92.4%)	841か所 (93.3%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	738か所 (93.1%)	848か所 (93.9%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (100.0%)	737か所 (93.2%)	849か所 (94.0%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	737か所 (93.4%)	852か所 (94.2%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	739か所 (93.7%)	854か所 (94.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

○支給実績等

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件
平成27年度	2,970件	936件	641件
平成28年度	3,352件	1,196件	816件
平成29年度	5,224件	2,936件	1,965件

○就業実績

	総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成25年度	675件	215件	430件	30件
平成26年度	488件	186件	281件	21件
平成27年度	513件	189件	313件	11件
平成28年度	637件	244件	366件	27件
平成29年度	1,619件	846件	729件	44件

高等職業訓練促進給付金等事業

- 経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、当該期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施。
- 平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定める。
- ※ 平成26年度に法定化し非課税化。平成28年度に支給期間を2年から3年にするとともに、養成機関における修学期間を2年以上から1年以上修学する場合に拡充。平成30年度に准看護師から引き続き看護師課程で修学する場合に支給期間を3年に拡充。平成31年度に資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に上限を3年から4年にするとともに、最終年限1年間について4万円を増額。

○実施自治体数

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	42か所 (100.0%)	727か所 (91.8%)	836か所 (92.8%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	741か所 (93.4%)	851か所 (94.2%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (100.0%)	744か所 (94.1%)	856か所 (94.8%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	752か所 (95.3%)	867か所 (95.9%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (100.0%)	757か所 (95.9%)	872か所 (96.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

○支給実績等

	総支給件数	資格取得者件数
平成25年度	7,875件	3,212件
平成26年度	6,961件	2,804件
平成27年度	5,768件	2,256件
平成28年度	7,110件	2,475件
平成29年度	7,312件	2,585件

○就業実績

	総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件
平成27年度	1,785件	1,561件	219件	5件
平成28年度	1,920件	1,749件	158件	13件
平成29年度	1,993件	1,797件	173件	23件

平成31年予算における母子家庭等自立支援給付金等の拡充

- ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得支援施策を拡充する。

ひとり親の資格取得を支援する取組

① 高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師等の資格取得のために養成機関で修学する場合の生活費の負担軽減のための給付金。
(毎月最大10万円、36月上限)

② 高等職業訓練促進資金貸付事業

①の給付金の受給者の入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)の貸付。
資格を活かして5年間就労した場合に全額を償還免除。
(平成27年度～平成30年度までの貸付原資を措置済)

③ 自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務といった資格取得のための講座の受講費用の一部を給付。
(受講費用の6割、上限20万円)

拡充内容

○支給期間の上限の拡充

資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間の上限を36月から48月に拡充。

○支給月額を増額

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修学期間の最終年限1年間について4万円を増額。

住民税非課税世帯 10万円(最終1年間は14万円)

住民税課税世帯 7万500円(最終1年間は11万500円)

○貸付原資等の確保

概ね4年程度の所要額を見込んだ貸付原資等を補助。
(平成30年度第2次補正予算案)

○対象資格の拡充

看護師等の専門資格の取得を目指す講座を対象に追加。

○支給上限の引上げ

上記の対象資格の拡充に該当する講座を受講する者について、
20万円→80万円(20万円×修学年数)に引上げ。

ひとり親家庭等生活向上事業

(別紙4)

- ひとり親家庭等の生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施するとともに、ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。

※平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」、及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し「ひとり親家庭等生活支援事業」とし、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習ボランティア事業」を再編し「子どもの生活・学習支援事業」として実施。

○ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	計
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)

○ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成28年度			平成29年度		
		母子	父子	合計	母子	父子	合計
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,675件	1,071件	24,746件	69,967件	2,783件	72,750件
	②家計管理・生活支援講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件	11,956件	12,846件	72件	12,918件
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	11,434件	529件	11,963件	7,907件	431件	8,338件
	④情報交換事業 (開催数)	396回			567回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		147,116人			232,391人		

(参考) 平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成 2 5 年度			平成 2 6 年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業	15,956件	213件	16,169件	18,875件	640件	19,515件	22,690件	851件	23,541件
生活支援講習会等事 業	14,372件	85件	14,457件	13,437件	82件	13,519件	12,685件	238件	12,923件
児童訪問援助事業	1,058件	143件	1,201件	932件	176件	1,108件	488件	116件	604件
学習支援ボランティ ア事業	11,912件	545件	12,457件	32,730件	903件	33,633件	47,092件	2,257件	49,349件
ひとり親家庭情報交 換事業	430回			346回			366回		

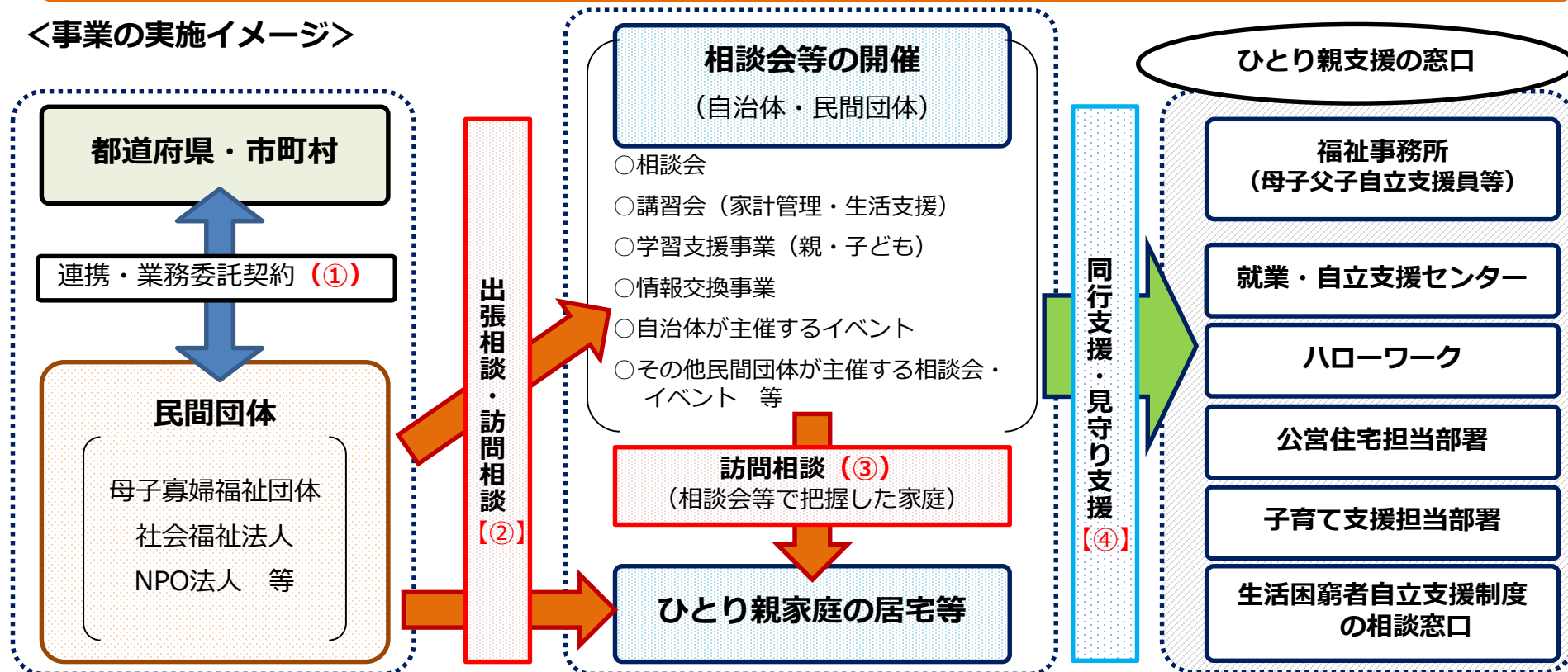
※平成 2 4 年度より学習支援ボランティア事業を実施
 ※各実績は延べ件数を記載

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

概要

- ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口へ来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口相談することに消極的である。
- このため、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、民間団体等の活用も含めた、ひとり親家庭（離婚前を含む。）に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

<事業の実施イメージ>



- ① 地域のひとり親家庭が相談しやすい環境を整えるため、積極的に地域の民間団体との連携を図る。
 - ② 相談会会場やひとり親家庭の居宅等へ出張又は訪問して相談支援を実施する。
 - ③ 相談会等で把握したひとり親家庭に対し、居宅等への訪問相談支援を実施する。
 - ④ 支援が必要なひとり親家庭について、福祉事務所や就業・自立支援センター等ひとり親支援機関への相談に同行し、必要なサービスの申請補助等を行う。また、継続的な支援が必要なひとり親家庭の見守り支援（伴走型の支援）を実施する。
- ひとり親家庭が抱える悩み等把握し、支援ニーズの掘り起こしを行う。

平成31年度予算 離婚前後親支援モデル事業【新規】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。
また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。



②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能



母子父子寡婦福祉資金貸付金

(別紙5)

- 配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とし、親の生活資金や子どもの修学資金などの貸付けを行う。

※母子及び父子並びに寡婦福祉法を改正し、平成26年10月から父子家庭を貸付対象に追加。

※ひとり親家庭が経済的に厳しい状況に置かれていること等を踏まえ、平成27年4月から違約金率の引下げ（年10.75%→年5%）を実施。

※返済の負担に配慮し、平成28年4月から保証人がいない場合の貸付利率の引下げ（年1.5%→年1.0%）を実施。

※修学資金及び就学支度資金について、平成30年4月から貸付けの対象に大学院を追加。

※平成31年4月から、就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げ（10万円→28.2万円）、修業資金の償還期限の延長（6年以内→20年以内）を実施。また、児童扶養手当の支払い回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮し、臨時児童扶養等資金を創設。

○母子父子寡婦福祉資金の貸付実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
事業開始資金	13	27,435	20	41,591	15	26,314	20	39,853	16	29,730
事業継続資金	13	15,624	9	10,071	8	6,920	11	13,067	5	5,727
修学資金	30,151	16,499,084	27,326	15,275,893	25,650	14,359,468	24,319	14,009,284	24,053	14,733,974
技能習得資金	1,001	570,712	909	509,147	845	461,327	795	466,266	649	352,446
修業資金	710	316,232	713	316,987	651	296,029	591	270,497	593	272,790
就職支度資金	78	16,068	74	14,343	81	15,812	88	20,512	60	13,621
医療介護資金	17	4,298	16	3,428	15	3,430	12	2,390	8	1,479
生活資金	1,040	577,691	976	546,590	951	638,580	803	428,409	642	381,246
住宅資金	48	50,096	36	39,467	48	50,095	50	49,828	41	44,132
転宅資金	511	107,100	490	105,128	431	89,210	388	82,948	326	69,184
就学支度資金	8,685	3,140,777	8,694	3,180,867	8,364	2,972,811	7,702	2,715,316	6,907	2,438,409
結婚資金	3	880	6	1,712	4	1,200	10	3,090	2	598
計	42,270	21,325,997	39,269	20,045,224	37,063	18,921,196	34,789	18,101,460	33,302	18,343,336

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

(参考) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付実績 (内訳)

○母子福祉資金

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金	12	24,935	16	33,361	14	25,654	14	28,563	13	24,462
事業継続資金	12	14,814	5	5,713	6	4,700	9	10,227	3	3,230
修学資金	29,348	16,000,614	26,505	14,768,871	24,678	13,784,877	23,214	13,353,249	22,767	13,960,584
技能習得資金	988	566,153	896	503,171	826	451,644	782	459,220	633	345,039
修業資金	670	293,661	670	297,806	599	267,505	526	237,331	525	237,521
就職支度資金	76	15,889	70	13,788	79	15,492	83	19,821	55	11,991
医療介護資金	15	3,732	10	2,536	14	3,090	11	2,120	4	770
生活資金	1,022	568,207	947	532,190	915	621,000	774	420,360	612	371,374
住宅資金	39	36,596	28	28,816	38	39,901	42	41,444	31	33,884
転宅資金	500	104,802	470	100,692	405	84,122	369	78,949	303	64,398
就学支度資金	8,597	3,107,189	8,375	3,063,362	7,956	2,833,995	7,301	2,582,008	6,513	2,303,403
結婚資金	2	580	4	1,112	3	900	8	2,490	2	598
計	41,281	20,737,172	37,996	19,351,418	35,533	18,132,880	33,133	17,235,782	31,461	17,357,254

○父子福祉資金

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金			2	4,230	0	0	5	9,790	1	2,830
事業継続資金			0	0	1	1,420	0	0	2	2,497
修学資金			59	17,196	365	174,810	643	330,045	885	494,879
技能習得資金			2	690	8	4,177	5	2,759	7	2,837
修業資金			6	1,751	16	7,037	30	14,716	38	17,501
就職支度資金			4	555	1	220	4	591	5	1,630
医療介護資金			2	212	1	340	0	0	2	378
生活資金			7	2,125	21	7,226	22	6,512	14	3,521
住宅資金			0	0	3	3,700	1	439	2	1,378
転宅資金			7	1,820	9	1,581	13	2,822	14	2,846
就学支度資金			255	93,080	353	116,249	363	118,500	364	123,300
結婚資金			0	0	0	0	0	0	0	0
計			344	121,659	778	316,760	1,086	486,174	1,334	653,597

○寡婦福祉資金

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)
事業開始資金	1	2,500	2	4,000	1	660	1	1,500	2	2,438
事業継続資金	1	810	4	4,358	1	800	2	2,840	0	0
修学資金	803	498,470	762	489,826	607	399,781	462	325,990	401	278,511
技能習得資金	13	4,559	11	5,286	11	5,506	8	4,287	9	4,570
修業資金	40	22,571	37	17,430	36	21,487	35	18,450	30	17,768
就職支度資金	2	179	0	0	1	100	1	100	0	0
医療介護資金	2	566	4	680	0	0	1	270	2	331
生活資金	18	9,484	22	12,275	15	10,354	7	1,537	16	6,351
住宅資金	9	13,500	8	10,651	7	6,494	7	7,945	8	8,870
転宅資金	11	2,298	13	2,616	17	3,507	6	1,177	9	1,940
就学支度資金	88	33,588	64	24,425	55	22,567	38	14,808	30	11,706
結婚資金	1	300	2	600	1	300	2	600	0	0
計	989	588,825	929	572,147	752	471,556	570	379,504	507	332,485

児童扶養手当

- (児童扶養手当と年金の併給調整の見直し概要)
- 児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給する。（年金額が手当額を下回るときは、その差額分の手当を支給）
 - 平成26年12月施行

差額支給の実施状況（人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	1,073,790	1,058,231	1,037,645	1006,332	973,188
うち公的年金受給あり	-	-	7,703	7,777	8,247

児童扶養手当制度の概要

1. 目的	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）		
2. 支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。		
3. 支給要件	父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。 ※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。		
4. 手当月額（平成31年4月～）	・ 児童1人の場合	全部支給：42,910円	一部支給：42,900円から10,120円まで
	・ 児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給：10,140円	一部支給：10,130円から5,070円まで
	〔3人目以降1人につき〕	全部支給：6,080円	一部支給：6,070円から3,040円まで
5. 所得制限限度額（収入ベース）	・ 全部支給（2人世帯）	160万円	
	・ 一部支給（2人世帯）	365万円	
6. 受給状況	・ 平成30年3月末現在の受給者数	973,188人	（母：914,691人、父：53,814人、養育者：4,683人）
7. 予算額（国庫負担分）〔令和元年度予算〕	2,074.8億円		
8. 手当の支給主体及び費用負担	・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 ・ 費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3		

○平成29年度末受給者数

児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

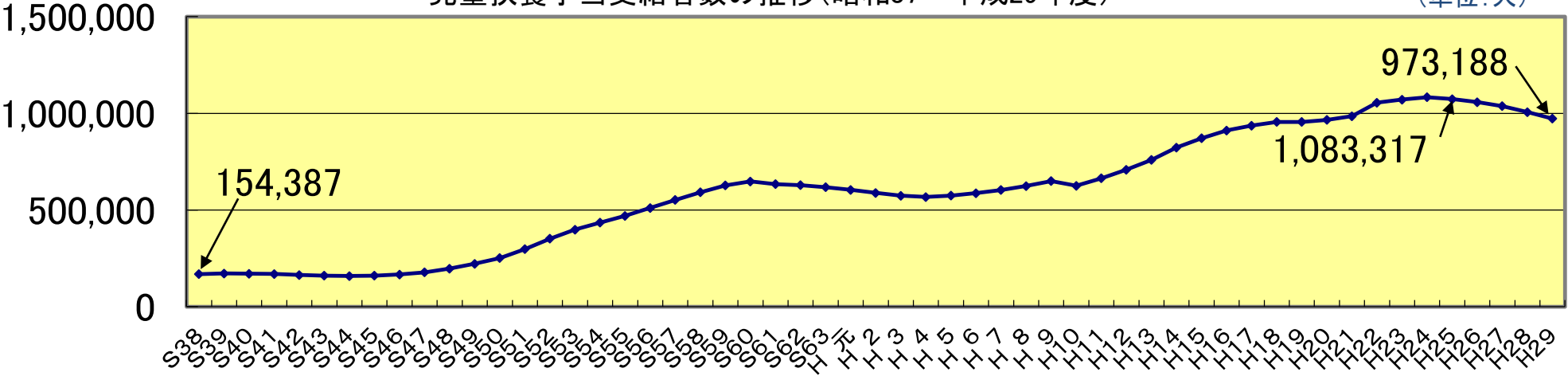
	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	886,973 (100.0%)	772,202 (87.1%)	688 (0.1%)	6,148 (0.7%)	100,308 (11.3%)	4,789 (0.5%)	1,875 (0.2%)	963 (0.1%)
父子世帯	53,470 (100.0%)	47,126 (88.1%)	19 (0.04%)	3,989 (7.5%)	644 (1.2%)	1,548 (2.9%)	140 (0.3%)	4 (0.007%)
その他の世帯※	32,745							
計	973,188							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

- 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成29年度末▲110,129人)。
- ※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大
- 平成29年度末において、全部支給者は487,911人(50.1%)、一部支給者は485,277人(49.9%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成29年度)

(単位:人)



(出典:厚生労働省「福祉行政報告例」)

相談支援体制

- ひとり親家庭への総合的な支援のために地方自治体の相談支援体制の強化が必要。地方自治体の前向きな取り組みと、やる気で、自治体全体が一体化した支援体制を整えることで、支援対象者を支援窓口へ誘導する。(戸籍窓口や教育委員会等においても、子どもの養育環境に応じて支援窓口へ誘導するよう一体化した支援体制を構築することが必要。)
- ひとり親家庭の総合的支援、相談窓口のスキル向上と連携の充実が必要。
- 地域の民間団体、行政機関などの関係機関が意見交換や情報交換を行う場の設置が必要。
- 母子・父子自立支援員の安定した雇用、待遇の向上、研修参加が促進されるよう財政措置を講じる必要がある。
- 母子・父子自立支援員の研修強化と待遇の改善を図るとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員の待遇改善が可能となるよう財政措置を講じること。また、夜間土日の相談を受けられる体制づくりが必要。
- 母子・父子自立支援員の役割として、ひとり親の職業能力の向上、求職活動に関する支援や養育費の相談等が期待されているが、研修を受講する機会が無く、母子父子寡婦福祉資金貸付金業務等に忙殺されているのが実態。
- 母子家庭等就業・自立支援事業は、ひとり親家庭の相談支援体制の重要な柱であるが、母子家庭で利用したことがある割合は10.9%、そのうち満足した割合は14.5%と低調。
- 相談支援機関相互の連携を緊密にすることが必要。ただし、相談支援体制の「希釈化」(戦力を強化せずに、分散投入し専門性が薄まること)を避ける必要がある。
- ワンストップサービスとなるよう関係機関・事業の集約化が必要(ただし、中核市程度の人口規模が求められる)。一方で、一般施策の中にひとり親家庭の相談支援を溶け込ませるという考え方もある。
- 母子・父子自立支援員と就業支援専門員との関係など、母子・父子自立支援員の役割の明確化が必要。
- 民生委員・児童委員との連携強化が必要。
- 都道府県、市町村の関係部署、学校、警察、民生委員、母子家庭等就業自立支援センター等において、相談窓口や支援制度の広報・周知が必要。
- ひとり親家庭が置かれた様々な状況に応じた「直接的支援」「日常的支援」が必要。更に踏み込んだ個別的な支援の構築が必要。
- 支援施策の利用条件や手続きが簡単に検索できるようにする、異なる支援機関の情報を横断的に検索できるようにするなど、インターネットによる情報収集を容易にするためのポータルサイト等の作成が有効。また、部署間や異なる支援機関の間で、支援が必要な家庭の情報を共有する工夫や連携が必要。
- 身近な地域の団体等が見守る体制を構築し、基礎自治体である市町村と連携する中で行政の支援につないでいくことが重要。
- 貧困対策として、給付制度等の経済的支援が直結する施策となるが、財政面の問題があるため、支援の選択と集中が必要。また、貧困の連鎖につながらないよう、子どもが希望をもって生きていけるよう、相談支援や生活・学習習慣の定着につながるような支援が重要。

相談支援体制

- 地域で気楽に相談できる場や頼れる仲間が少なくなっている状況から、ひとり親家庭の孤立を防ぐためにも、つながりの場を提供できる母子会の存在は重要。しかし、近年母子会員の減少等により運営が厳しくなっている状況であり、こうした団体の運営に関する支援も必要。
- ひとり親になる予定の方（離婚届を提出する方）は、離婚後に相談を受けるよう義務付けをするということも検討すべきではないか。また、離婚前から今後の生活についての相談ができるシステムの強化が必要。
- 離婚直後のひとり親家庭へのメンタルサポートが必要。
- 行政の支援が確実につながる仕組みとして、関係機関間の連携の促進（連携内容に関する合意、業務対応フローの展開、連携担当者の配置や関係機関の役割の明確化など）。
- 障害を持つひとり親家庭も想定した相談窓口情報等の発信方法の検討、父子家庭に対するサービス情報等の広報の方法の見直し、困ったときの相談方法に関するQ&Aの作成。
- 児童扶養手当の現況届にあわせて、アセスメントシートを作成し、家庭の情報を把握すること。
- ひとり親家庭支援に関する各事業の受託先を含めた研修を開催し、事業の質の向上を図る。

子育て・生活支援

- 子の病気等により仕事を休まざるを得なくなるひとり親を積極的に雇用する企業は少ない。「ワンオペ育児」「ワンオペ家計」をする上での様々な課題を理解し、必要な解決策、対応策を考えることが必要。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の定期利用の対象年齢を小学生まで引き上げることが必要。
- 子育て短期支援事業における対象施設の要件を緩和し、利用しやすい環境の整備が必要。
- ひとり親は子育ての悩みや課題を多く抱えていることから、親の子育てに関する相談支援が重要であり、子育ての悩みや愚痴を気兼ねなく話せる場（ピアサポートも含め）が必要。
- ひとり親家庭は就業環境により心にゆとりがない状況となっている場合がある。地域の団体と協力して、こころのケア支援の充実が必要。
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の派遣単価の増額、家庭生活支援員の増員に向け、国において制度の周知を図ることが必要。
- 子どもの生活・学習支援事業について、居場所を必要としている全ての子どもを必要な支援につなげていくため、ひとり親家庭以外にも支援対象に加えることも検討する必要がある。また、市町村における取組みを促進する観点から、国庫補助の仕組みの見直し（間接補助から直接補助へ）が必要。
- ひとり親家庭の仕事と子育ての両立支援策を充実させるために、ひとり親家庭等日常生活支援事業の予算の拡充及び事業内容の改善し、実施主体を市町村とすること。また、ファミリーサポート・センター事業の減免割引などが自治体の裁量で行えるようにすること。

就業支援

- 様々な資格取得補助の仕組みがあるが、対象に入りきらない母への就業や生活への支援策が必要。また資格所持者のうち39%が資格に役に立ってないと回答している状況について検討が必要。
- 就業支援講習会への参加に地域格差が影響していることを踏まえ、本事業の講習会を通信教育を併用したメニューを設けることが必要。
- 職業能力開発において、本人のキャリア展望の中にしっかりと位置づけられていなければ、学んだ成果は生かされず、途中離脱にもつながりかねない。訓練受講前の相談支援が重要であり、職業キャリアを見通した相談のできる体制(相談員の能力向上、専門職の連携)が必要。
- 高等職業訓練促進給付金事業について、教育訓練支援給付金との併用ができないことについて、利用者にとってわかりやすい制度となるよう運用を見直すことが必要。
- 高等職業訓練促進資金貸付事業について、自治体の実情に合わせて必要な経費が確保されるよう、事務費の上限を見直すことについて検討が必要。
- 高等職業訓練促進給付金の支給額の増額(14万円程度)を検討すること。
- 各業種毎のキャリアアップを想定し、見える化した上で、高等職業訓練促進給付金事業の対象資格の拡大を図る。
- ひとり親を積極的に雇用してくれるような企業を増加させるための施策の検討が必要。
- ひとり親は手近な仕事に就く傾向が強く、キャリア相談を受けるチャンスが少ない。仕事を探す前に、自己理解(本人の強みを発見し適性を知ること)、環境の理解(労働市場の動向を知ること)が必要であるが、ひとり親の多くはそうしたプロセスを経ず、パート労働などの仕事についている。早期に相談を受けていくチャンスを提供していき、シングルマザーに合うキャリア相談を行う体制が必要。
- 就労支援は就業スキルの向上(能力開発)とともに、自己尊重感の向上が必要。就業スキルのみの研修では問題解決力が向上せず、自信のないままになってしまう。
- 就職後の子育てとの両立が可能な働き方の選択肢を企業が提供できるよう、企業内の意識改革ができるような働きかけが必要。
- 高卒認定試験受講費用の支援を充実させ、受講時に支援を行うようにすること。
- ひとり親家庭を雇用する上で必要な合理的配慮等の企業向け研修や採用に関する支援。
- ひとり親家庭に対する各種施策を活用した自立までの好事例等を作成し、自立支援プログラムの見える化を図ること。

養育費確保等支援

- 養育費の確保に向けて、法改正を含めた養育費の確保に係る新たな仕組みを構築することが必要。
- 別居親の養育費の支払い義務の強化が必要。
- 養育費の支払確保を進めるため、取り決めの促進、親の搜索支援、講座の開示、マイナンバーの活用などの検討が必要。
- 養育費の算定表の方式を毎年更新できるようにすること。
- 面会交流の相談業務の責任主体が不明確である。離婚届を受理する市町村が対応することは困難であるが、養育費相談支援センターが面会交流の相談支援を実施しなければならないというものではない。
- 安全な面会交流ができるよう、DV等があった場合に安易に面会交流を進めることがないようにするとともに、面会交流支援団体に対する支援を行うこと。
- 離婚後の共同親権制度については、法制化は慎重に行うとともに、共同親権ではなく共同親責任という意味合いにすること。

経済的支援

- 児童扶養手当の受給者の拡大が多くの支援事業の対象拡大につながる。平成30年度に全部支給停止所得制限限度額が160万円に引き上げられたが、児童手当と同じ所得制限にする。また、同居する扶養義務者は両親のみとする。（余儀なく離職した場合などで各種支援を受けた場合において、前年度所得による児童扶養手当支給停止のため就労支援等の対象とならない場合がある。また、兄弟の収入の恩恵を受けられない場合にも支給停止になることがあり、多くの支援対象から外れてしまう。）
- 児童扶養手当と年金の子ども加算を子どもが20歳に達するまでに延長すること（19歳になった後の世帯の困難を考え、一時金のような対応を含め検討いただきたい）。
- 児童扶養手当の支給回数が年6回となったことは一歩前進であるが、毎月支給にすることが望ましい。また、4月・8月・12月は児童扶養手当と児童手当ともに支払われない状況であり、児童手当の支払い回数（隔月支給）を見直し（隔月支給）を実現したい。
- 児童扶養手当の全部支給所得制限限度額を2002年当時の200万円に引き上げること（低い所得制限と「児童扶養手当の満額支給の所得制限以上に働くと損する」という誤解から、月収10万程度で働く母子を増やし、困窮する状況を作り出してきたと感じる。住民税非課税ラインと同等のところまで上げるべき）。
- 児童扶養手当が障害年金と併給禁止であることでさまざまな弊害が訴えられているため、支給停止理由などの件数などから実態を把握することが必要。
- 非正規雇用の場合、残業をしてもその分の賃金は延長保育等の利用料で無くなってしまう場合があると聞いている。こうした場合の手当や延長保育の利用料の減免等の仕組みがあると良い。

その他

- 就業と子育ての両立を図るためには、支援策の充実した利便性の高い地域への居住を望むことが必然と考えられることから、賃貸居住者への住宅手当の支給の検討が必要。
- 母子生活支援施設やシェアハウスについて、父子家庭の利用も想定した事業へ拡大
- 空き家を活用したシングルマザー向けシェアハウスの動きなどもあるが、国交省と連携した住宅支援施策の検討拡充が必要。
- 未婚のひとり親に対する税制上の不均衡を是正するため、所得税法の寡婦(寡夫)控除の適用を行うこと。
- 税制の寡婦(寡夫)控除を婚姻歴のない親にも適用すること、所得制限そのほかの扱いは離婚のひとり親と同等とすることが必要。
- 各地方公共団体の財政状態により対応差が生じないよう、国庫補助率の引き上げ等の財政措置の充実が必要。
- ひとり親家庭等への医療費助成に係る全国一律の制度を創設するとともにひとり親家庭等への医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること。
- ひとり親家庭の中には自動車の免許取得、自家用車の購入、ガソリン代の助成等の支援への要望がある。
- 別居中(離婚前)のひとり親家庭に支援施策がないため、困窮やその後継続する困難の原因をつくるため、別居中のひとり親家庭への支援の在り方を検討することが必要(現状ではDV被害で保護命令が子どもに出ている場合のみ児童扶養手当が支給されるのみである。調停中など婚姻の意思が確認される場合の現金給付、住宅支援、保育園入所など多角的に行われるべきである)。

○母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

(平成二十七年十月二日)

(厚生労働省告示第四百十七号)

改正 平成二九年三月三十一日厚生労働省告示第一六八号

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。なお、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号)は、廃止する。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

目次

はじめに

第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の

基本となるべき事項

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

はじめに

1. 方針のねらい

(1) 母子家庭及び父子家庭施策の必要性

我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭が増加している。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所等における待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その80.6%が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入は181万円と低い水準にとどまっているのが現状である。パート・アルバイト等の形態での就労が47.4%、その

平均年間就労収入は125万円となっており、依然としてパート・アルバイト等の平均年間就労収入が低い形態で就労する者の割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業をして、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭の父については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均年間就労収入は平成22年で360万円となっている。その一方で、パート・アルバイト等の形態で就労する者が8.0%と一定割合存在し、その平均年間就労収入は平成22年で175万円と低い水準となっていることから、こうした家庭に対する就業の支援が必要である。また、母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

このような母子家庭及び父子家庭の置かれた厳しい雇用・経済状況を背景として、厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で17歳以下の子どもがいる世帯)のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成24年で54.6%(平成21年50.8%)となっており、平成22年の国際比較では、OECD諸国の中でも高くなっている(OECD (2014) Family database “Child poverty”)。こうした状況にあって、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。このため、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)及び子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、貧困の世代間連鎖の解消を目指し、母子家庭及び父子家庭に関する施策を講じていく必要がある。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこ

ととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学の悩みなど、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要である。

このように、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子・父子福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり60年以上の歴史を持っており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の変化に応じた見直しが行われてきた。

平成14年には母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて施策を実施することとされ、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭及び父子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭及び父子家庭の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとされた。

次に、平成22年には母子家庭及び父子家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されるようになった。

また、平成24年には、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父

子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。)が成立した。

さらに、平成26年には、母子家庭の母及び父子家庭の父が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、①都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)による母子家庭及び父子家庭への支援の積極的かつ計画的な実施に関する規定の整備など母子家庭及び父子家庭に対する支援体制の強化、②高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援の強化、③父子福祉資金の創設など、父子家庭に対する支援の充実、④児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置が講ぜられることとなった。

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条第1項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

第1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、母子世帯及び父子世帯に関しては厚生労働省の「全国母子世帯等調査(平成23年11月1日現在)」、寡婦に関しては厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調査(平成26年8月1日現在)による。

1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和58年をピークに減少傾向となったが、

平成3年から再び増加を始め、平成14年には289,836件(厚生労働省「人口動態統計」)と、過去最高となった。平成15年からは再び減少傾向となり、平成25年の離婚件数は、231,383件(厚生労働省「人口動態統計」)となっている。

2. 世帯数等の推移

- (1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成22年で755,972世帯となっており、平成17年の749,048世帯と比べ0.9%増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」の数は、平成22年で88,689世帯となっており、平成17年の92,285世帯と比べ3.9%減少している。両世帯数の合計は、平成22年で844,661世帯となっており、平成17年の841,333世帯と比べ0.4%増加している。
- (2) 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。)になった理由別の構成割合は、死別世帯が7.5%(平成18年9.7%)と減少する一方、生別世帯が92.5%(平成18年89.6%)と増加している。また、未婚の母の割合は7.8%(平成18年6.7%)と増加している。父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。以下同じ。)になった理由別の構成割合は、死別世帯が16.8%(平成18年22.1%)と減少する一方、生別世帯が83.2%(平成18年77.4%)と増加している。また、未婚の父の割合は1.2%となっている。
- (3) 寡婦においては、母子世帯における生別世帯の増加を反映して、生別によるものが60.8%(平成15年度「全国母子世帯等調査」42.3%)となっており、生別の割合が増加している。
- (4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成22年度末は1,055,181世帯、平成23年度末は1,070,211世帯、平成24年度末には1,083,317世帯、平成25年度末は1,073,790世帯となっており(「厚生労働省福祉行政報告例」)、増加傾向にあったが、平成25年度末は減少に転じている。

3. 年齢階級別状況等

- (1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は33.0歳(平成18年33.9歳)で、そのときの末子の平均年齢は4.7歳(平成18年5.2歳)となっている。
母子世帯の母の平均年齢は39.7歳(平成18年39.4歳)で、末子の平均年齢は10.7歳(平成18年10.5歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。
- (2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は38.5歳(平成18年37.4歳)で、そのときの末子の平均年齢は6.2歳(平成18年6.2歳)となっている。

父子世帯の父の平均年齢は44.7歳(平成18年43.1歳)で、末子の平均年齢は12.3歳(平成18年11.5歳)となっており、父子とも平均年齢が上がっている。

- (3) 寡婦の平均年齢は57.1歳(平成15年度「全国母子世帯等調査」56.5歳)で、年齢分布としては「60～64歳」の階層が40.3%で最も多くなっている。

4. 住居の状況

- (1) 母子世帯の持ち家率は、全体で29.8%(平成18年34.7%)、死別世帯が61.8%(平成18年64.0%)、生別世帯が27.2%(平成18年31.7%)となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家32.6%(平成18年30.4%)、公営住宅18.1%(平成18年15.0%)、同居11.0%(平成18年7.9%)等となっている。
- (2) 父子世帯の持ち家率は、66.8%(平成18年58.3%)となっている。持ち家以外については、借家15.2%(平成18年11.1%)、公営住宅4.8%(平成18年6.5%)、同居7.8%(平成18年18.1%)等となっている。
- (3) 寡婦の持ち家率は、64.5%(平成15年度「全国母子世帯等調査」60.9%)となっている。持ち家以外については、公営住宅14.9%(平成15年度「全国母子世帯等調査」12.3%)、借家11.8%(平成15年度「全国母子世帯等調査」16.4%)、同居5.6%(平成15年度「全国母子世帯等調査」4.1%)等となっている。

5. 就業状況

- (1) 母子世帯の母については、80.6%(平成18年84.5%)が就業しており、就業している者のうち正規の職員・従業員が39.4%(平成18年常用雇用者42.5%)、パート・アルバイト等が47.4%(平成18年臨時・パート43.6%)等となっている。母子世帯になる前に就業していた者の割合は73.7%(平成18年69.3%)(うち正規の職員・従業員29.5%(平成18年常用雇用者28.7%)、パート・アルバイト等52.9%(平成18年臨時・パート48.9%))であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、69.1%(平成18年75.6%)が現在就業している(正規の職員・従業員31.1%(平成18年常用雇用者37.7%)、パート・アルバイト等57.4%(平成18年臨時・パート51.6%))。現在従事している仕事の内容は、事務が21.8%(平成18年25.2%)、サービス職業が23.0%(平成18年19.6%)となっている。勤務先事業所の規模は、6～29人のものが最も多く、300人未満の規模までで全体の約6割となっている。

また、母子世帯の母で資格を有している割合は、55.7%(平成18年56.9%)と減少しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も60.7%(平成18年76.6%)と減少している。

さらに、現在就業している者のうち、31.9%(平成18年33.8%)が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が52.6%(平成18年49.7%)と約半分を占めている。

- (2) 父子世帯の父については、父子世帯になる前に就業していた者の割合が95.7%(平成18年98.0%)とほとんどが就業しており、その後も91.3%(平成18年97.5%)と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が67.2%(平成18年常用雇用者72.2%)、自営業が15.6%(平成18年事業主16.5%)、パート・アルバイト等が8.0%(平成18年臨時・パート3.6%)等となっている。

また、現在就業している者のうち、24.2%(平成18年21.6%)が転職を希望しており、その理由は「収入がよくない」が47.6%と約半分を占めている。

- (3) 寡婦については、86.7%(平成15年度「全国母子世帯等調査」68.1%)が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、正規の職員・従業員が34.1%(平成15年度「全国母子世帯等調査」常用雇用者35.9%)、パート・アルバイト等が35.7%(平成15年度「全国母子世帯等調査」臨時・パート40.0%)等となっている。

6. 収入状況

- (1) 母子世帯の母自身の平成22年の平均年間収入金額(就労収入、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく給付、児童扶養手当、養育費等全ての収入の金額。以下同じ。)は223万円、母自身の平均年間就労収入金額は181万円(平成17年171万円)、世帯の平均年間収入金額(平均世帯人員3.42人)は、291万円となっている。
- (2) 父子世帯の父自身の平成22年の平均年間収入金額は380万円、父自身の平均年間就労収入金額は360万円(平成17年398万円)、世帯の平均年間収入金額(平均世帯人員3.77人)は、455万円となっている。
- (3) 母子世帯の母の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校129万円、高校169万円、高等専門学校199万円、短大186万円、大学・大学院297万円、専修学校・各種学校201万円となっている。
- (4) 父子世帯の父の最終学歴別の平均年間就労収入は、中学校233万円、高校356万円、高等専門学校276万円、短大302万円、大学・大学院555万円、専修学校・各種学校324万円となっている。

7. 学歴の状況

- (1) 母子世帯の母の最終学歴は、中学校13.5%、高校48.0%、高等専門学校4.2%、短大12.1%、大学・大学院6.9%、専修学校・各種学校14.0%となっている。

- (2) 父子世帯の父の最終学歴は、中学校15.4%、高校51.6%、高等専門学校4.6%、短大2.0%、大学・大学院15.6%、専修学校・各種学校9.5%となっている。

8. 相対的貧困率

厚生労働省の「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、平成24年で54.6%(平成21年50.8%)となっており、平成22年の国際比較では、OECD諸国の中でも高い(OECD (2014) Family database “Child poverty”)。

9. 養育費の取得状況

- (1) 離婚母子世帯のうち養育費の取り決めをしている世帯は、37.7%(平成18年38.8%)となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%(平成18年47.0%)と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が23.1%(平成18年23.7%)、「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった」8.0%(平成18年9.5%)となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.7%(平成18年19.0%)、受けたことがある者が15.8%(平成18年16.0%)、受けたことがない者が60.7%(平成18年59.1%)となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額43,482円(平成18年42,008円)となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の54.4%(平成18年54.4%)であるが、そのうち相談相手は、親族が43.9%(平成18年45.9%)で最も多く、次いで家庭裁判所24.4%(平成18年25.5%)、弁護士12.4%(平成18年14.1%)、知人・隣人8.8%(平成18年7.1%)等となっている。

- (2) 離婚父子世帯のうち養育費の取り決めをしている世帯は、17.5%(平成18年15.5%)となっている。養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が34.8%(平成18年30.6%)と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が21.5%(平成18年32.2%)、「相手と関わりたくない」が17.0%(平成18年18.2%)となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が4.1%(平成18年2.0%)、受けたことがある者が2.9%(平成18年2.0%)、受けたことがない者が89.7%(平成18年88.5%)となっている。

養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当

たりの平均額は、月額32,238円(平成18年22,500円)となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の27.8%(平成18年38.5%)であるが、そのうち相談相手は、親族が44.8%(平成18年56.1%)で最も多く、次いで家庭裁判所22.4%(平成18年19.3%)、弁護士11.2%(平成18年8.8%)、知人・隣人11.2%(平成18年3.5%)等となっている。

10. 面会交流の実施状況

- (1) 離婚母子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は23.4%、現在も面会交流を行っている世帯は27.7%となっている。
- (2) 離婚父子世帯のうち、面会交流の取り決めをしている世帯は16.3%、現在も面会交流を行っている世帯は37.4%となっている。

11. 子どもの状況等

- (1) 母子世帯における1世帯当たりの子ども(20歳未満)の数は、「1人」が54.7%(平成18年54.1%)、「2人」が34.5%(平成18年35.6%)となっており、平均1.58人(平成18年1.58人)となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が31.3%(平成18年35.2%)で最も多く、中学生のいる世帯が20.5%(平成18年19.4%)、高校生のいる世帯が20.4%(平成18年18.9%)となっている。

小学校入学前の子どものいる母子世帯は全体の16.2%(平成18年17.1%)となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が61.7%(平成18年65.3%)と最も高く、また、その割合が減少し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が増加している。

- (2) 父子世帯における1世帯当たりの子ども(20歳未満)の数は、「1人」が54.7%(平成18年50.3%)、「2人」が36.0%(平成18年38.7%)となっており、平均は1.56人(平成18年1.62人)となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が27.9%(平成18年31.0%)と最も多く、中学生のいる世帯が24.5%(平成18年24.1%)、高校生のいる世帯が25.1%(平成18年21.4%)となっている。小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の8.1%(平成18年12.1%)となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が67.6%(平成18年46.2%)と最も高く、その割合が増加している。

- (3) 母子世帯及び父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校に在籍している者の割合は92.8%、高等専門学校に在籍している者の割合は1.1%、就労

している者の割合は0.8%となっている。また、19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学及び短期大学に在籍している者の割合は23.9%、専修学校等に在籍している者の割合は17.8%、就労している者の割合は33.0%となっている。

12. その他

(1) 公的制度の利用状況等

公共職業安定所を利用したことがある者は、母子世帯で69.1%、父子世帯で49.4%となっており、制度を知らなかった者は、母子世帯で2.2%、父子世帯で4.5%となっている。

一方で、母子・父子自立支援員による相談・支援を利用している又はしたことがある者は、母子世帯で4.7%、父子世帯で1.7%であり、制度を知らなかった者は、母子世帯で46.4%、父子世帯で45.0%であったほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、利用したことがある者が母子世帯で8.1%、父子世帯で0.7%であり、制度を知らなかった者が母子世帯で35.1%、父子世帯で45.8%、高等職業訓練促進給付金については、利用したことがある者が母子世帯で1.5%、制度を知らなかった者が母子世帯で49.7%、母子福祉資金については、利用したことがある者が母子世帯で6.3%、制度を知らなかった者が63.6%となっている。

また、厚生労働省「平成25年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」によると、都道府県等及び市等において、母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施している割合が62.7%、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している割合が54.6%となっており、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援施策は、自治体によって取組状況に差がある。

(2) 子どもについての悩み

- ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が56.1%（平成18年56.4%）と最も多く、「しつけ」が15.6%（平成18年19.0%）で次いでいる。
- ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が51.8%（平成18年50.6%）と最も多く、「しつけ」が16.5%（平成18年12.8%）で次いでいる。

(3) 困っていること

- ① 母子世帯における母が困っている内容については、「家計」が45.8%（平成18年46.3%）で最も多く、「仕事」19.1%（平成18年18.1%）、「住居」13.4%（平成18年12.8%）の順となっている。
- ② 父子世帯における父が困っている内容については、「家計」が36.5%（平成18年

40.0%)で最も多く、「仕事」17.4%(平成18年12.6%)、「家事」が12.1%(平成18年27.4%)の順となっている。

- ③ 寡婦における困っている内容については、「家計」が23.8%(平成15年度「全国母子世帯等調査」26.8%)と最も多く、「自分の健康」21.5%(平成15年度「全国母子世帯等調査」29.1%)、「親族の健康・介護」が20.5%の順となっている。

(4) 相談相手について

相談相手がありと回答があったのは、母子世帯では80.4%(平成18年76.9%)、父子世帯では56.3%(平成18年59.4%)、寡婦では85.0%(平成15年度「全国母子世帯等調査」77.2%)となっている。

相談相手がありと回答した者のうち、相談相手が公的機関と回答があったのは、母子世帯では、2.4%(平成18年1.2%)、父子世帯では3.6%(平成18年0.9%)、寡婦では4.3%(平成15年度「全国母子世帯等調査」0.7%)となっている。

また、相談相手がいないと回答した者のうち、相談相手が欲しいと回答した者は、母子世帯では61.8%(平成18年67.9%)、父子世帯では50.4%(平成18年53.8%)、寡婦では64.2%(平成15年度「全国母子世帯等調査」61.5%)となっている。

13. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加している。就業状況は、パート・アルバイト等の割合が増加し、就労収入は、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。また、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の児童に対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。また、母子・父子自立支援員を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、家計や自身の健康、親族の健康・介護で困っているとの回答が同程度あることから、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、母子世帯に比べて、持ち家率が高い。また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は正規の職員・従業員であるが、父子世帯の平均年間収入は児童のいる世帯の平均所得金額658.1万円(平成23年「国民生活基礎調査」)より低くなっている。また、パート・アルバイト等の形態で就業する者が一定割合存在し、その就労収入が低い水準にとどまる者もいるとともに、母子世帯に比べて家事等生活面で多くの困難を抱え、相談相手が少ないという傾向がある。さらに、母子世帯と同様、子どもの「教育・進学」や「しつけ」に悩みを抱えている。

このように、父子世帯については、特に、子育て・家事と仕事の両立支援や相談支援、就業支援、学習支援等の児童に対する支援等が重要と考えられる。また、母子・父子自立支援員による相談・支援を始めとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

第2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等及び市等が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究や、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る施策の普及・啓発、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、自立促進計画を策定すること等

を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要である。また、母子・父子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。都道府県等及び市等は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第10条の2の規定の趣旨を踏まえ、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業(以下「ひとり親家庭等日常生活支援事業」という。)、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業(以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。)等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 関係機関相互の協力

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせる実施することが重要であることから、母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要である。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育など幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要である。あわせて、児童扶養手当の現況届提出時等の機会を積極的に活用し、子育て、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応できる体制の構築

を図ることも必要である。

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題など多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う相談支援体制を整えることが重要である。

その際、母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、母子・父子福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、母子・父子自立支援員と連携して問題の解決に努めること等が重要である。さらに、母子・父子自立支援員の受けた相談内容の割合が母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などに関するものが多い状況を踏まえると、相談窓口就業支援を担当する者(以下「就業支援専門員」という。)を配置して就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図ることが望ましい。そのため、相談窓口に関する分かりやすい情報提供等に取り組んでいくことが必要である。

また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する必要がある。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員を配置するとともに、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や支援機関との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要であ

る。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体の活用を検討することも重要である。あわせて、相談支援を担う人材を確保すること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口の周知により利用を促すことが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成20年4月から実施されている児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業などの一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援の拡充、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。さらに、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、母子家庭及び父子家庭の児童の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後の居場所の提供、学習支援等に取り組むことが重要である。

(5) 就業支援の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。支援に当たっては、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しているが、特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金については、全ての都道府県等及び市等において積極的な実施とその周知が求められるとともに、今後は、母子家庭の母及び

父子家庭の父の学び直しの視点も含め、就業支援を拡充することが求められる。

(6) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

養育費の確保については、養育費の取り決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、養育費等の取り決め合意書のひな形を作成し、離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や相談等に対応する者に対する支援、弁護士による養育費相談の実施が重要である。また、面会交流については、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があるとともに、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、面会交流に関する意義や課題などを双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。

(7) 福祉と雇用の連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

(8) 子どもの貧困対策

就業により安定した収入を確保し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものである。子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ、各施策を実施していくことが重要である。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) 子育てや生活の支援策

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との

両立ができるよう、保育所等の優先的利用等、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

母子家庭及び父子家庭の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費の支払についての社会的気運の醸成、養育費や面会交流についての取り決めの促進を図るなど、養育費確保面での相談体制の整備を促進する。また、面会交流は、基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、児童虐待や配偶者からの暴力等により面会交流が適切でない場合があることや養育費相談とは異なる専門性が必要であること等に留意の上、相談に対応すること等により、面会交流の取り決めの促進を図る。

(4) 経済的支援策

母子家庭及び父子家庭にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施する。また、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するとともに、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんを含む。)

ア 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、託児サービスを付加した職業訓練や就労経験の少ない者にビジネスマナー講習等を行う準備講習をセットにした職業訓練等個々の求職者の特性に配慮した公共職業訓練を実施する。

③ 求職者支援制度の活用

雇用保険を受給できない母子家庭の母及び父子家庭の父などの求職者に対して、無料の職業訓練を提供し、一定の要件を満たす場合に当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金を支給し、あわせて、公共職業安定所における積極的な就職支援を実施する。

④ ジョブ・カード制度の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父などの職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行等を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進する。

⑤ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母及び父子家庭の父など就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者コース助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

⑥ 試行雇用を通じた早期就職の促進

母子家庭の母及び父子家庭の父に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための短期の試行雇用を実施する。

⑦ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。

⑧ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の

雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

⑨ 事業主に対する母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

⑩ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

⑪ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子・父子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

⑫ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進につながる各種情報を提供する。

⑬ 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成25年政令第3号)に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努める。

⑭ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材

の養成及び資質の向上に留意する。

⑮ 母子家庭及び父子家庭に対する生活の場の整備

都市機構賃貸住宅について、母子家庭及び父子家庭に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、一般財団法人高齢者住宅財団が実施する家賃債務保証制度の活用を推進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第10条第1項に規定する居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進する。

⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進等

養育費に関しては、養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。

また、面会交流に関しては、養育費に関する相談とは異なる専門性が必要であることに鑑み、関係機関との役割分担を明確にした上で、養育費相談支援センターにおいて相談等の対応を行う。なお、養育費相談支援センターでの対応が困難な場合には、その解決に資する方策や関係機関等に関する情報提供を行い、面会交流の取り決めの促進を支援する。

さらに、養育費及び面会交流の取り決めの促進に効果的な取組に関する調査・研究等を行い、都道府県等及び市等に情報提供することにより、都道府県等及び市等の取組を支援する。

このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。

⑰ 母子福祉資金貸付金等の貸付条件に関する配慮

母子福祉資金貸付金等の貸付条件について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。

⑱ 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を展開するための実態把握・研究

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況、各施策の効果などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子・父子自立支援員及び就業支援専門員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする。

① 相談支援体制の整備

ア 総合的な相談窓口の整備(実施主体：都道府県等及び市等)

福祉事務所等の相談窓口に、地域の実情に応じ、母子・父子自立支援員に加えて就業支援専門員を配置すること等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の様々な課題に対し、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的な支援を行う相談窓口を整備

イ 相談機関関係職員を対象とした研修等の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員を対象として研修を実施するほか、他の機関が行う研修会等への参加を支援

ウ 相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成(実施主体：都道府県等及び市等)

福祉事務所の母子・父子自立支援員や就業支援専門員等の相談機関関係職員向けの活動マニュアル等を作成

エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進(実施主体：都道府県等及び市等)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、支援施策及び相談窓口を情報提供

② 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所等の優先的利用の推進等(実施主体：市町村)

(a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱いなど、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進

(b) 延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりを実施

(c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体：市町村)

放課後児童クラブについても、その実施を推進するとともに、母子家庭及び父子家庭の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充(実施主体：都道府県及び市町村)

- (a) 母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

- (b) 母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭及び父子家庭の子どもを対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭の母及び父子家庭の父の子育てと仕事の両立を支援

- (c) ひとり親家庭の支援拠点としての活用

母子生活支援施設におけるひとり親家庭等生活向上事業や子育て短期支援事業の実施、就業支援専門員の配置等を通じ、母子生活支援施設を、地域におけるひとり親家庭の支援拠点として活用

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等(実施主体：都道府県及び市町村)

- (a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進

- (b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進

オ 身元保証人確保対策事業の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

母子生活支援施設等を退所する母子家庭などが、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることのないよう、身元保証人確保のための支援を推進

カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施(実施主体：都道府県等)

母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進

キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

- (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家

事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進

- (b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進
- (c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

ク 子育て短期支援事業の実施(実施主体：市町村)

- (a) 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、緊急一時的に保護を必要とする場合又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を短期間預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施を推進
- (b) 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となった場合やその他の緊急の場合に、母子家庭及び父子家庭の児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施を推進
- (c) 母子家庭及び父子家庭の児童が事業を優先的に利用できるような取組等を推進

ケ ひとり親家庭等生活向上事業の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

- (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦を対象とした家計管理等の講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等を地域の実情に応じて実施
- (b) 母子家庭及び父子家庭の児童を対象とした学習支援等を地域の実情に応じて実施

③ 就業支援策

ア 母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

- (a) 児童扶養手当受給者等の個々の母子家庭及び父子家庭の実情に応じた自立

支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。

- (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

- (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子・父子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域生活の支援や養育費の取り決めに促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

- (b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・ 受講者のために託児サービスを提供
- ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

- (c) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し、実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

- (d) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら、母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子・父子福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に事業の全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(a) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等(母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金並びに母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等)の活用(実施主体：都道府県等及び市等)

- ・ 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金
都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給
- ・ 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等
都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業や育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体：都道府県等)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の貸付けを実施

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体：都道府県等)

- ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い
- ・ 家庭的保育事業の補助者としての経験を保育士試験の受験に必要な実務経験に算入

(d) 高等学校卒業程度認定試験の合格支援(実施主体：都道府県等及び市等)

母子家庭の母及び父子家庭の父等が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給

(e) 在宅就業の支援(実施主体：都道府県等及び市等)

在宅就業を希望する母子家庭及び父子家庭に対し、専門の支援員による支援を実施

エ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体：都道府県等及び市等)

(a) 都道府県等及び市等は、母子・父子自立支援員等を配置し、児童扶養手当の給付を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施

(b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子・父子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

オ 公共職業訓練の実施(実施主体：都道府県)

都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母及び父子家庭の父を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援(実施主体：都道府県等)

母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は寡婦が共同して起業する場合に、母子福祉資金貸付金等(事業開始資金)を貸付け

また、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進(実施主体：都道府県及び市町村)

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の雇入れを促進

(c) 母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注の推進(実施主体：都道府県及び市町村)

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

キ 母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b) 母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

ク 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

- (a) 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援(実施主体：都道府県及び市町村)

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

- (b) 母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援(実施主体：都道府県)

母子・父子福祉団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合に母子福祉資金貸付金制度等を活用

- (c) 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力(実施主体：都道府県、市町村及び地方独立行政法人)

母子・父子福祉団体等母子家庭の母及び父子家庭の父の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から購入するように努めること

ケ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

④ 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

ア 広報・啓発活動の推進(実施主体：都道府県及び市町村)

母子・父子福祉団体、NPO等の関係団体と連携して、養育費の支払や養育費及び面会交流の取り決めに関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

- (a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体：都道府県等及び市等)

養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭及び父子家庭への講習会などを実施するため、地域の実情に応

じ、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 弁護士による法律相談の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士による離婚前も含めた法律相談を実施

(c) 母子・父子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費及び面会交流に関する研修の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

母子・父子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費に関する専門知識を有する相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する事項や面会交流の相談対応、関係機関や民間団体等との連携に関する研修を実施

(d) 母子・父子福祉団体、NPO等への支援(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭及び父子家庭に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子・父子福祉団体やNPO等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭及び父子家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

エ 面会交流支援事業の実施(実施主体：都道府県等)

別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助を実施

⑤ 経済的支援策

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体：都道府県等)

母子家庭若しくは父子家庭又は寡婦に対して、積極的に母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体：都道府県及び市町村)

母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、積極的に児童扶養手当制度に関する情報提供を行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体：都道府県等及び市等)

児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する適切な自立支援を実施

⑥ 広報啓発

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施(実施主体：都道府県及び市町村)

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年1回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

(4) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第1に掲げた母子家庭及び父子家庭の父並びに寡婦の動向に関して可能な限り定量的な調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子・父子福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(6) その他

① 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施するに当たっては、母子・父子福祉団体、NPOその他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これらの関係団体、児童委員及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

② 効果的な母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。

- ③ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に従事する職員により母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を巡る状況の理解、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

1. 手続についての指針

(1) 自立促進計画の期間

自立促進計画の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 他の計画との関係

自立促進計画は、法律の規定による計画であって母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

(3) 自立促進計画策定前の手続

① 調査・問題点等の把握

自立促進計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の現状における問題点及び支援施策の利用に関する意向を把握する。

ア 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の数(離死別や未婚等の原因ごとの数)

イ 母子家庭及び父子家庭における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)

ウ 平均年間所得(就業形態ごと、就業種別ごとの額)

エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとの率)

オ 母子家庭及び父子家庭の養育費等の取り決め率、取得率及び平均額

カ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住居の状況

キ 母子家庭及び父子家庭のうち、その児童が保育所等の利用を待機している世帯数

ク 当該地域の公共的施設における母子家庭及び父子家庭の雇用状況

ケ その他当該地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立促進にとって参考となる数値

コ 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の利用に関する意向

② 基本目標

①の調査・問題点等の把握に基づいて、自立促進計画の基本目標を明確にする。

③ 合議制機関からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会又は市町村児童福祉審議会、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項又は第4項に規定する機関その他の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴取するよう努めなければならない。

④ 関係者等からの意見聴取

自立促進計画の策定に当たっては、あらかじめ、地域の母子・父子福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、インターネットの利用及び印刷物の配布等の方法により広く母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の意見を求める等、当該地域の住民の意見も聴取するよう努めなければならない。

(4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定

① 評価

次の自立促進計画の策定に当たっては、自立促進計画の運営期間の満了前に、自立促進計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(3)①に掲げる事項について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 次の自立促進計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の自立促進計画を策定するに際して参考にする。

2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針

(1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (3)①で把握した問題点を記載する。

(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策

の基本となるべき事項としては、第2の1. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が自立促進計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①日常生活支援等の子育て支援、生活の場の整備、②高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金等の就業支援策、③養育費の確保等に関する事項、④経済的支援策、⑤関係機関の協力その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次に掲げるものを記載する。

① 厚生労働大臣が提示した施策

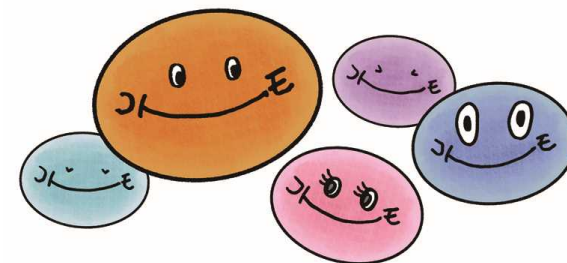
第2の3. (2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策

② 都道府県等及び市等独自の施策

第2の3. (2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策

改正文 (平成二九年三月三十一日厚生労働省告示第一六八号) 抄
平成二十九年四月一日から適用する。

平成29年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況



※2016年2月23日決定
「すくすくサポート・プロジェクト」のロゴマーク

平成30年12月25日

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成29年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施状況を公表するものです。

目次

1. 生活の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大）・・	39
2. 支援施策の体系・・・・・・・・・・	8	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	40
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	41
自立促進計画	10	たばこ事業法の許可基準の特例	42
ひとり親家庭に対する主な就業支援について	11	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	43
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する 特別措置法について	12	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰 行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	44 45
「すくすくサポート・プロジェクト」 (すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)	13	6. 生活支援に関する施策・・・・・・・・	46
3. 就業支援につながる施策等（就業相談・就職支援）・・	15	ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	16	子育て短期支援事業	48
マザーズハローワーク事業の概要	17	ひとり親家庭等生活向上事業	49
母子家庭等就業・自立支援事業	18	母子世帯等の住居の状況	52
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	24	住居の安定確保	53
母子・父子自立支援プログラム策定事業	27	母子生活支援施設	54
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）・・・・・・・・	30	7. 養育費の確保策・・・・・・・・	55
職業訓練メニュー	31	8. 自立を促進するための経済的支援・・・・・・・・	59
公共職業訓練の実施	32	児童扶養手当	60
自立支援教育訓練給付金事業	33	母子父子寡婦福祉資金貸付金	64
高等職業訓練促進給付金等事業	35	9. 各自治体における取組状況・・・・・・・・	68
高等職業訓練促進資金貸付事業	37		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	38		

1. 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世 帯 構 造						世 帯 類 型				平均 世帯 人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
	推 計 数 (単位：千世帯)						推 計 数 (単位：千世帯)					
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	12,714	793	78	36,777	2.49
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47
29	50,425	13,613	12,096	14,891	3,645	2,910	3,270	13,223	767	97	36,338	2.47

※ 資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成28年の数値は熊本県を除く。
※ 「母子（父子）世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女（男）と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移 (単位：世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査	平成27年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003

※ 国勢調査（各年10月1日現在）による。
※ 「母子（父子）世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯（他の世帯員がいないもの）」の世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位：万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得	世帯人員1人 当たり平均所 得金額
母子世帯	290.5	219.9	17.7	5.6	38.8	8.4	112.2
児童のいる世帯	739.8	687.0	22.8	6.6	18.2	5.1	182.4
全世帯	560.2	423.7	104.0	13.0	6.8	12.7	219.5
高齢者世帯	318.6	70.9	211.2	16.8	2.5	17.2	200.6

資料：厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」

(注) 所得は、平成28年1年間の所得である。

平成27年における年間就労収入の分布について（母又は父自身の就労収入）

(単位：%)

	100万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円以上	平均年間 就労収入
母子世帯	22.3 (28.6)	35.8 (35.4)	21.9 (20.5)	10.7 (8.7)	9.2 (6.8)	200万円 (181万円)
父子世帯	8.2 (9.5)	11.7 (12.6)	15.3 (21.5)	24.9 (18.8)	39.9 (37.7)	398万円 (360万円)

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※ () 内の数値は、平成22年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1	世帯数（推計値）	1 2 3. 2 万世帯	1 8. 7 万世帯
2	ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9. 5 % 死別 8. 0 %	離婚 7 5. 6 % 死別 1 9. 0 %
3	就業状況	8 1. 8 %	8 5. 4 %
	うち 正規の職員・従業員	4 4. 2 %	6 8. 2 %
	うち 自営業	3. 4 %	1 8. 2 %
	うち パート・アルバイト等	4 3. 8 %	6. 4 %
4	平均年間収入（母又は父自身の収入）	2 4 3 万円	4 2 0 万円
5	平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）	2 0 0 万円	3 9 8 万円
6	平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	3 4 8 万円	5 7 3 万円

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

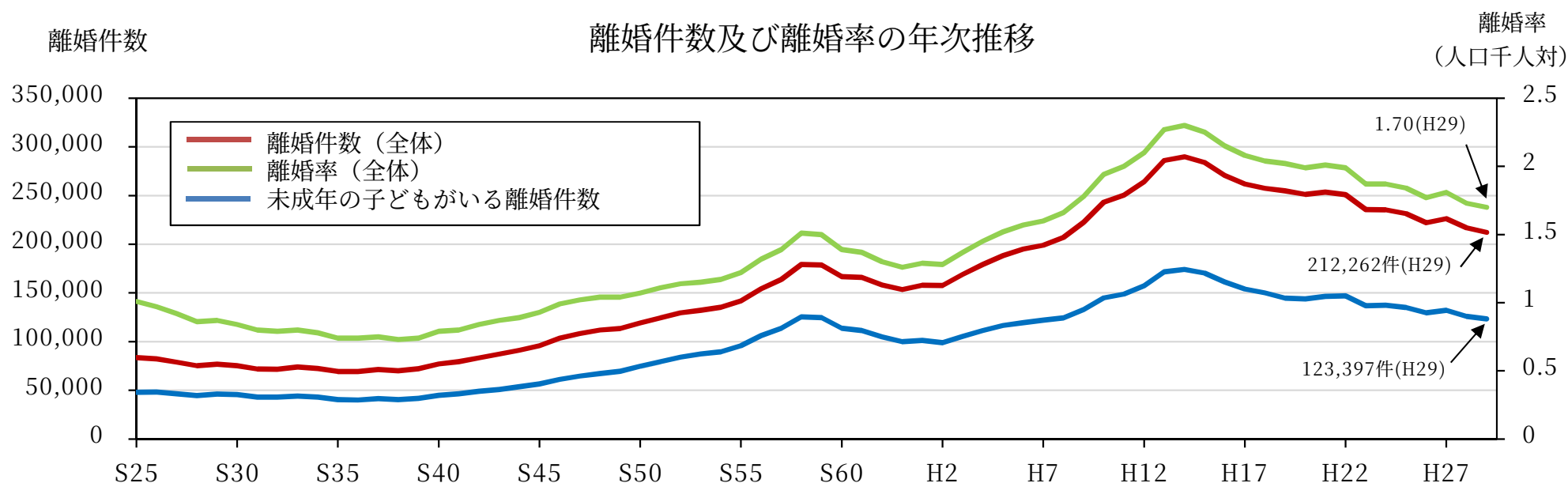
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯。（平成27年国勢調査）

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯
(平成27年国勢調査)
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計)
- 児童扶養手当受給者数は97.3万人(平成29年度末時点、福祉行政報告例)
- 母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。
父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約21万2千件(平成29年人口動態統計(確定数))
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万3千件で、全体の58.1%となっている。
- 離婚率(人口千対)は1.70(平成29年人口動態統計(確定数))。韓国2.1、アメリカ3.2、フランス1.87、ドイツ2.00、スウェーデン2.46、イギリス1.90より低く、イタリア1.36よりは高い水準。



2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。（※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法）
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成24年度	45か所 (95.7%)	20か所 (100.0%)	28か所 (68.3%)	178か所 (22.5%)	271か所 (30.2%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	195か所 (24.7%)	293か所 (32.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	214か所 (27.1%)	312か所 (34.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) 上段の数字はか所数、() は都道府県、市等における実施割合

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成30年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就業支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (199箇所※30年度新設箇所含む。)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催
- 公的職業訓練の受講あっせん

ハローワークに人材確保対策コーナーを設置 (84箇所※30年度新設箇所含む。)

- 福祉分野(介護・医療・保育)等を含めた人材不足分野について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて人材確保対策コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練コースを実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した訓練コースを実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。
- 短時間訓練コースやeラーニングコースを実施

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをした場合に、その求職期間中に安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
" 課税世帯月額：70,500円
 - ・支給期間
修学する期間の全期間(上限3年)

高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給(最大、受講費用の6割を支給(上限15万円))

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】
(受講手当月10万円、通所手当、寄宿手当)※一定の支給要件あり

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 雇用保険被保険者が失業した場合に、一定の要件の下基本手当を支給
- 公共職業安定所の指示により、公共職業訓練を受講する場合に、訓練終了までの間、所定給付日数を超過して基本手当を支給

教育訓練給付

- 一般教育訓練を受講修了した場合に、訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の50%を支給
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合等に、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援(助成金)

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試行雇用(原則3か月)した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。)の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正社員化コース ②賃金規定等改定コース ③健康診断制度コース
 - ④賃金規定等共通化コース ⑤諸手当制度共通化コース
 - ⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース ⑦短時間労働者労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援等助成金

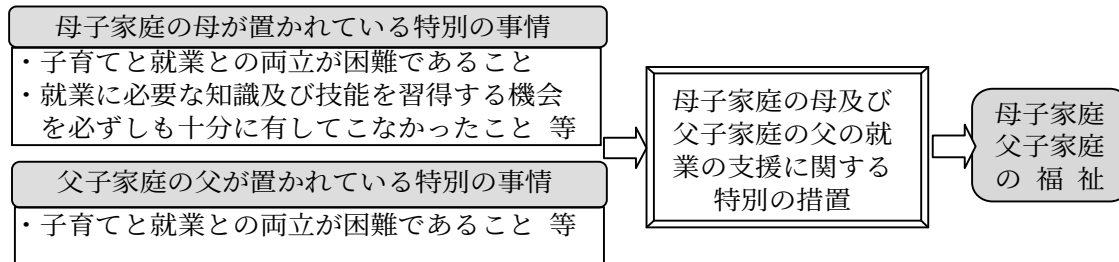
- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給
 - 事業所内保育施設コース
 - 出生時両立支援コース
 - 介護離職防止支援コース
 - 育児休業等支援コース
 - 再雇用者評価処遇コース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

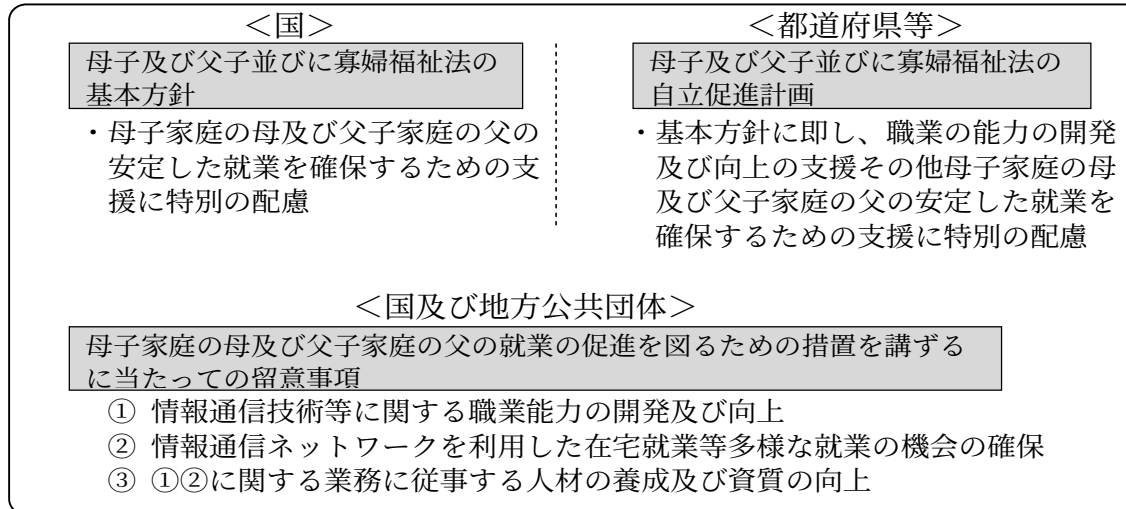
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

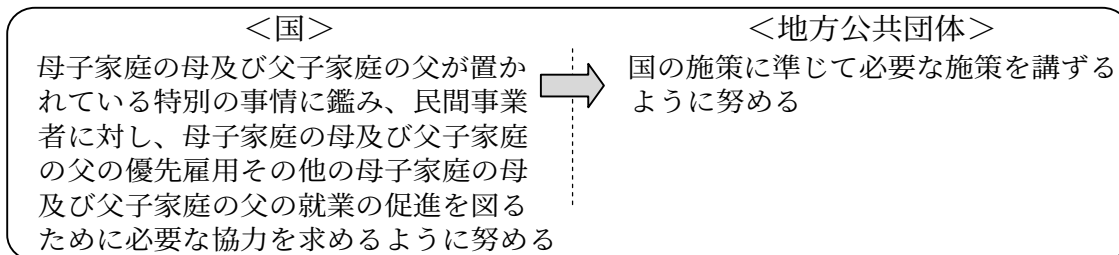
1. 目的



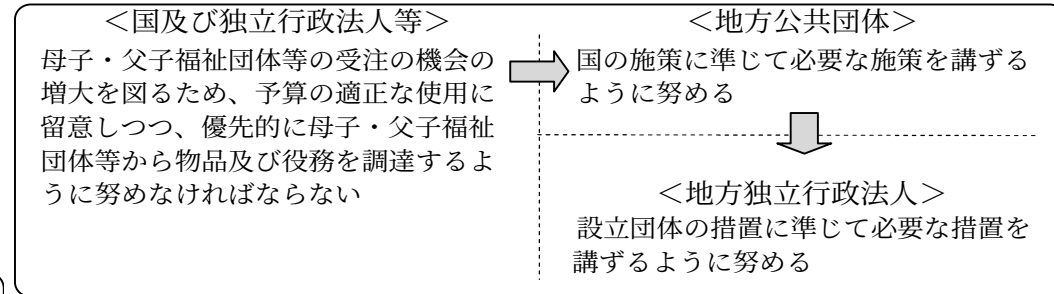
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方型支援
- 集中相談体制の整備 等

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- 大学等奨学金事業の充実 等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S・SWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備 等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実 等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充 等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等

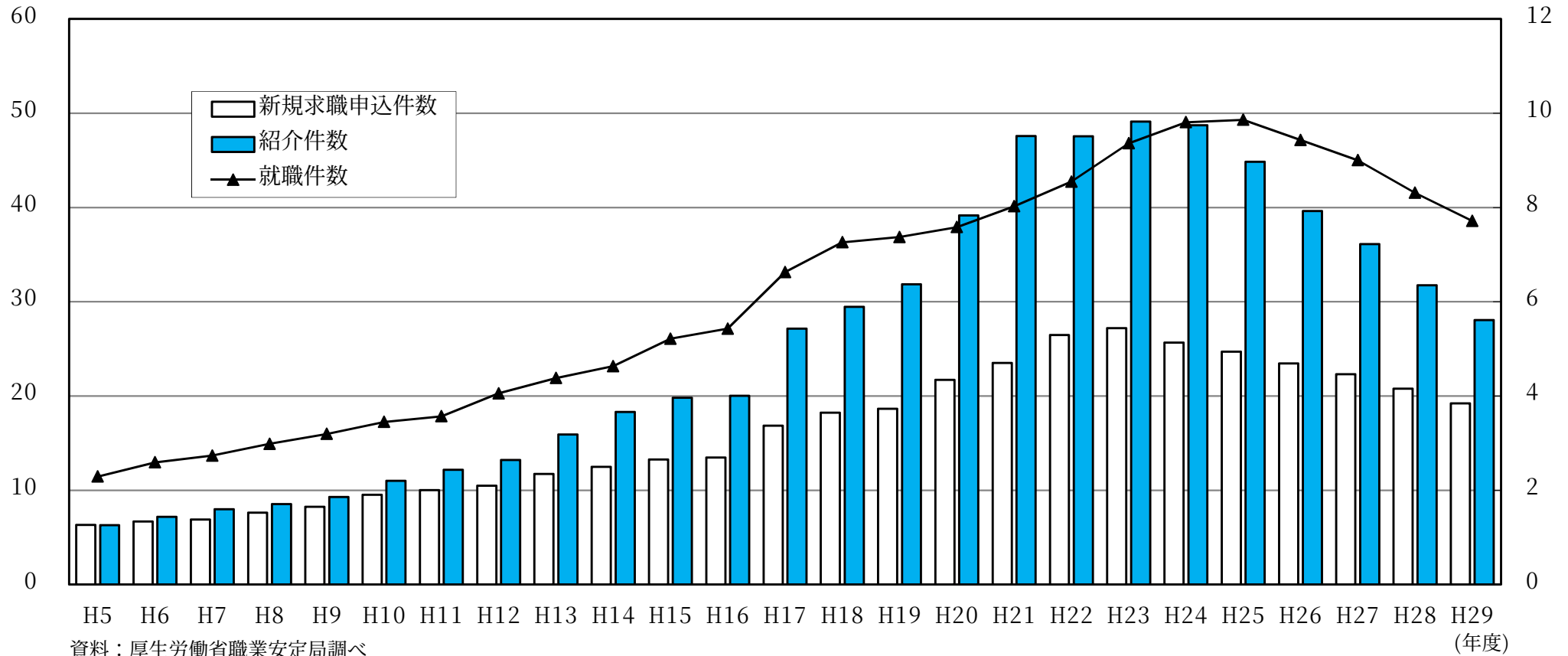
3. 就業支援につながる施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

新規求職申込・
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規求職申込み件数	272,111件	256,719件	247,033件	234,497件	223,195件	207,820件	192,277件
紹介件数	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件	361,077件	317,449件	280,584件
就職件数	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件	90,018件	83,100件	77,134件

資料：厚生労働省職業安定局調べ

マザーズハローワーク事業の概要

概 要

マザーズハローワーク（平成18年度より設置）

- ・全国21箇所（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市）に設置。
- ・子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施するハローワーク。
※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（平成19年度より設置）

- ・マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」（178箇所）を設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介・公的職業訓練のあっせん、再就職に資する各種セミナーの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規求職申込み件数	209,731件	210,508件	219,085件	220,740件	220,843件	219,683件
（担当者制による就職支援対象者数）	57,470件	62,720件	71,560件	73,918件	76,001件	75,085件
就職件数	69,413件	72,050件	76,119件	75,297件	73,776件	72,659件

※マザーズハローワーク事業実績

母子家庭等就業・自立支援事業

事業内容

※平成15年度から実施

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	107か所 (99.1%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (97.6%)	108か所 (99.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	110か所 (100.0%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	44か所 (97.8%)	111か所 (99.1%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)
平成29年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) 上段の数字はか所数、() は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況 (母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	相談件数 (延べ数)	就業実績 (延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成24年度	99,085件	6,097件	2,573件	3,349件	175件
平成25年度	83,581件	5,575件	2,505件	2,957件	113件
平成26年度	77,568件	5,489件	2,767件	2,536件	186件
平成27年度	79,852件	5,523件	2,897件	2,550件	76件
平成28年度	78,848件	4,951件	2,458件	2,403件	90件
平成29年度	75,537件	5,412件	2,552件	2,813件	47件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やより良い仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	受講者数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件	126件
平成24年度	17,750件	1,710件	682件	965件	63件
平成25年度	21,880件	1,392件	551件	698件	143件
平成26年度	30,400件	1,636件	600件	953件	83件
平成27年度	37,177件	1,714件	707件	903件	104件
平成28年度	32,168件	1,582件	650件	855件	77件
平成29年度	28,072件	1,914件	834件	900件	180件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

	情報提供件数 (延べ数)	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成24年度	110,340件	4,534件	1,952件	2,539件	43件
平成25年度	94,217件	4,338件	2,065件	2,196件	77件
平成26年度	96,484件	4,045件	2,190件	1,807件	48件
平成27年度	102,120件	4,305件	2,395件	1,872件	38件
平成28年度	112,918件	3,496件	1,831件	1,643件	22件
平成29年度	102,539件	3,972件	2,179件	1,729件	64件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

養育費等支援事業の実施状況 (母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

※平成27年度以前は「母子家庭等地域生活支援事業」として実施。

母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行に関する法律相談を実施するほか、養育費に関する専門知識を有する相談員による相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。また、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化するため、相談指導等の生活支援を継続的に行う。

平成28年度より「養育費等支援事業」に名称変更し、弁護士による法律相談等、養育費確保のための支援を強化した。

<養育費等支援事業による相談（延べ）件数>

		総数	相談内容						家庭裁判所等 への同行支援 及び書類作成 支援
			離婚・親権	養育費の取り 決め方法	面会交流	支払の履行・ 強制執行	子育て・ 生活関連	その他	
平成28年度	養育費専門相談員	5,716件	1,431件	2,338件	613件	498件	—	2,594件	62件
平成29年度	総数	10,618件	3,319件	2,906件	1,046件	726件	2,306件	4,205件	70件
	うち養育費 専門相談員	5,724件	1,424件	1,972件	620件	492件	1,290件	2,257件	63件
	うち弁護士	2,934件	1,415件	1,149件	292件	179件	450件	1,214件	9件

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

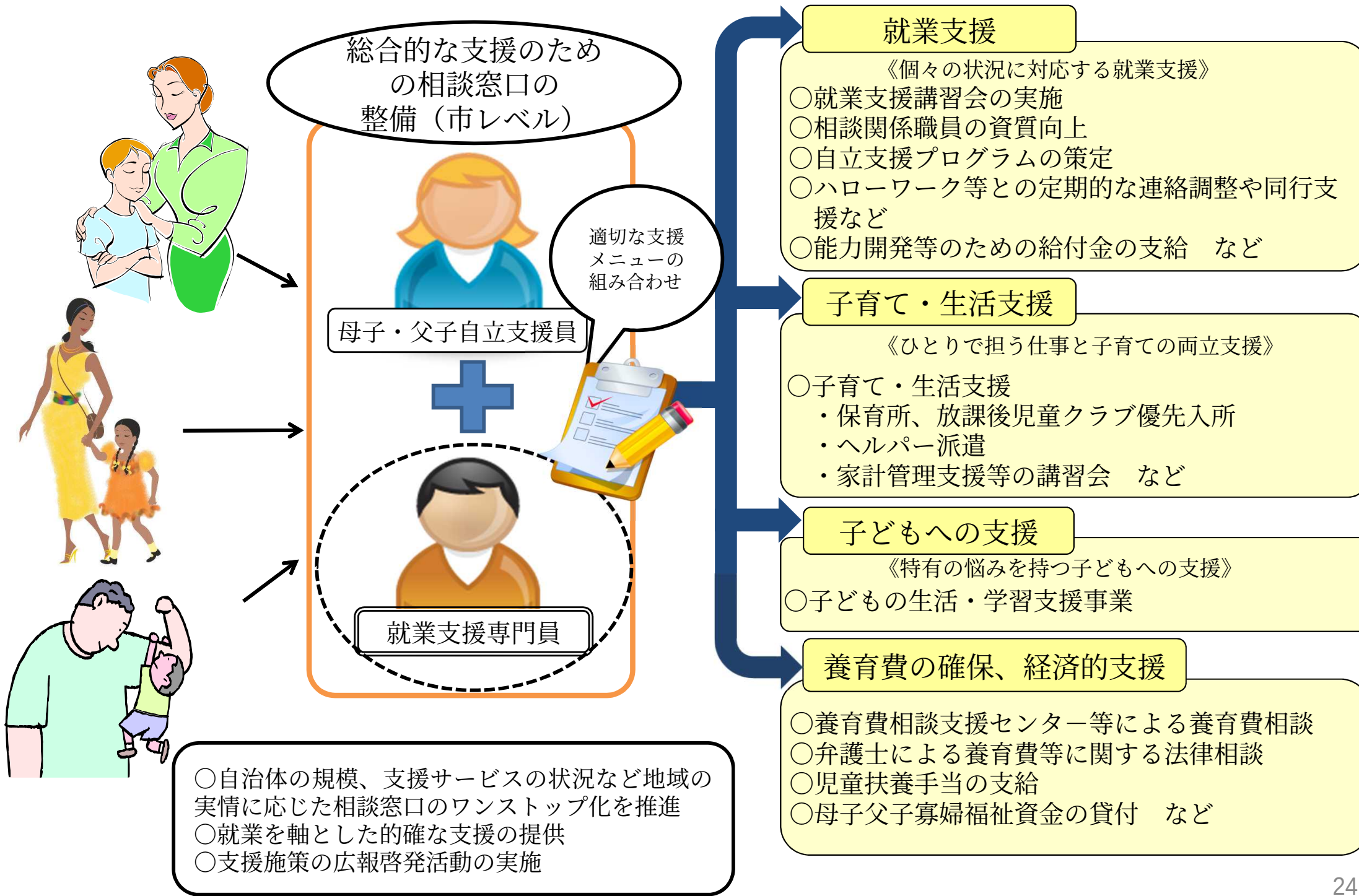
※平成28年度は養育費専門相談員の相談実績のみ把握。平成29年度は、養育費等支援事業における相談（延べ）件数を計上。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(参考) 平成27年度以前の母子家庭等地域生活支援事業の実績

	相談延べ件数 総数	相談内容					
		離婚前の相談	養育費関係 の相談	法律問題		子育て・生活 支援	その他
				経済的相談	その他		
平成15年度	2,585件	—	577件	678件	746件	263件	321件
平成24年度	4,833件	1,444件	1,359件	712件	949件	695件	897件
平成25年度	4,484件	1,522件	1,303件	711件	808件	1,084件	408件
平成26年度	3,603件	1,008件	1,150件	753件	844件	918件	372件
平成27年度	3,837件	1,141件	1,124件	775件	689件	1,001件	434件

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業



母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。
※平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成24年度	422名	1,200名	1,622名
平成25年度	427名	1,217名	1,644名
平成26年度	416名	1,248名	1,664名
平成27年度	466名	1,244名	1,710名
平成28年度	470名	1,242名	1,712名
平成29年度	520名	1,244名	1,764名

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

平成29年度相談件数

		生活 一般	再掲			児童	経済的支 援・生活 援護	再掲		その他	合計
			うち 就労	うち配偶 者等の暴 力	うち養育費			うち福祉 資金	うち児童 扶養手当		
母子・ 寡婦	件数	198,672	72,775	13,909	8,437	68,332	428,849	254,223	120,308	21,966	717,819
	割合	27.7%	10.1%	1.9%	1.2%	9.5%	59.7%	35.4%	16.8%	3.1%	100.0%
父子	件数	5,102	1,212	97	216	3,646	11,047	4,780	4,197	387	20,182
	割合	25.3%	6.0%	0.5%	1.1%	18.1%	54.7%	23.7%	20.8%	1.9%	100.0%
合計	件数	203,774	73,987	14,006	8,653	71,978	439,896	259,003	124,505	22,353	738,001
	割合	27.6%	10.0%	1.9%	1.2%	9.8%	59.6%	35.1%	16.9%	3.0%	100.0%

就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として実施しており、平成29年度は全国32自治体で実施した。

就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員
	計
平成26年度	22名
平成27年度	36名
平成28年度	52名
平成29年度	61名

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。

相談実績

	就業相談員の相談件数 (延べ数)
平成26年度	4,580件
平成27年度	8,456件
平成28年度	12,553件
平成29年度	19,091件

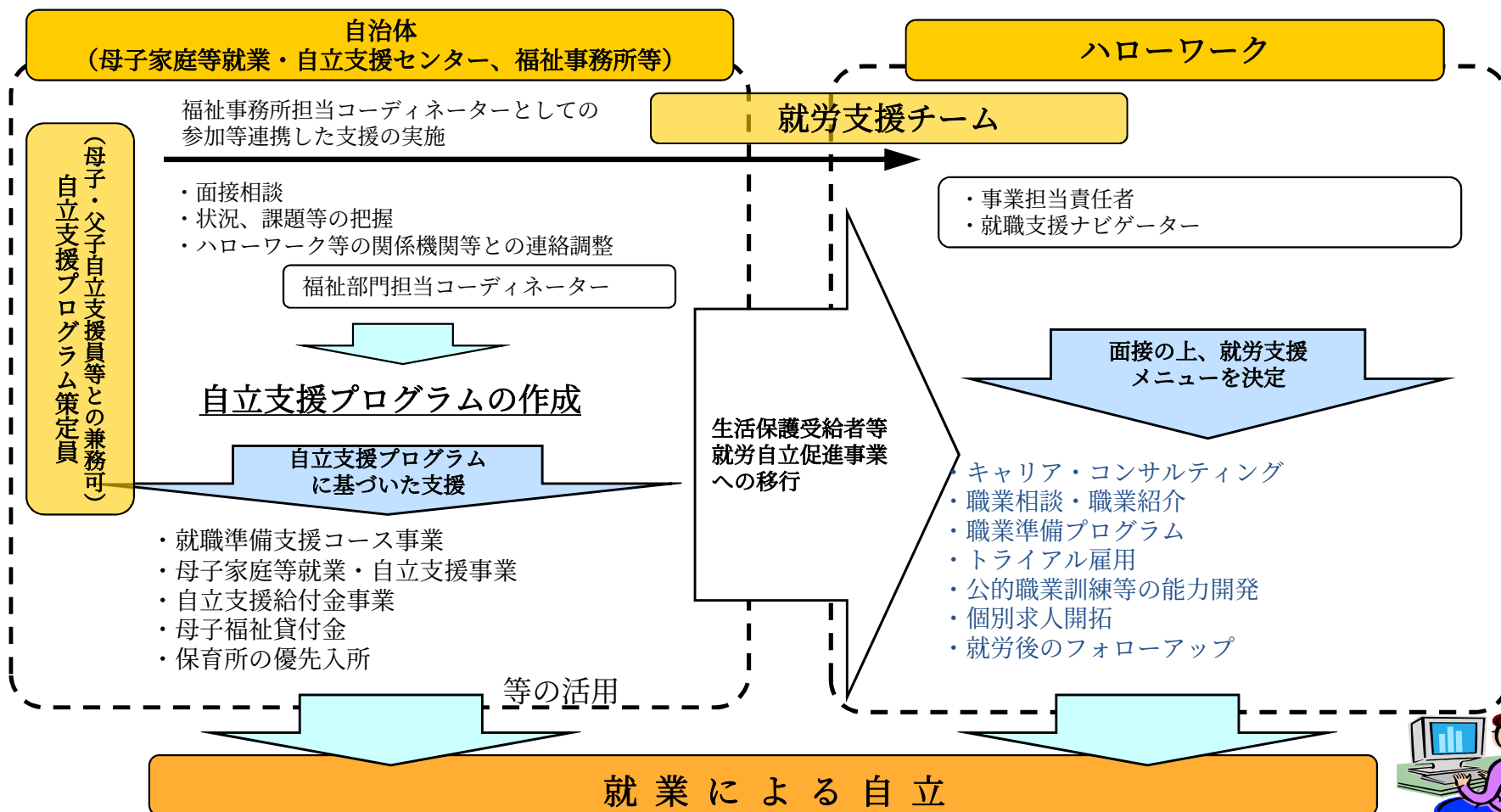
出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子・父子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進」支援事業を実施している。

児童扶養手当受給者等



母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所 (57.4%)	12か所 (80.0%)	14か所 (37.8%)	152か所 (20.0%)	205か所 (23.8%)
平成24年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	38か所 (92.7%)	463か所 (58.6%)	561か所 (62.5%)
平成25年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	39か所 (92.9%)	465か所 (58.7%)	565か所 (62.7%)
平成26年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	36か所 (83.7%)	504か所 (63.6%)	601か所 (66.6%)
平成27年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	36か所 (80.0%)	503か所 (63.6%)	601か所 (66.6%)
平成28年度	42か所 (89.4%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	476か所 (60.3%)	579か所 (64.0%)
平成29年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	41か所 (85.4%)	480か所 (60.8%)	582か所 (64.4%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注1) 数字はか所数、()内は都道府県、市における実施割合。

(注2) 「一般市等」とは、市（指定都市及び中核市を除く。）、特別区及び福祉事務所設置町村のことである（以下同じ）。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績（延べ数）			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成18年度	2,707件	1,590件	747件	788件	55件
平成24年度	7,590件	4,462件	1,820件	2,350件	292件
平成25年度	7,175件	4,437件	1,806件	2,269件	362件
平成26年度	7,104件	4,250件	1,864件	2,112件	274件
平成27年度	7,179件	4,127件	1,923件	1,992件	212件
平成28年度	6,970件	3,658件	1,619件	1,854件	185件
平成29年度	6,702件	3,779件	1,717件	1,798件	264件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②／①)	
	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者	全体	うち児童扶養手当 受給者
平成24年度	63,658	15,591	39,627	10,983	62.2%	70.4%
平成25年度	88,576	22,624	54,244	14,705	61.2%	65.0%
平成26年度	108,910	29,575	69,538	19,727	63.8%	66.7%
平成27年度	121,324	34,469	79,906	23,515	65.9%	68.2%
平成28年度	123,400	35,443	81,885	23,800	66.4%	67.2%
平成29年度	116,224	33,663	77,841	22,726	67.0%	67.5%

資料：厚生労働省職業安定局調べ
※平成24年度は「福祉から就労」支援事業の実績である。

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

(平成30年度)

母子家庭の母等

訓練受講を支援する施策

働いているひと

雇用保険加入者

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

教育訓練給付金

厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了等した場合、受講費用の最大60%(平成30年1月から最大70%)を支給(上限年間48万円(平成30年1月から最大56万円))※働いていないひとを含む

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の60%を支給(上限20万円)※働いていないひとを含む

雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給
日額:1,984~8,250円
※平成30年8月1日以降の適用額

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給
日額:3,530~4,310円
※他に通所手当等あり

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)、通所手当及び寄宿手当(いずれも所定額)を支給
※一定の要件あり

母子家庭の母等の特別対策

高等職業訓練促進給付金

1年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間(上限3年)について生活費を支給。
月額:100,000円
(市町村民税非課税世帯の場合)
＜対象資格＞
都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの
(例)看護師、理学療法士、作業療法士等

母子父子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:
月額:141,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

技能修得資金:
月額68,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

（雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給件数	675件	652件	618件	582件	452件	363件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。

①雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない場合：受講料の6割相当額、上限20万円(12千円を超えない場合は支給しない。)

②雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合：①に定める額から教育訓練給付金（受講料の2割相当額。）の額を差し引いた額(12千円を超えない場合は支給しない。)

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることができることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	715か所(90.5%)	823か所(91.6%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	732か所(92.4%)	841か所(93.3%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	738か所(93.1%)	848か所(93.9%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	737か所(93.2%)	849か所(94.0%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	737か所(93.4%)	852か所(94.2%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	739か所(93.7%)	854か所(94.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）数字はか所数、（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成24年度	3,922件	1,828件	1,234件
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件
平成27年度	2,970件	936件	641件
平成28年度	3,352件	1,196件	816件
平成29年度	5,224件	2,936件	1,965件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成24年度	880件	280件	568件	32件
平成25年度	675件	215件	430件	30件
平成26年度	488件	186件	281件	21件
平成27年度	513件	189件	313件	11件
平成28年度	637件	244件	366件	27件
平成29年度	1,619件	846件	729件	44件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、当該期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施している。

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	711か所(90.0%)	819か所(91.2%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	727か所(91.8%)	836か所(92.8%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	741か所(93.4%)	851か所(94.2%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	744か所(94.1%)	856か所(94.8%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	752か所(95.3%)	867か所(95.9%)
平成29年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	757か所(95.9%)	872か所(96.5%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注) 数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

高等職業訓練促進給付金等事業の実績

<支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成24年度	9,582件	3,821件
平成25年度	7,875件	3,212件
平成26年度	6,961件	2,804件
平成27年度	5,768件	2,256件
平成28年度	7,110件	2,475件
平成29年度	7,312件	2,585件

<就業実績>

	総数			
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成24年度	3,079件	2,739件	303件	37件
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件
平成27年度	1,785件	1,561件	219件	5件
平成28年度	1,920件	1,749件	158件	13件
平成29年度	1,993件	1,797件	173件	23件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける事業を実施している。
（H27年度補正）

<貸付実績>

	入学準備金 貸付件数	就職準備金 貸付件数
平成28年度	787件	362件
平成29年度	1,977件	821件

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）平成28年度の実績に平成27年度分含む。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じているため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、受講修了時給付金（受講費用の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））及び合格時給付金（受講費用の4割相当額（上限は受講修了時給付金と合算し15万円））を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施している。

平成27年度から事業を開始し、実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる講座は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座とし、実施主体が適当と認めたものとしている。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成27年度	20か所(42.6%)	6か所(30.0%)	4か所(8.9%)	51か所(6.4%)	81か所(9.0%)
平成28年度	33か所(70.2%)	17か所(85.0%)	28か所(58.3%)	126か所(16.0%)	204か所(22.6%)
平成29年度	37か所(78.7%)	17か所(85.0%)	35か所(72.9%)	177か所(22.4%)	266か所(29.4%)

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

（注）数字はか所数、（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

<支給実績>

	事前相談	支給件数
平成27年度	81件	6件
平成28年度	164件	28件
平成29年度	201件	50件

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父（就職が特に困難な者）の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額（平成29年度）

対象労働者（一般被保険者）	助成金		助成対象期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者除く）	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者）	40万円	30万円	1年

支給実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数	37,068件	33,627件	30,951件	28,323件
支給額	137億円	123億円	89.6億円	74.3億円

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とは相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数（母子家庭の母等及び父子家庭の父）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
44人	117人	180人	144人

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成29年度において、本特例を適用して4件の新規許可を行った。

通常距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街（A）	繁華街（B）	市街地	住宅地（A）	住宅地（B）
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
許可件数	12件	16件	5件	10件	7件	4件

資料：財務省理財局調べ

母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大を図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成29年度には79地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自治体数	80	79	79	77	79	79

母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国	件数	94	145	116	178	169
	金額（千円）	3,495	2,227	2,539	9,535	7,994
地方公共団体	件数	750	648	758	409	470
	金額（千円）	1,910,434	1,954,137	1,808,863	2,095,638	3,823,096

（注）平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成29年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

【平成29年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ富山（富山県高岡市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000195741.html>

行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、平成29年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には51名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は21名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は30名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には346名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は169名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は177名）が採用されている。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国の機関	45名	33名	28名	33名	44名	51名
1日8時間週5日勤務	12名	19名	10名	19名	17名	21名
上記に満たない者	33名	14名	18名	14名	27名	30名
地方公共団体及び関係団体	430名	416名	308名	361名	367名	346名
1日8時間週5日勤務	131名	166名	131名	176名	186名	169名
上記に満たない者	299名	250名	177名	185名	181名	177名

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

6. 生活支援に関する施策

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

なお、平成28年度からは、未就学児のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定都市	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	20か所 (100%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)
中核市	23か所 (56.1%)	24か所 (57.1%)	24か所 (55.8%)	25か所 (55.6%)	29か所 (60.4%)	29か所 (60.4%)
一般市・町村	926か所 (55.5%)	908か所 (54.0%)	910か所 (54.2%)	876か所 (52.3%)	868か所 (51.9%)	868か所 (51.9%)
合計	968か所 (55.4%)	951か所 (54.6%)	953か所 (54.7%)	921か所 (52.9%)	916か所 (52.6%)	916か所 (52.6%)

利用実績

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
区分	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	4,102件	353件	4,455件	4,195件	413件	4,608件	3,673件	469件	4,142件	3,100件	415件	3,515件	3,241件	321件	3,562件	2,704件	319件	3,023件
延べ件数	43,603件	8,247件	51,850件	45,404件	8,198件	53,602件	36,899件	7,264件	44,163件	27,946件	5,943件	33,889件	30,221件	6,620件	36,841件	31,640件	6,664件	38,304件

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則７日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	671か所	678か所	711か所	745か所	764か所	845か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成28、29年度は変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施か所数	358か所	364か所	370か所	381か所	386か所	413か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成28、29年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

※ 平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し、「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施している。

また、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

1. ひとり親家庭等生活支援事業

① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供等を実施する。

② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する。

③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う子どもの生活・学習支援事業を実施する。

ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成24年度	15か所 (75.0%)	11か所 (26.8%)	787か所 (47.2%)	813か所 (46.5%)
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)
平成29年度	18か所 (90.0%)	23か所 (47.9%)	857か所 (51.2%)	898か所 (51.6%)

ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成28年度			平成29年度		
		母子	父子	合計	母子	父子	合計
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,675件	1,071件	24,746件	69,967件	2,783件	72,750件
	②家計管理・生活支援 講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件	11,956件	12,846件	72件	12,918件
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	11,434件	529件	11,963件	7,907件	431件	8,338件
	④情報交換事業 (開催数)	396回			567回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		147,116人			232,391人		

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

(参考) 平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成 2 3 年度			平成 2 4 年度			平成 2 5 年度			平成 2 6 年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭等 相談支援事業	11,548 件	142 件	11,690 件	11,718 件	159 件	11,877 件	15,956 件	213 件	16,169 件	18,875 件	640 件	19,515 件	22,690 件	851 件	23,541 件
生活支援講習 会等事業	19,278 件	61 件	19,339 件	17,271 件	62 件	17,333 件	14,372 件	85 件	14,457 件	13,437 件	82 件	13,519 件	12,685 件	238 件	12,923 件
児童訪問援助 事業	821 件	79 件	900 件	676 件	96 件	772 件	1,058 件	143 件	1,201 件	932 件	176 件	1,108 件	488 件	116 件	604 件
学習支援ボラ ンティア事業	—	—	—	638 件	0 件	638 件	11,912 件	545 件	12,457 件	32,730 件	903 件	33,633 件	47,092 件	2,257 件	49,349 件
ひとり親家庭 情報交換事業	495回			435回			430回			346回			366回		

※平成 2 4 年度より学習支援ボランティア事業を実施
※各実績は延べ件数を記載

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等					不詳
			公営住宅	公社・公団住宅	賃貸住宅	同居	その他	
母子世帯	2,060 (100.0%)	720 (35.0%)	270 (13.1%)	48 (2.3%)	681 (33.1%)	272 (13.2%)	56 (2.7%)	13 (0.6%)
父子世帯	405 (100.0%)	276 (68.1%)	30 (7.4%)	1 (0.2%)	46 (11.4%)	42 (10.4%)	8 (2.0%)	2 (0.5%)

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考) 普通世帯の住居の状況

(単位：千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外の建 物に居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
52,298.1 (100.0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)	855.5 (1.6%)	14,582.5 (28.0%)	1,122.3 (2.2%)	177.6 (0.3%)	18.3 (0.1%)

普通世帯：住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成25年）より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

また、入居者の収入の算定にあたっては、非婚の母又は父についても、寡婦（寡夫）控除の対象としているところ。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯（現に同居する満20歳未満の子（「子」には孫、甥、姪等の親族を含む）を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯）等に対し、新規募集（抽選）における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を最大5年間20%（上限4万円）減額する近居割の措置、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯等に対して、家賃を最大9年間20%（上限2.5万円）減額する措置を行う住宅等を供給している。

(3) 民間賃貸住宅

平成29年度に、民間賃貸住宅や空き家を活用した子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅の改修や居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等の活動の取組等に対する支援を実施している。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	287施設	269施設	256施設	250施設	248施設	238施設	234施設	227施設
入所世帯数	4,366世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯	3,844世帯	3,954世帯	3,820世帯	3,789世帯

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」（各年度末）

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

（単位：世帯）

入所理由	総数	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成23年度	2,589 (100.0%)	1,452 (56.1%)	454 (17.5%)	373 (14.4%)	182 (7.0%)	55 (2.1%)	73 (2.8%)
平成24年度	2,526 (100.0%)	1,390 (55.0%)	463 (18.3%)	291 (11.5%)	229 (9.1%)	96 (3.8%)	57 (2.3%)
平成25年度	2,652 (100.0%)	1,442 (54.4%)	463 (17.5%)	358 (13.5%)	219 (8.3%)	77 (2.9%)	93 (3.5%)
平成26年度	2,304 (100.0%)	1,335 (57.9%)	407 (17.7%)	250 (10.9%)	162 (7.0%)	80 (3.5%)	70 (3.0%)
平成27年度	2,278 (100.0%)	1,290 (56.6%)	392 (17.2%)	257 (11.3%)	177 (7.8%)	74 (3.2%)	88 (3.9%)
平成28年度	1,890 (100.0%)	1,048 (55.4%)	332 (17.6%)	230 (12.2%)	153 (8.1%)	70 (3.7%)	57 (3.0%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」（H15,H23）、「社会的養護の現況に関する調査」（H24～H28）

7. 養育費の確保策

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)	
○養育費の取決め率の増	約43%	約21%	○ひとり親家庭の生活の安定 ○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長
○養育費の受給率の増	約24%	約3%	
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)			

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp
 - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）平成29年度実績：・相談延べ件数：7,780件、・研修等の実施：84回

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
 - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
 - 母子家庭等への講習会の開催
 - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- （参考）平成29年度実績

都道府県	指定都市	中核市	合計
47か所	20か所	45か所	112か所

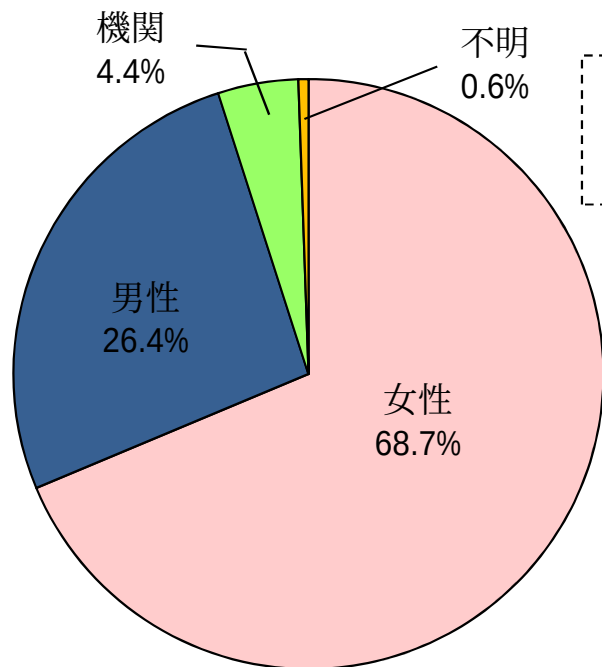
- ・養育費等支援事業実施自治体数：104自治体
- ・養育費専門相談員による相談延べ件数：5,724件
- ・養育費専門相談員の設置：35か所、46名

養育費相談支援センターにおける相談実績等（平成29年度）

相談支援

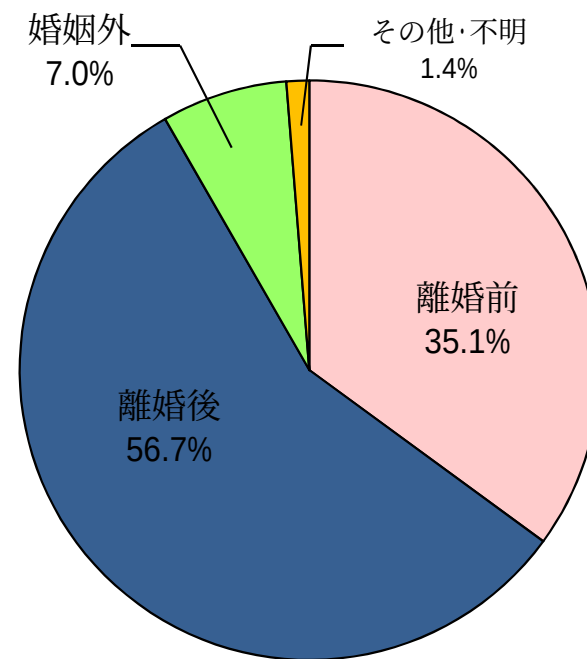
相談者別内訳（N=6,411）

○女性が68.7%、男性が26.4%と女性からの相談が多くを占める。



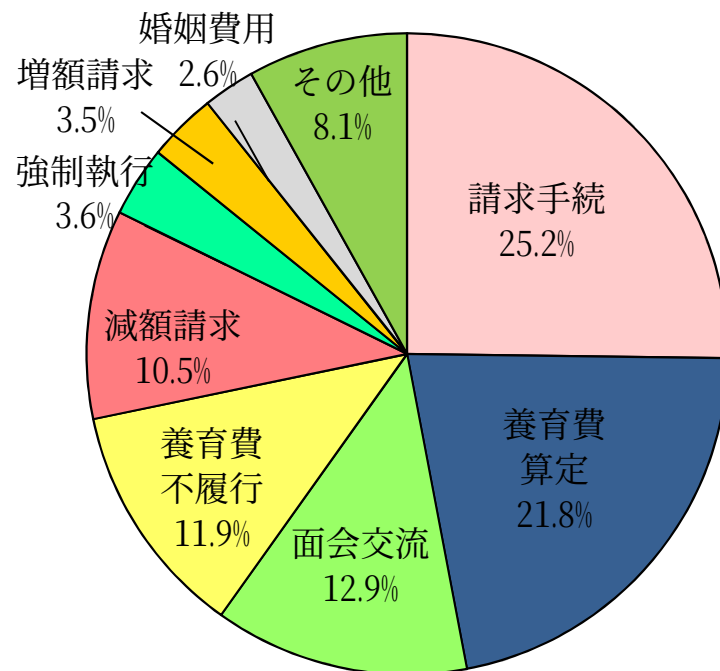
相談時期内訳（N=6,411）

○離婚後が56.7%、離婚前が35.1%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



相談内容内訳（N=7,780）※複数選択有

○請求手続が25.2%と最も多く、養育費の算定が21.8%、面会交流が12.9%と続いている。



研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
・ 7月、9月に開催
- 地方公共団体等の行う研修に対する研修講師の派遣：74か所

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
- ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- 
- 

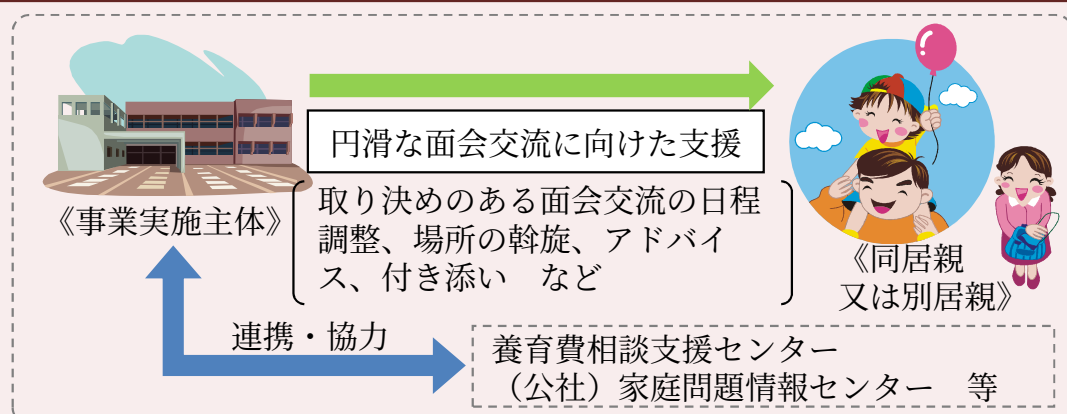
実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【30予算】 母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



	27年度	28年度	29年度
実施自治体数	5自治体	8自治体	9自治体（※）
相談件数	602件	742件	1,205件
支援実施ケース数	21ケース	55ケース	77ケース

*千葉県、東京都、熊本県、沖縄県、静岡市、浜松市、北九州市、高松市、明石市

8. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成30年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,500円	一部支給：42,490円から10,030円まで
・児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給：10,040円	一部支給：10,030円から5,020円まで
〔3人目以降1人につき〕	全部支給：6,020円	一部支給：6,010円から3,010円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

・本人：全部支給(2人世帯) 160万円(平成30年8月～)、一部支給(2人世帯) 365万円
・扶養義務者(6人世帯)：610万円

6. 受給状況

・平成30年3月末現在の受給者数 973,188人（母：914,691人、父：53,814人、養育者：4,683人）

7. 予算額（国庫負担分）〔30年度予算〕 1,710.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

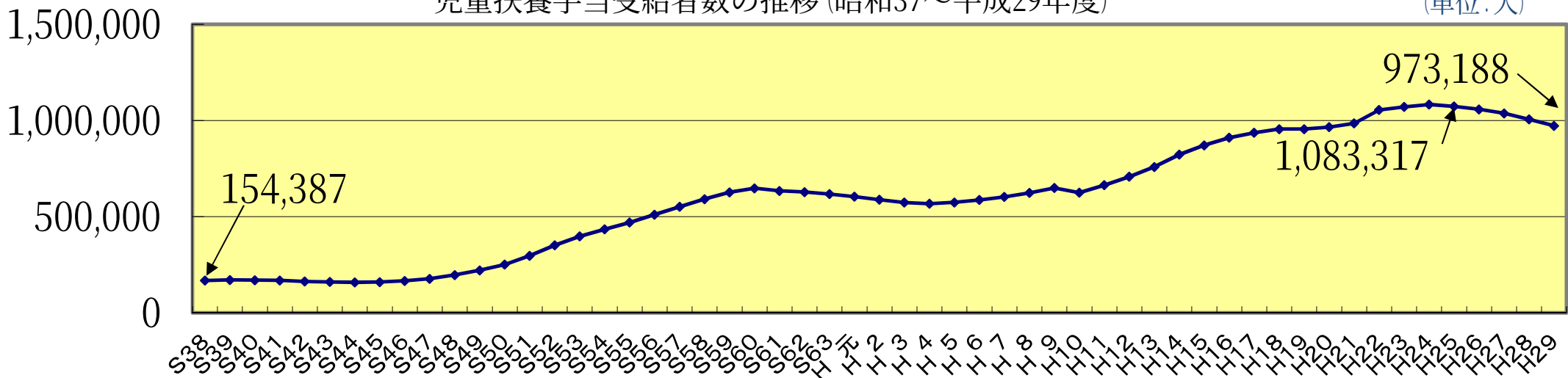
○平成29年度末受給者数

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	886,973 (100.0%)	772,202 (87.1%)	688 (0.1%)	6,148 (0.7%)	100,308 (11.3%)	4,789 (0.5%)	1,875 (0.2%)	963 (0.1%)
父子世帯	53,470 (100.0%)	47,126 (88.1%)	19 (0.04%)	3,989 (7.5%)	644 (1.2%)	1,548 (2.9%)	140 (0.3%)	4 (0.007%)
その他の世帯※	32,745							
計	973,188							

○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成29年度末▲110,129人)。

○ 平成29年度末において、全部支給者は487,911人(50.1%)、一部支給者は485,277人(49.9%)である。

(单位:人)



61

児童扶養手当受給者の状況

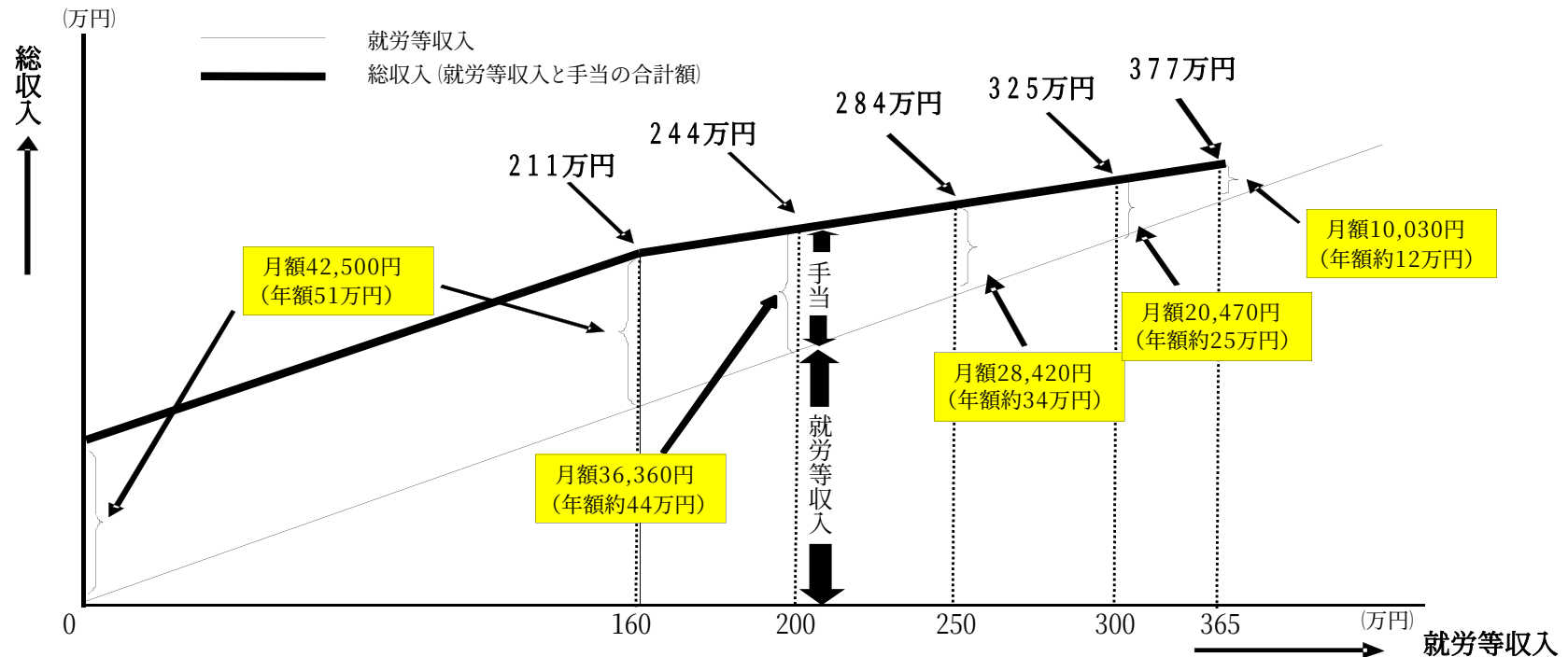
(各月末現在)(単位:人)

	受給者	世 帯 類 型 別																
		母 子 世 帯								父 子 世 帯								その他 の世帯
		総 数	生別母子世帯		死 別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世 帯	遺 棄 世 帯	D V 世 帯	総 数	生別父子世帯		死 別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世 帯	遺 棄 世 帯	D V 世 帯	
			離 婚	その他							離 婚	その他						
平成28年4月	1,037,716	944,661	828,980	826	6,989	99,464	5,154	2,295	953	60,548	52,850	33	5,214	661	1,616	174	-	32,507
5月	1,044,035	950,396	834,250	836	7,017	99,849	5,165	2,309	970	60,943	53,228	25	5,236	661	1,621	172	-	32,696
6月	1,050,842	956,600	839,955	834	7,050	100,277	5,189	2,316	979	61,341	53,615	25	5,241	664	1,622	174	-	32,901
7月	1,056,260	961,542	844,467	828	7,106	100,624	5,205	2,326	986	61,685	53,910	52	5,248	678	1,625	172	-	33,033
8月	1,058,474	963,681	846,249	820	7,124	100,988	5,214	2,300	986	61,659	53,914	30	5,244	670	1,633	167	1	33,134
9月	1,058,924	964,238	846,679	823	7,183	101,085	5,229	2,281	958	61,427	53,729	26	5,216	663	1,623	169	1	33,259
10月	1,058,529	964,023	846,528	810	7,207	101,030	5,235	2,257	956	61,010	53,389	24	5,153	655	1,616	172	1	33,496
11月	1,063,107	968,239	850,338	803	7,244	101,404	5,239	2,242	969	61,021	53,426	25	5,115	663	1,624	167	1	33,847
12月	1,065,647	970,648	852,745	800	7,254	101,398	5,251	2,235	965	61,077	53,505	28	5,093	660	1,622	168	1	33,922
平成29年1月	1,069,712	974,086	855,921	772	7,280	101,642	5,280	2,226	965	61,332	53,743	33	5,095	665	1,628	167	1	34,294
2月	1,074,786	978,568	860,015	765	7,344	101,937	5,307	2,240	960	61,648	54,059	27	5,102	671	1,620	167	2	34,570
3月	1,006,332	916,589	801,072	757	6,585	100,192	4,994	2,045	944	57,030	50,059	28	4,568	647	1,577	149	2	32,713
4月	1,007,038	917,688	801,918	763	6,581	100,479	4,969	2,051	927	56,917	49,991	32	4,515	649	1,577	151	2	32,433
5月	1,012,927	923,031	806,878	768	6,600	100,810	4,981	2,055	939	57,315	50,352	30	4,540	657	1,580	154	2	32,581
6月	1,020,129	929,207	812,529	737	6,657	101,297	5,001	2,048	938	57,831	50,846	25	4,552	665	1,583	158	2	33,091
7月	1,025,688	934,146	817,066	725	6,700	101,653	5,027	2,047	928	58,202	51,191	26	4,560	665	1,601	157	2	33,340
8月	1,027,452	935,790	818,423	711	6,737	101,893	5,063	2,038	925	58,233	51,231	27	4,544	661	1,610	158	2	33,429
9月	1,026,444	935,062	817,769	708	6,741	101,816	5,065	2,029	934	57,894	50,928	21	4,521	654	1,609	159	2	33,488
10月	1,025,631	934,440	817,285	701	6,757	101,697	5,058	2,021	921	57,442	50,500	22	4,495	652	1,615	156	2	33,749
11月	1,030,110	938,589	821,149	688	6,757	101,978	5,059	2,022	936	57,485	50,550	29	4,483	661	1,602	157	3	34,036
12月	1,032,286	940,720	823,326	683	6,773	101,906	5,059	2,029	944	57,377	50,480	22	4,448	661	1,605	158	3	34,189
平成30年1月	1,035,951	944,029	826,453	688	6,806	102,041	5,066	2,031	944	57,579	50,671	22	4,452	660	1,614	157	3	34,343
2月	1,040,535	948,159	830,283	698	6,855	102,233	5,091	2,035	964	57,863	50,943	21	4,461	664	1,617	154	3	34,513
3月	973,188	886,973	772,202	688	6,148	100,308	4,789	1,875	963	53,470	47,126	19	3,989	644	1,548	140	4	32,745

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○ 平成30年度手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	49万円（122万円）	192万円（311.4万円）
1人	87万円（160万円）	230万円（365万円）
2人	125万円（215.7万円）	268万円（412.5万円）
3人	163万円（270万円）	306万円（460万円）
4人	201万円（324.3万円）	344万円（507.5万円）
5人	239万円（376.3万円）	382万円（555万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目 的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）※30年度より③、⑪について貸付対象に大学院を追加。

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【30年度予算】31.9億円

貸付実績《平成29年度》

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金：173億5,725万円（31,461件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金：6億5,360万円（1,334件） | |
| ③ 寡婦福祉資金：3億3,248万円（507件） | |

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成30年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	- 母子家庭の母 - 父子家庭の父 - 母子・父子福祉団体 - 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,850,000円 団体 4,290,000円		1年	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
事業継続資金	- 母子家庭の母 - 父子家庭の父 - 母子・父子福祉団体 - 寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,430,000円 団体 1,430,000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修学資金	- 母子家庭の母が扶養する児童 - 父子家庭の父が扶養する児童 - 父母のない児童 - 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし) 高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円 高等専門学校 月額[1～3年] 52,500円 [4～5年] 90,000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額 90,000円 大学 月額 96,000円 大学院(修士課程) 月額132,000円 大学院(博士課程) 月額183,000円 専修学校(一般課程) 月額 48,000円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 330,000円		1 年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】 月額 103,000円 【技能】 月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得) 20年以内 (医療又は介護) 5年以内 (生活安定貸付) 8年以内 (失業) 5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600円 中学校 47,400円 国公立高校等 160,000円 修業施設 100,000円 私立高校等 420,000円 国公立大学・短大・大学院等 380,000円 私立大学・短大・大学院等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

9. 各自治体における取組状況

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成29年度実績）

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等 事業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
北海道・東北ブロック	1	北海道	◎	◎	◎	◎	◎			◎	札幌市、旭川市、千歳市、帯広市、釧路市、稚内市、士別市、北斗市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美唄市、芦別市、滝川市、赤平市、深川市、小樽市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(28/35)	札幌市、旭川市、函館市、名寄市(左記以外の市在住者分は道の事業対象に含め実施)(35/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、赤平市、深川市、室蘭市、名寄市、富良野市、帯広市、知内町、苫小牧市、北見市(17/179)	札幌市、旭川市、苫小牧市、天塩町、中標津町、北見市、恵庭市、洞爺湖町、芽室町、弟子屈町(10/179)	帯広市(1/35)	札幌市、旭川市、函館市、富良野市、帯広市、恵庭市、北広島市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、釧路市(12/35)	
	2	青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市、八戸市(2/2)	(0/8)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、平川市(7/10)	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、平川市(8/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市、八戸市(青森市、八戸市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市、八戸市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(38/40)	(0/10)	青森市、八戸市(2/10)	
	3	岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	盛岡市、大船渡市、花巻市、金石市(4/14)	盛岡市(1/1)	(0/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、金石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、金石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(14/14)	盛岡市(中核市以外は県の事業対象に含め実施)(33/33)	(0/33)	陸前高田市(1/14)	花巻市(1/14)	

※ (A／B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成29年度実績）

				都道府県								市 等										
				自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
						自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
北海道・東北 ブロック	4	宮 城 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	仙台市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市 (5/14)	仙台市(1/1)	(0/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市 (11/14)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市 (14/14)	仙台市(1/14)	仙台市、塩竈市、名取市、柴田町(4/35)	仙台市（県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施）(35/35)	(0/14)	仙台市、名取市、大崎市 (3/14)	
	5	秋 田 県	◎	◎	◎	◎						秋田市、にかほ市、大館市 (3/13)	秋田市(1/1)	横手市、大仙市、北秋田市 (3/12)	秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市(11/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、湯上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市(9/13)	(0/13)	大館市、湯上市、大仙市、仙北市、にかほ市(5/25)	(0/25)	(0/13)	大館市(1/13)	
	6	山 形 県	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	山形市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、上山市、村山市、東根市、尾花沢市、(8/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、上山市、村山市、東根市、尾花沢市、南陽市(10/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施) (35/35)	鶴岡市、村山市、天童市、尾花沢市、高島町（県内在住者は県の事業対象に含め実施）(35/35)	(0/13)	山形市、天童市(2/13)	
	7	福 島 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	郡山市 (1/13)	郡山市（いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施）(2/2)	(0/11)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、南相馬市 (13/13)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、南相馬市 (13/13)	(県の事業対象に含め実施) (13/13)	(0/59)	白河市(1/59)	白河市(1/13)	郡山市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、二本松市、南相馬市、伊達市 (8/13)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プログ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
関東 ブ ロッ ク	8	茨 城 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	日立市、古河 市、鹿嶋市、稲 敷市、小美玉 市(5/32)	—	(0/32)	(県の事業対 象に含め実 施) (32/32)	水戸市、日立 市、土浦市、古 河市、石岡市、 結城市、龍ヶ 崎市、下妻市、 常総市、常陸 太田市、高萩 市、笠間市、取 手市、つくば 市、ひたちな か市、鹿嶋市、 潮来市、常陸 大宮市、那珂 市、筑西市、坂 東市、稲敷市、 桜川市、小美 玉市、牛久市、 神栖市、かす みがうら市、行 方市、鉾田市、 つくばみらい市 (30/32)	(県の事業対 象に含め実 施) (32/32)	(県の事業対 象に含め実 施) (44/44)	(県の事業対 象に含め実 施) (44/44)	(0/32)	ひたちなか市 (1/32)	
	9	栃 木 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	宇都宮市、足 利市、栃木市、 佐野市、鹿沼 市、日光市、小 山市、大田原 市、矢板市、那 須塩原市、さく ら市、那須烏 山市、下野市 (13/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足 利市、栃木市、 佐野市、鹿沼 市、日光市、小 山市、真岡市、 大田原市、矢 板市、那須塩 原市、さくら 市、那須烏山 市、下野市 (14/14)	宇都宮市、足 利市、栃木市、 佐野市、鹿沼 市、日光市、小 山市、真岡市、 大田原市、矢 板市、那須塩 原市、さくら 市、那須烏山 市、下野市 (14/14)	宇都宮市、足 利市、栃木市、 佐野市、鹿沼 市、日光市、小 山市、真岡市、 大田原市、小 山市、真岡市、 矢板市、那須 塩原市、さくら 市、那須烏山 市(12/14)	宇都宮市(宇 都宮市以外の 市等在住者分 は県の事業対 象に含め実 施) (25/25)	小山市、 那須塩原市 (2/25)	(0/14)	宇都宮市、鹿 沼市、日光市、 小山市、那須 塩原市、下野 市(6/14)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成29年度実績）																					
			都道府県								市 等										
			自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎		○		◎	沼田市、館林市(2/12)	前橋市、高崎市(2/2)	(0/10)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市（左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施）(12/12)	(0/35)	(0/35)	(0/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(11/12)
	11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(36/40)	さいたま市、川越市(2/3)	(0/37)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、狭山市、戸田市、新座市、坂戸市（左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施）(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、戸田市、北本市、坂戸市（6/63）	さいたま市、川越市、川口市、鴻巣市、上尾市、戸田市、入間市、志木市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町（左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施）(63/63)	川越市(1/40)	越谷市、本庄市、鴻巣市、上尾市、戸田市、久喜市、吉川市、ふじみ野市(8/40)

			都道府県								母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)											
													市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プログ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	
自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業	母子家庭等就 業・自立支援 センター事業			一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業							高等職業訓練 促進給付金等 事業									
関東 ブ ロ ッ ク	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎				◎	千葉県、船橋市、柏市、松戸市、野田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、四街道市(8/37)	千葉県市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市、(2/34)	千葉県市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(34/37)		千葉県市、船橋市、柏市、銚子市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(37/37)	千葉県市、船橋市、市川市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、浦安市(8/37)	千葉県市、船橋市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(8/54)	千葉県市、船橋市、柏市、松戸市、野田市、君津市、四街道市(7/54)	船橋市、松戸市(2/37)	千葉県市、船橋市、柏市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、印西市、富里市(10/37)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
					自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、板橋区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、羽村市 (18/49)	八王子市 (1/1)	品川区、世田谷区、渋谷区、北区、練馬区、足立区、江戸川区、武蔵野市、調布市、国立市、羽村市 (11/48)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市 (49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市 (49/49)	中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市 (39/49)	中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市、多摩市 (42/62)	千代田区、中央区、新宿区、品川区、目黒区、世田谷区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市、日野市、国立市、多摩市 (21/62)	杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、調布市、東大和市、西東京市、八王子市 (9 /49)	台東区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、羽村市、八王子市 (19/49)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

			都道府県									市 等											
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業		
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業							
関東 ブロッ ク	14	神奈 川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			横浜市、川崎 市、相模原市、 小田原市、厚 木市(5/19)	横浜市、川崎 市、相模原市、 横須賀市(4/4)	小田原市 (1/15)	横浜市、川崎 市、相模原市、 横須賀市、平 塚市、鎌倉市、 藤沢市、小田 原市、茅ヶ崎 市、逗子市、三 浦市、秦野市、 厚木市、大和 市、伊勢原市、 海老名市、座 間市、南足柄 市、綾瀬市 (19/19)	横浜市、川崎 市、相模原市、 横須賀市、平 塚市、鎌倉市、 藤沢市、小田 原市、茅ヶ崎 市、逗子市、秦 野市、厚木市、 大和市、伊勢 原市、海老名 市、座間市、南 足柄市、綾瀬 市(18/19)	横浜市、川崎 市、相模原市、 横須賀市(政 令・中核市以 外の県内在住 者分は県の事 業対象に含め 実施) (19/19)	横浜市、川崎 市、相模原市、 平塚市、鎌倉 市、藤沢市、 茅ヶ崎市、逗 子市、秦野市、 厚木市、伊勢 原市、海老名 市、座間市、南 足柄市(町村 在住者分は県 の事業対象に 含め実施) (29/33)	横浜市、川崎 市、相模原市、 横須賀市、藤 沢市、(上記市 を含め県内の 市等在住者分 は県の事業対 象に含め実 施)) (33/33)	(0/19)	横浜市、川崎 市、相模原市、 横須賀市、平 塚市、藤沢市、 逗子市、大和 市(8/19)			
			中部 ブロッ ク	15	新潟 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	新潟市、長岡 市、柏崎市、妙 高市、南魚沼 市(5/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡 市、三条市、柏 崎市、新発田 市、小千谷市、 加茂市、十日 町市、見附市、 村上市、燕市、 糸魚川市、妙 高市、五泉市、 上越市、佐渡 市、魚沼市、南 魚沼市、胎内 市 (19/20)	新潟市、長岡 市、三条市、柏 崎市、新発田 市、小千谷市、 十日町市、見 附市、村上市、 燕市、糸魚川 市、妙高市、五 泉市、上越市、 阿賀野市、佐 渡市、魚沼市、 南魚沼市、胎 内市 (19/20)	新潟市、長岡 市、上越市 (3/20)	新潟市(新潟 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含め実施) (30/30)	新潟市(新潟 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含め実施) (30/30)	(0/20)	三条市、上越 市、南魚沼市 (3/20)
						16	富山 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		○	(0/10)	富山市(県と共 同実施) (1/1)	(0/9)	富山市、高岡 市、魚津市、氷 見市、滑川市、 黒部市、砺波 市、小矢部市、 南砺市、射水 市(10/10)	富山市、高岡 市、魚津市、氷 見市、滑川市、 黒部市、砺波 市、小矢部市、 南砺市、射水 市(10/10)	富山市、高岡 市、魚津市、滑 川市、黒部市、 砺波市、小矢 部市、南砺市、 射水市(9/10)	(県の事業対 象に含め実 施) (15/15)	富山市、高岡 市、魚津市、滑 川市、砺波市、 射水市(6/15)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

			都道府県									市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プログ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金事 業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業						
中部 ブ ロ ッ ク	17	石川 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	金沢市、七尾市、かほく市(3/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、白山市、能美市、野々市市、中能登町(5/19)	金沢市、七尾市、小松市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町(16/19)	金沢市(1/11)	金沢市、小松市(2/11)	
	18	福井 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	越前市(1/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(8/17)	越前市(越前市以外の在住者は県事業に含めて実施)(17/17)	(0/9)	(0/9)	
	19	山梨 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	都留市、大月市(2/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、上野原市(7/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	(0/27)	(0/13)	都留市、甲斐市、笛吹市(3/13)	
	20	長野 県	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	長野市、安曇野市(2/19)	—	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、伊那市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、(13/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(17/19)	(0/19)	松本市、伊那市、茅野市、千曲市、南箕輪村、上松町、白馬村(7/77)	長野市(長野市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(77/77)	長野市、上田市(2/19)	長野市(1/19)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
中部 ブ ロ ッ ク	21	岐阜 県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	岐阜市、山県 市、飛騨市 (3/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣 市、高山市、多 治見市、関市、 中津川市、美濃 市、瑞浪市、羽 島市、恵那市、 美濃加茂市、土 岐市、各務原市、 可児市、山県市、 瑞穂市、飛騨市、 本巣市、郡上 市、下呂市、海 津市(21/21)	岐阜市、大垣 市、高山市、多 治見市、関市、 中津川市、美濃 市、瑞浪市、羽 島市、恵那市、 美濃加茂市、土 岐市、各務原市、 可児市、山県市、 瑞穂市、飛騨市、 本巣市、郡上 市、下呂市、海 津市(21/21)	大垣市(左記 以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含 め実施) (21/21)	大垣市、恵那 市、下呂市 (3/42)	岐阜市、大垣 市、関市、羽島 市、美濃加茂 市、可児市(岐 阜市以外の在 住者は県の事 業対象として 実施)(42/42)	岐阜市、瑞穂 市(2/21)	大垣市、羽島 市、美濃加茂 市、各務原市、 下呂市(5/21)	
	22	静岡 県	◎	◎	◎	◎				◎	静岡市、浜松 市(2/23)	静岡市、浜松 市(2/2)	伊東市(1/21)	静岡市、浜松 市、沼津市、熱 海市、三島市、 富士宮市、伊 東市、島田市、 富士市、磐田 市、焼津市、掛 川市、藤枝市、 御殿場市、袋 井市、下田市、 裾野市、湖西 市、伊豆市、御 前崎市、菊川 市、伊豆の国 市、牧之原市 (23/23)	静岡市、浜松 市、沼津市、熱 海市、三島市、 富士宮市、伊 東市、島田市、 富士市、磐田 市、焼津市、掛 川市、藤枝市、 御殿場市、袋 井市、下田市、 裾野市、湖西 市、伊豆市、御 前崎市、菊川 市、伊豆の国 市、牧之原市 (23/23)	静岡市、浜松 市(2/23)	静岡市、浜松 市、袋井市、湖 西市(市以外 の在住者は県 の事業対象と して実施) (16/35)	静岡市、浜松 市、富士市、湖 西市、沼津市、 島田市、東伊 豆町(市以外 の在住者は県 の事業対象と して実施) (18/35)	静岡市(1/23)	静岡市、浜松 市、富士市 (3/23)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子 自立支援プロ グラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付金 事業	高等 職業 訓練 促進 給付金 等事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
中部 ブロッ ク	23	愛知 県	◎	◎	◎	◎	◎		○ (H30 年度 のみ 実施)		◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、碧南市、刈谷市、安城市、常滑市、東海市、知多市、岩倉市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(17/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、碧南市、犬山市、知多市、岩倉市、日進市、清須市、みよし市(13/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、長久手市、美浜町、設楽町(31/54)	名古屋市、豊橋市、瀬戸市、半田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、高浜市、あま市、長久手市(11/54)	名古屋市、一宮市(2/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、安城市、犬山市、小牧市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、愛西市(15/38)
	24	三重 県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	鈴鹿市、津市、志摩市、伊賀市、名張市(5/15)	—	(0/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、名張市(5/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、津市、名張市、亀山市、尾鷲市、東員町(8/29)	桑名市、いなべ市、鈴鹿市、津市、名張市、鳥羽市(6/29)	(0/15)	伊賀市(1/15)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成29年度実績）

			都道府県									市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
近 畿 ブ ロ ッ ク	25	滋 賀 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、湖南市(5/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、野州市、湖南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	大津市(大津市以外の市等は県の事業対象に含め実施)(19/19)	彦根市、草津市、甲賀市、東近江市(4/19)	甲賀市(1/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市(12/13)	
	26	京 都 府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市、南丹市(3/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、(5/15)	京都市(京都市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、長岡京市、南丹市(6/26)	(0/15)	京都市、舞鶴市、綾部市、宇治市、向日市、長岡京市、京田辺市、京丹後市、南丹市(9/15)	
	27	大 阪 府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、島本町(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市(6/6)	吹田市、茨木市、八尾市、松原市(4/28)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、豊中市、枚方市、泉大津市、貝塚市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、島本町(政令・中核市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(42/43)	大阪市、堺市、豊中市、枚方市、貝塚市、八尾市、松原市、箕面市(政令・中核市市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(41/43)	大阪市、吹田市、箕面市(3/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、枚方市、池田市、門真市、大阪狭山市(8/34)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
近畿 ブ ロ ッ ク	28	兵庫 県	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市(4/4)	明石市(1/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、川西市、三田市、朝来市(14/29)	神戸市、姫路市、加古川市(政令市及び中核以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施(加古川市除く)) (39/41)	神戸市(1/41)	姫路市、明石市、三田市(3/29)	神戸市、姫路市、西宮市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、三田市、篠山市、丹波市、淡路市、加東市(13/29)
	29	奈良 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	奈良市、桜井市、五條市、御所市、葛城市(5/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (13/13)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (39/39)	(0/13)	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市(9/13)
	30	和歌 山 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施) (30/30)	和歌山市(1/30)	(0/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プログ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
中国 ブロッ ク	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎		◎			◎	鳥取市、倉吉市、境港市、若桜町、琴浦町(5/17)	—	(0/17)	鳥取市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町(11/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町、日野町、江府町(16/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	鳥取市、米子市、境港市、智頭町、八頭町、北栄町、日野町(7/19)	(0/17)	鳥取市、琴浦町(2/17)
	32	島根県	◎	◎	◎ (県内の全市町村が実施)	◎ (県内の全市町村が実施)	◎	◎	◎			益田市、出雲市、隠岐の島町(3/19)	—	(0/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(0/19)	(0/19)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎				◎	岡山市、倉敷市、津山市(3/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/16)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市、新見市、笠岡市(9/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、浅口市、新見市、赤磐市、笠岡市(12/18)	岡山市、津山市、玉野市、瀬戸内市、美作市、新見市、赤磐市(7/18)	倉敷市、津山市、瀬戸内市(3/27)	(0/27)	(0/18)	岡山市、津山市(2/18)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成29年度実績）																					
			都道府県									市 等									
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等 事業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
中国 ブロッ ク	34	広島 県	◎	◎	◎	◎ (県 内の 全市 町村 が実 施)	◎		◎			広島市、福山 市、呉市 (3/23)	広島市、福山 市、呉市(3/3)	(0/20)	広島市、福山 市、呉市、竹原 市、三原市、尾 道市、府中市、 三次市、庄原 市、大竹市、東 広島市、廿日 市市、安芸高 田市、江田島 市、海田町、熊 野町、坂町、安 芸太田町、北 広島町、大崎 上島町、世羅 町、神石高原 町、府中町 (23/23)	広島市、福山 市、呉市、竹原 市、三原市、尾 道市、府中市、 三次市、庄原 市、大竹市、東 広島市、廿日 市市、安芸高 田市、江田島 市、海田町、熊 野町、坂町、安 芸太田町、北 広島町、大崎 上島町、世羅 町、神石高原 町、府中町 (23/23)	広島市、福山 市、呉市、竹原 市、三原市、尾 道市、三次市、 庄原市、東広島 市、北広島 町、府中市 (11/23)	広島市、府中 市、三原市、三 次市、坂町 (5/23)	広島市、福山 市、尾道市(広 島市、福山市、 以外の市等在 住者分は県の 事業対象に含 め実施) (23/23)	尾道市(1/23)	広島市、福山 市、呉市、世羅 町、尾道市、三 次市、神石高 原町(7/23)
	35	山口 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	下関市(1/14)	下関市(1/1)	(0/13)	下関市、宇部 市、山口市、萩 市、防府市、下 松市、岩国市、 光市、長門市、 柳井市、美祢 市、周南市、山 陽小野田市、 周防大島町 (14/14)	下関市、宇部 市、山口市、萩 市、防府市、下 松市、岩国市、 光市、長門市、 柳井市、美祢 市、周南市、山 陽小野田市、 周防大島町 (14/14)	宇部市(下関 市以外の市在 住者分は県の 事業対象に含 め実施) (13/14)	(下関市以外 の市等在住者 分は県の事業 対象に含め実 施)(18/19)	山口市(下関 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含め実施) (18/19)	(0/14)	下関市、宇部 市(2/14)
四国 ブロッ ク	36	徳島 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	阿南市(1/8)	—	(0/8)	徳島市、鳴門 市、小松島市、 阿南市、吉野 川市、阿波市、 美馬市、三好 市(8/8)	徳島市、鳴門 市、小松島市、 阿南市、吉野 川市、阿波市、 美馬市、三好 市(8/8)	徳島市、鳴門 市、小松島市、 阿南市、吉野 川市、阿波市、 美馬市、三好 市(8/8)	(県の事業対 象に含め実 施)(24/24)	(県の事業対 象に含め実 施)(24/24)	(0/8)	徳島市、鳴門 市、阿南市、美 馬市(4/8)
	37	香川 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			さぬき市、東か がわ市(2/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀 市、坂出市、善 通寺市、観音 寺市、さぬき 市、東かがわ 市、三豊市 (8/8)	高松市、丸亀 市、坂出市、善 通寺市、観音 寺市、さぬき 市、東かがわ 市、三豊市 (8/8)	高松市、観音 寺市、さぬき 市、三豊市 (4/8)	高松市(高松 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含め実施) (17/17)	(0/17)	高松市(1/8)	東かがわ市 (1/8)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成29年度実績)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成29年度実績）																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プログ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
四国 ブロ ック	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(1/1)	大洲市(1/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	松山市(松山市以外の市は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	(0/11)	松山市、今治市(2/11)	
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	(0/34)	(0/34)	(0/11)	土佐市、土佐清水市(2/11)	
九州 ブロ ック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	○	北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市(8/28)	北九州市、福岡市、久留米市(3/3)	大野城市(1/25)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(26/28)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川町、篠栗町、志免町、新宮町、遠賀町、芦屋町、川崎町(21/60)	北九州市、福岡市、久留米市(北九州市、福岡市、久留米市以外の市等在住者分は県の事業に含めて実施)(60/60)	北九州市(1/28)	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、八女市、中間市、(6/28)		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)

			自立 促進 計画	都道府県							ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	市 等										
				自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラム 策定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業		総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プログ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
						自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
九州 ブロッ ク	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)	—	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市(10/10)	佐賀市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(0/10)	佐賀市、武雄市(2/10)		
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎			◎	長崎市、五島市(2/14)	長崎市(1/2)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(10/14)	長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市(6/21)	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、新上五島町(11/21)	(0/14)	平戸市、西海市(2/14)		
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、天草市(6/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(13/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市(14/14)	熊本市、人吉市、水俣市、玉名市、天草市(5/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、芦北町、津奈木町(13/45)	(県の事業対象に含め実施)(45/45)	(0/14)	宇土市(1/14)		
	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(12/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、津久見市、竹田市(14/14)	大分市(県と共同実施)、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(14/14)	大分市(1/18)	大分市(1/18)	(0/14)	大分市、由布市(2/14)		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成29年度実績)																					
			都道府県								市 等										
			自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンター 事業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プログ ラム策定等事 業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
					自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業					
九州 ブ ロ ッ ク	45	宮 崎 県	◎	◎	◎	◎	◎					えびの市(1/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市、都城 市、延岡市、日 向市、日南市、 小林市、西都 市、えびの市、 串間市(9/9)	宮崎市、都城 市、延岡市、日 向市、日南市、 小林市、西都 市、えびの市、 串間市(9/9)	宮崎市(宮崎 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含めて実施) (9/9)	宮崎市、都城 市、延岡市、日 南市、小林市、 日向市、えび の市、三股町、 高原町、国富 町、高鍋町、川 南町、門川町 (13/26)	宮崎市、都城 市(2/26)	(0/9)	宮崎市(1/9)
	46	鹿 児 島 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	枕崎市、阿久 根市、薩摩川 内市、日置市、 曾於市、いちき 串木野市、南 さつま市、志布 志市(8/21)	鹿児島市(1/1)	(0/20)	鹿児島市、鹿 屋市、枕崎市、 阿久根市、出 水市、指宿市、 西之表市、垂 水市、薩摩川 内市、日置市、 曾於市、霧島 市、いちき串木 野市、南さつま 市、志布志市、 奄美市、南九 州市、伊佐市、 始良市、長島 町、屋久島町 (21/21)	鹿児島市、鹿 屋市、枕崎市、 阿久根市、出 水市、指宿市、 西之表市、垂 水市、薩摩川 内市、日置市、 曾於市、霧島 市、いちき串木 野市、南さつま 市、志布志市、 奄美市、南九 州市、伊佐市、 始良市、長島 町、屋久島町 (21/21)	鹿児島市 (1/21)	鹿児島市(鹿児 島市以外の市 等在住者分は 県の事業対象 に含めて実施) (43/43)	鹿児島市、指 宿市、曾於市 (3/43)	(0/21)	鹿児島市、出 水市、指宿市、 志布志市、始 良市(5/21)
	47	沖 縄 県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	那覇市、宜野 湾市、浦添市、 豊見城市、石 垣市(5/11)	(那覇市在住 者分は県の事 業対象に含め 実施) (1/1)	(0/10)	那覇市、うるま 市、宜野湾市、 宮古島市、石 垣市、浦添市、 名護市、糸満 市、沖縄市、豊 見城市、南城 市(11/11)	那覇市、うるま 市、宜野湾市、 浦添市、名護 市、糸満市、沖 縄市、豊見城 市、南城市、宮 古島市(10/11)	那覇市、沖縄 市、宜野湾市 (左記以外の 市等在住者分 は県の事業に 含めて実施) (11/11)	那覇市(那覇 市以外の市等 在住者分は県 の事業対象に 含めて実施) (41/41)	那覇市、宜野 湾市・北谷町 (那覇市、宜野 湾市、北谷町 以外の市等在 住者は県の事 業対象に含め て実施) (41/41)	(0/11)	那覇市(1/11)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等（平成29年度実績）																					
		都道府県									市 等										
		自立 促進 計画	母子 家庭 等就 業・自 立支 援セ ンタ ー事 業	自立支援給 付金事業		母子・ 父子 自立 支援 プロ グラ ム策 定等 事業	ひとり 親家 庭等 日常 生活 支援 事業	ひとり 親家 庭等 生活 向上 事業	総合 的な 支援 のた めの 相談 窓口 の強 化事 業	ひとり 親家 庭高 等学 校卒 業程 度認 定試 験合 格支 援事 業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自 立支援プロ グラム策定等 事業	ひとり親家庭 等日常生活支 援事業	ひとり親家庭 等生活向上事 業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業	
				自立 支援 教育 訓練 給付 金事 業	高等 職業 訓練 促進 給付 金等 事業							母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育 訓練給付金事 業	高等職業訓練 促進給付金等 事業						
都 道 府 県 合 計	◎	47	47	47	47	41	25	29	7	37	平成29年度実施状況										
	○	0	0	0	0	0	0	3	0	3	265／857	65／68	32／789	807／857	825／857	541／857	916／1,741	898／1,741	33／857	229／857	
		0	0	0	0	6	22	15	40	7	30.9%	95.6%	4.1%	94.2%	96.3%	63.1%	52.6%	51.6%	3.9%	26.7%	

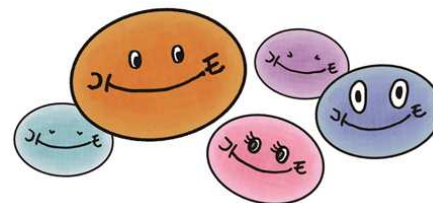
※◎…継続して実施、○…平成30年度以降に実施予定、空欄…未実施

＜都道府県を含む実施状況＞

平成29年度実施状況									
自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
312／904 34.5%	112／115 97.4%	32／789 4.1%	854／904 94.5%	872／904 96.5%	582／904 64.4%	941／1,788 52.6%	927／1,788 51.8%	40／904 4.4%	266／904 29.4%

令和2年度ひとり親家庭等自立支援関係概算要求の概要

参考資料3



厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなどひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともにDV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

これを踏まえた、令和2年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

	(令和2年度概算要求) 4,324億円の内数	(令和元年度予算額) (4,361億円の内数)
--	---------------------------	----------------------------

・母子家庭等対策総合支援事業	133 億円	(130 億円)
・児童扶養手当	1,619 億円	(2,075 億円)
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	29 億円	(31 億円)
・婦人保護施設措置費	23 億円	(22 億円)
・児童虐待・DV対策等総合支援事業	217 億円の内数	(169 億円の内数)
など(その他、他部局計上分を含む)		

※ 令和2年度予算の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回→6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分の所要額を計上していたこと等による。

※ 令和元年度予算は、臨時・特別の措置を除く。

1. ひとり親家庭等の自立支援の推進

1. 支援につながる

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】 就業支援員の配置等： 1か所当たり 5,000千円

集中相談の実施： 1か所当たり 3,100千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村 1/2

(2) ひとり親家庭への相談支援体制の充実【拡充】

ひとり親家庭等に対する相談支援について、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援等を実施する。

また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）

【補助基準額（案）】

① 1か所当たり 9,617千円→11,341千円《拡充》

② 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に

①に加算する額 4,265千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村（特別区を含む。以下同じ。）

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

1. 支援につながる（続き）

（3）母子・父子自立支援員等の専門性の向上【拡充】

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談対応に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員研修支援事業）

【補助基準額（案）】 1センター当たり 1,497千円→2,737千円《拡充》

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村 1/2

（4）その他

① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：53百万円】

② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

【実施主体】 民間団体（法人格を有するものに限る）（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10/10相当）

2. 生活を応援

(1) 児童扶養手当

① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給を行う。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,619億円】

【手当額（案）】※ 物価スライドによるアップ率1.0%の場合

第1子	全部支給	43,360円	一部支給	43,350円～10,230円
第2子加算額	全部支給	10,240円	一部支給	10,230円～ 5,120円
第3子以降加算額	全部支給	6,140円	一部支給	6,130円～ 3,070円

【支給主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1 / 3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2 / 3

② 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】自治体規模により設定（1か所当たり4,000千円～350千円）

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国 2 / 3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 3

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行う。また、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学する子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：29億円】

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

2. 生活を応援（続き）

（3）子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）

【補助基準額（案）】

- 1 集合型により実施する場合：3(1)～(2)及び(4)の合計
- 2 派遣型により実施する場合：3(1)及び(3)の合計
- 3 集合型と派遣型の両方を実施する場合：(1)～(4)の合計

(1) 事務費 1 実施主体当たり 2,674千円

(2) 事業費（集合型）

① 1 実施主体当たり 7,664千円

② 実施日数に応じて①に加算する額

105～156日：3,833千円、157～208日：7,665千円、209日以上：11,497千円

(3) 事業費（派遣型）

① 1 回の訪問が1日の場合 9,980円×訪問延回数

② 1 回の訪問が半日以内の場合 6,480円×訪問延回数

※3(2)②の実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。

(4) 実施準備経費（1 実施場所当たり）

① 改修費等 4,000千円

② 礼金及び賃借料（実施前月分）600千円

※令和2年度中に支払われたものに限る。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2. 生活を応援（続き）

（4）養育費の確保等支援

① 養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：54百万円】

② 離婚前後親支援モデル事業

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり：1,713千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村1/2

③ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

（拡充内容は、67頁「（3）母子・父子自立支援員等の専門性の向上」を参照）

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】

1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に次の率を乗じて得られた額の合計額。

・ 1又は2事業を実施：0.9

・ 3事業を実施：0.95

・ 4事業を実施：1.0

(1)就業支援事業 1センター当たり

① 週5日以下の実施の場合 6,354,000円

② 週5日以下（土日を含む）の実施の場合 7,014,000円

③ 週6日実施の場合 7,675,000円

④ 週7日実施の場合 8,995,000円

(2)就業支援講習会等事業 1センター当たり 9,200千円又は13,950千円（※）

※平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合

2. 生活を応援（続き）

(3)就業情報提供事業 1センター当たり 2,717千円

(4)在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000千円

※なお、在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下のア～ウに定める額を加算する。

ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。

ア 5人以上15人未満：3,000千円 イ 15人以上30人未満：6,000千円

ウ 30人以上 : 9,000千円

(5)養育費等支援事業（①及び②の合計）

① 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 1センター当たり 3,064千円

※法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する金額：728千円

② ①以外の事業を行う場合

ア 週5日以下の実施の場合 3,697千円 イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合 3,915千円

ウ 週6日実施の場合 4,135千円 エ 週7日実施の場合 4,578千円

(6)面会交流支援事業 1センター当たり 1,761千円

事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じて以下の①～⑥に定める額を加算

① 251件以上300件以下： 350千円 ② 301件以上350件以下： 700千円 ③ 351件以上400件以下：1,050千円

④ 401件以上450件以下：1,400千円 ⑤ 451件以上500件以下：1,750千円 ⑥ 501件以上 : 2,100千円

(7)相談関係職員研修支援事業 1センター当たり 1,497千円→2,737千円《拡充》

(8)広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり 2,200千円

2. 一般市等就業・自立支援事業

(1) ① 就業支援関係事業を行う場合 2,000千円

② 養育費等支援関係事業（弁護士を配置して事業を行う場合を除く。）を行う場合 2,000千円

③ 広報啓発等関係事業を行う場合 1,000千円

(2)在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下の①～③に定める額を加算する。（ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。）

① 5人以上15人未満：3,000千円 ② 15人以上30人未満：6,000千円 ③ 30人以上：9,000千円

(3)弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算

1事業当たり 3,064千円（法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する金額：728千円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

2. 生活を応援（続き）

（5）ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【拡充】

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

また、事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】

1 事務費分 1 か所当たり 3,997千円

2 派遣手当分 1 時間当たり

①子育て支援 （深夜、早朝以外9:00～18:00）

740円→900円《拡充》

（宿泊分）

3,680円→4,480円《拡充》

（深夜、早朝）

920円→1,120円《拡充》

（移動時間）

1,530円→1,860円《拡充》

（講習会会場）

1,110円→1,350円《拡充》

②生活援助 （深夜、早朝以外9:00～18:00）

1,530円→1,860円《拡充》

（深夜、早朝）

1,910円→2,320円《拡充》

（移動時間）

1,530円→1,860円《拡充》

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

2. 生活を応援（続き）

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

また、児童の安全性の確保や利用者負担の軽減等のため、保護者が子どもを預入先の施設等へ連れていくことが困難である場合等において、居宅から実施施設等の間や通学時等の児童の付き添い支援を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,304億円】

【補助基準額（案）】

1 運営費

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数×8,640円

イ 2歳以上児 年間延べ日数×4,730円

ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数×1,200円

エ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

【実施主体】市町村

【補助率】国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

（ア）基本分 年間延べ日数×900円

（イ）宿泊分 年間延べ日数×900円

イ 休日預かり事業 年間延べ日数×2,010円

ウ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

3. 学びを応援

(1) 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】

より身近な場所で支援を受けられるよう、会場の設置を促進する。また、高校生世代への支援の充実を図る。

【生活困窮者自立支援関係予算：525億円の内数】

(母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。)

(2) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【支給内容】 受講修了時給付金：受講費用の2割→4割（上限10万円）

合格時給付金：受講費用の4割→2割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

(3) ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）

【補助基準額（案）】 1か所当たり 11,341千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

4. 仕事を応援

(1) 就職に有利な資格の取得支援

① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・ 高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

【支給内容】 支給対象期間：修業する期間（上限36月、ただし資格取得のために4年課程の履修が必要となる資格を目指す者については48月）

支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円（最終1年間は140,000円）

住民税課税世帯 70,500円（最終1年間は110,500円）

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

・ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）

【対象講座】 ①雇用保険の一般及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座

② “ ” 専門実践教育訓練給付の対象となる講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

③上記①、②に準じ地方自治体が地域の実情に応じて指定する講座

【支給内容】 上記対象講座①は受講料の6割相当額、上限は20万円

上記対象講座②は受講料の6割相当額、上限は修学年数×20万円、最大80万円

※ただし、12,000円を超えない場合は支給しない

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

4. 仕事を応援（続き）

② 母子家庭等就業・自立支援事業【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

（2）ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

【生活保護受給者等就労自立促進事業費等：84億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○マザーズハローワーク事業の推進【拡充】

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充（202か所→204か所）を行い、関係機関と連携したひとり親への就職支援を推進する。

【マザーズハローワーク事業推進費等：41億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用

安定的な就職が困難な求職者を、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間試行雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）：11億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：477億円の内数】
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

4. 仕事を応援（続き）

○キャリアアップ助成金の活用

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。

【キャリアアップ助成金：1,130億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め雇用環境・均等局予算に計上。）

（3）ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

○母子家庭の母等に対する職業訓練等の実施

・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

・ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを活用して労働者のキャリアプラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等を推進するための取組等を実施する。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業等：35億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

4. 仕事を応援（続き）

○公共職業訓練におけるeラーニングコースの実施

通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業：42百万円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

（4）母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施【拡充】

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

なお、母子・父子自立支援プログラム策定員等が適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助する。

【母子家庭等対策総合支援事業：133億円の内数】

【補助基準額（案）】 1プログラム当たり20千円（アフターケアを実施した場合20千円を加算）

講習受講経費 1実施主体当たり97千円《新規》

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

5. 住まいを応援

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

【生活困窮者自立支援関係予算：525億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

2. 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等

(1) 婦人相談員活動強化事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体が実施する各種研修を積極的に受講できるよう婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】・ 婦人相談員手当 研修受講者： 月額最大194,900円
研修未受講者：月額最大151,800円

・ 婦人相談員活動費

a) 同行旅費・事務費 都道府県：年額58,000円、市：年額：49,000円

b) 研修受講旅費 年額 45,940円《新規》

代替職員雇上費 年額224,000円 《新規》

【実施主体】 都道府県・市（特別区含む）

【補助率】 国1/2、都道府県・市1/2

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】

・対象者5人以上10人未満	1施設当たり	913千円
・対象者10人	1施設当たり	1,825千円
・10人を超えた対象者1につき151,960円を乗じて加算		
・集いの場提供支援	1施設当たり	425千円《新規》

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区 ※民間団体等への事業委託を可能とする。《拡充》

【補助率】 国 1 / 2 、 都道府県等 1 / 2

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等（続き）

（3）婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、これまで都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

- 【補助基準額（案）】
- ・研修を年1回開催する場合 年額 67,780円
 - ・研修を年2回開催する場合 年額135,560円
 - ・研修を年3回以上開催する場合 年額203,340円

【実施主体】都道府県・市（特別区含む）

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

（4）婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等への業務委託可

【補助率】国1/2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市1/2

（5）地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するほか、見守り支援を行う生活支援員を新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1施設当たり 546千円

【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等（続き）

（6）DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 4,478千円

【実施主体】都道府県・市

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

（7）若年被害女性等支援モデル事業

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 10,860千円（必須事業、加算分、任意事業の全てを実施した場合）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区

【補助率】国10/10

2. DV対応と児童虐待対応との連携強化

（1）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：217億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 年額6,217千円

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】国1/2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市1/2

2. DV対応と児童虐待対応との連携強化（続き）

（2）同伴児童学習支援事業【新規】

婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を整備するため、学習指導員を配置するとともに、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を行う。

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・学習指導員（基本分） 1施設当たり 年額1,635千円
- ・学習指導員（加算分） 1施設当たり 年額2,518千円
- ・教材費等 児童一人当たり 月額4,982円

【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

（3）心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）する。

（※）心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること → 常時1名以上いることに緩和

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】施設事務費算定基準によって算定された額

【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

（4）同伴児童通学支援事業【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】 1施設当たり 年額2,304千円

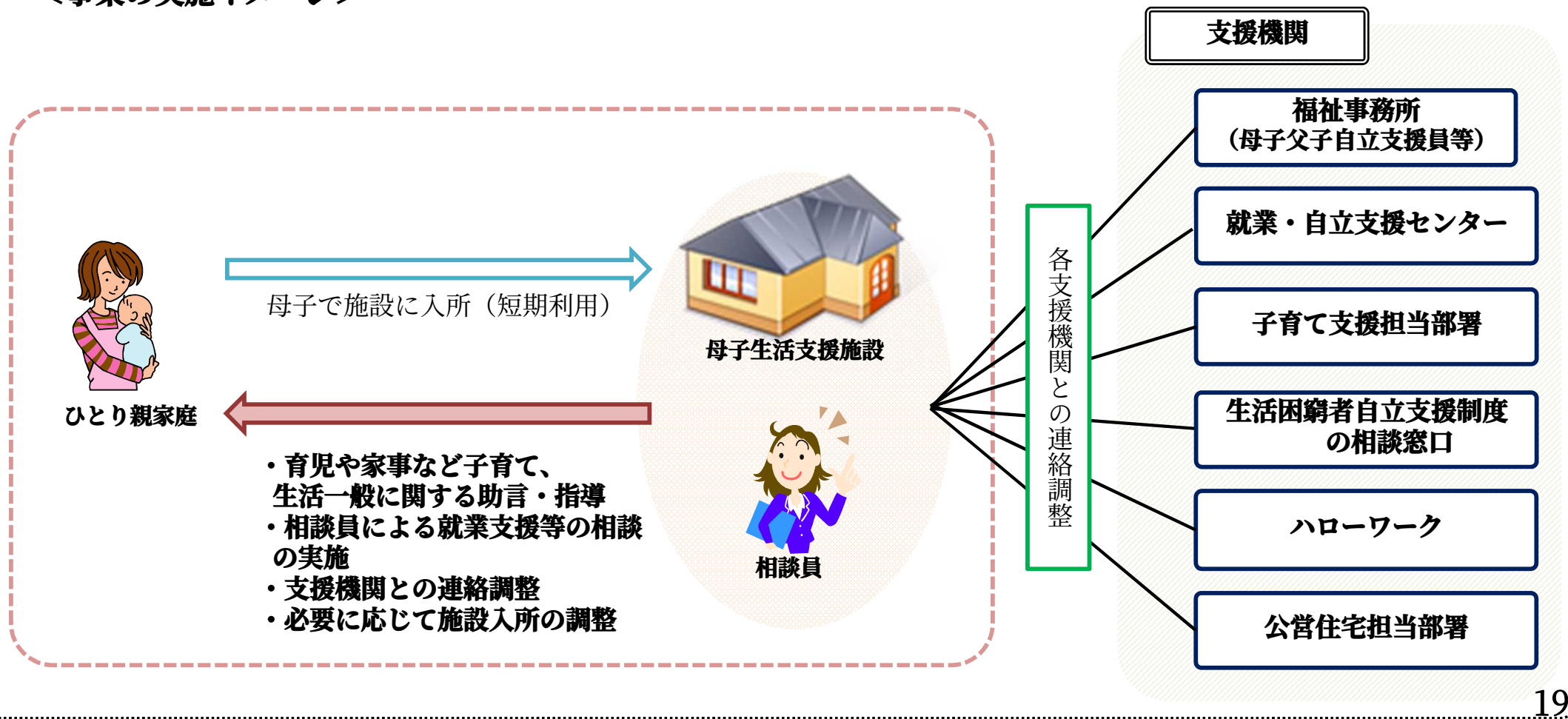
【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

概 要

- ひとり親家庭に対する相談は、個々の家庭の就業環境等に合わせた対応が必要であり、行政機関への来所相談のほか、民間団体の活用等による訪問相談等を実施しているが、個別のニーズを的確に把握するために、集中的に相談できる環境も必要である。
- このため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導や各種支援につなげるための相談を実施する。また、必要に応じて施設入所に向けた福祉事務所との連絡・調整も行う。

＜事業の実施イメージ＞



改正の内容

- ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの修学資金等に修学期間中の生活費等を加える。

【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市（国：2／3 都道府県、指定都市、中核市：1／3）

【貸付実績（平成29年度）】

- ①母子福祉資金：173億5,725万円（31,461件）②父子福祉資金：6億5,360万円（1,334件）
- ③寡婦福祉資金：3億3,248万円（507件） ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

【令和2年度概算要求】
生活困窮者自立支援法等関係予算 438億円の内数 → 525億円の内数

- 子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
- 制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
- 学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

学習・生活支援事業の実施状況等

○実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

○学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）

- ・子どもが行きたがらないから ……34.1%
- ・通わせることが困難だから（送り迎えなど） ……31.6%
- ・事業があることを知らなかったから ……18.7%
- ・対象の学年・年齢ではないから ……14.6%
- ・近くにそのような事業がないから ……11.8%

※平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業」より

A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

- 実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。
- 上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

対象経費

- 支援員人件費等（人件費、交通費等）
- 会場設置経費（賃料等）
- その他光熱水料、通信料等



高校生世代支援の実施状況

- 平成29年12月にまとめられた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書において、高校生世代や10代の若年層に対する支援が不足しているとの指摘。
- このため、平成30年度予算において、高校生世代に対して、高校の授業のフォローアップだけでなく、学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に行うための加算措置を創設。
- 平成30年度時点において、事業実施自治体の約4割が高校生世代への支援を実施。
- 一方、高校生世代への学習支援においては、小中学生への支援に比べ、学習レベルが高いことや専門的分野の指導が必要となる場合があり、充実した支援が不足しているといった課題がある。

実施自治体数の状況

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
事業実施自治体	301(33%)	417(46%)	506(56%)	536(59%)
うち高校生世代支援実施※		157 (38%)	172 (34%)	205 (38%)

地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ。() 書きは実施率。

※29年度までは高校中退防止のための支援として実施

生活困窮世帯等の子どもへの支援における指摘

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書抜粋（H29.12..15）
「学習支援のみの問題ではないが、高校生や高校中退した人、中学校卒業後進学や就労していない人などの高校生世代、10代の若年層に対する支援が不足している。」
- 次期大綱の方向性に関する構成員事前意見等（R元.5.13子どもの貧困対策に関する有識者会議資料抜粋）
居場所プラスワンの取組、将来の夢や希望が広がる取組をセットで行えるような具体的な例示をすると良いのではないかと。

高校生世代への支援における自治体の要望等

- 高校生世代支援における課題
 - ・部活やアルバイト等による参加率の低さ …53.5%
 - ・学習レベルが高度又は専門化による指導困難 …61.1%
 - 高校生世代に対する学習支援充実の要望
 - ・外部講師の招聘による授業実施 …33.2%
 - ・模擬試験等への参加 …29.1%
 - ・外部講習（夏季講習等）への参加 …28.0%
 - その他意見
 - ・就職の場合は、資格試験や簿記等専門教科の指導が必要
 - ・学生ボランティア等が少なくなる夏期講習は有意義
- ※地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ（R元年5月調査）

- このため、高校生世代に対する支援を実施している自治体において、外部講師の活用等を支援対象とすることにより、学習等支援の充実を図る。
- 外部講師の活用は、普段の学習支援や生活支援の補完であり、事業の一環として事業者が主体となって実施する。
- 外部講師・講習については、学習分野に関するもののほか、将来の進路選択につながる講師・講演等も含まれる。

対象経費

- 外部講師の招聘に要する経費
- 外部模試の受験に要する経費 等



拠点

マザーズハローワーク（21箇所〔平成18年度より設置〕）

- ・ 子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。
- ※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

【マザーズハローワークでの相談の様子】



マザーズコーナー（181箇所〔平成19年度より設置〕）

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

○ 総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



令和2年度の新規取組



○ 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、事業拠点を2箇所拡充 令和元年度 202箇所 → 令和2年度 204箇所

○ 家族介護離職者に対する支援の強化

家族等の介護のために離職した者に対して、仕事と介護が両立しやすい事業所への再就職支援等を実施。

【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概 要

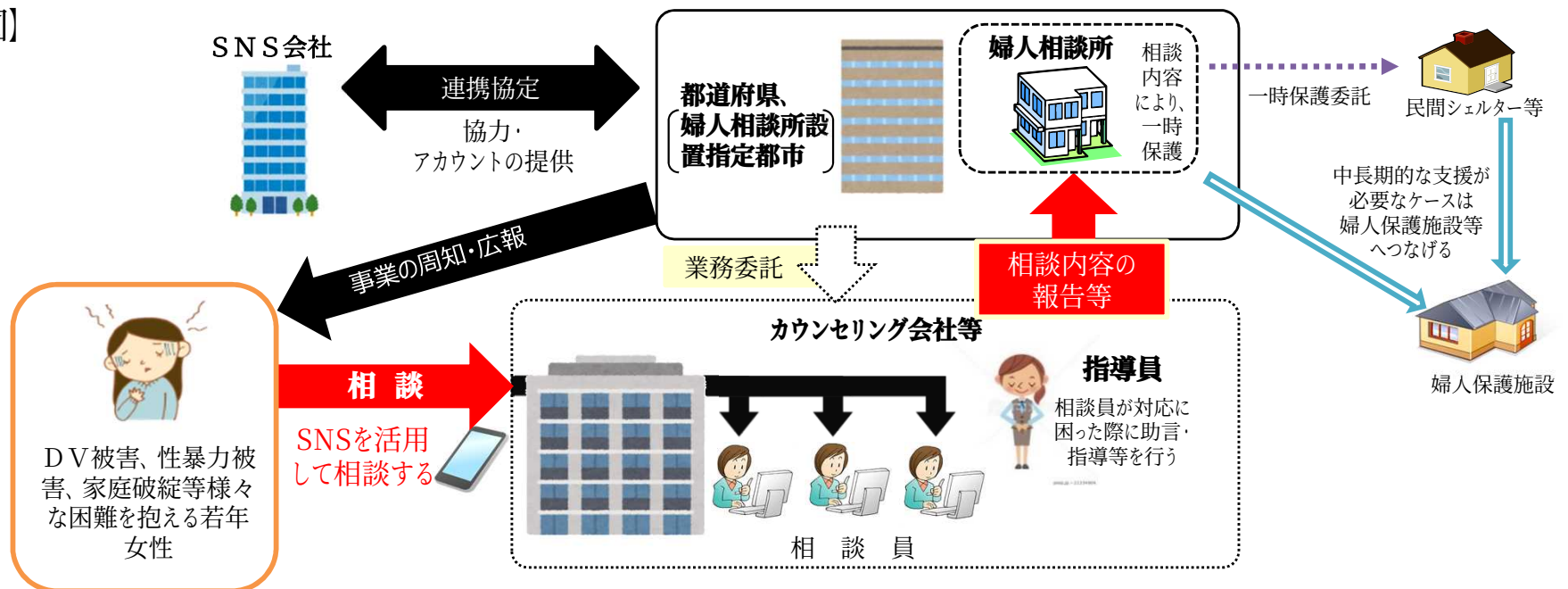
○ 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【イメージ図】



【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概 要

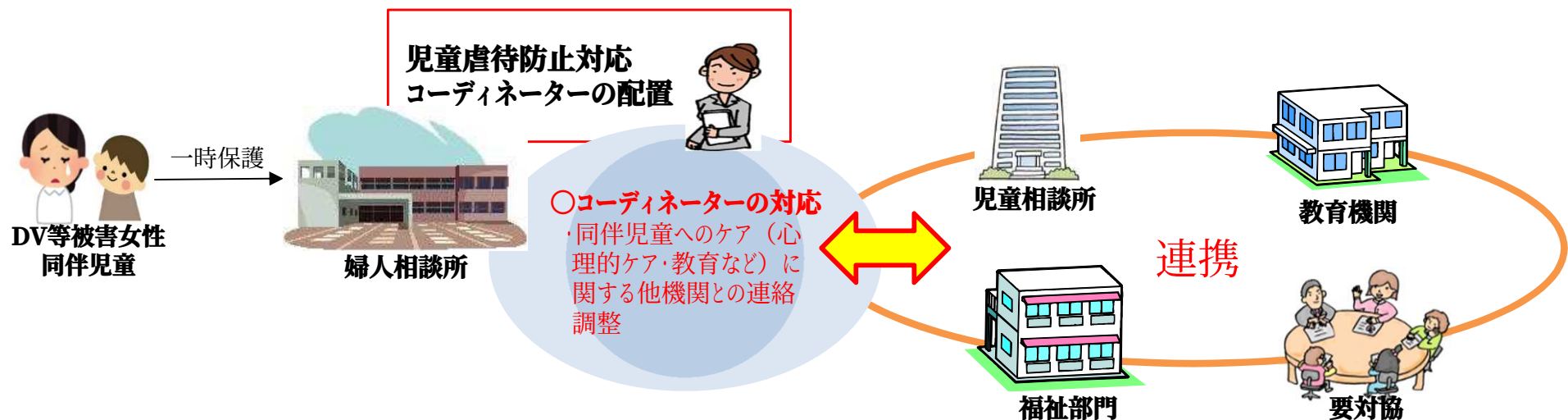
- 婦人相談所において、DV被害者等に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携の強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1 か所当たり6,217,000円

【事業イメージ】



検討の経過

H28. 9	法務大臣から法制審議会へ諮問	H29. 9	中間試案の取りまとめ	H31. 2. 19	閣議決定・国会提出
H28. 11～	法制審部会での調査審議開始	H30. 6	追加試案（ハーグ条約実施法）の取りまとめ	R1. 5. 10	成立（R1. 5. 17公布）
		H30. 10. 4	要綱の取りまとめ・答申		

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上【民事執行法の改正】

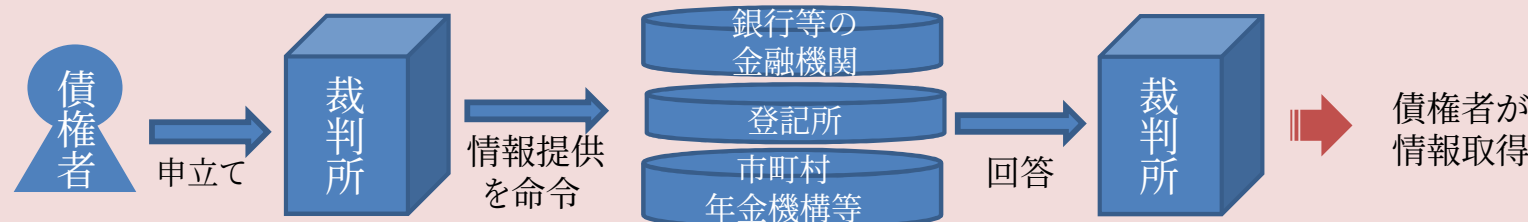
- 強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
- 平成15年に、債務者の財産に関する情報を債務者自身の陳述により取得する手続として、「財産開示手続」を創設
⇒ しかし、「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調
債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があるとの指摘

第1-1 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

【新制度の概要】

- ★金融機関（銀行、信金、労金、信組、農協、証券会社等）から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得
- ★登記所から、③土地・建物に関する情報を取得
- ★市町村、日本年金機構等から、④給与債権（勤務先）に関する情報を取得

※ 給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能



第1-2 現行の財産開示手続の見直し

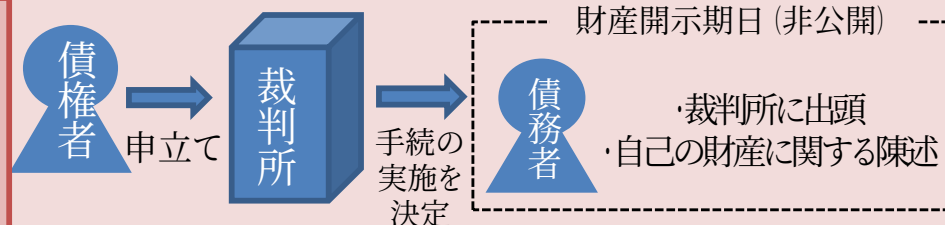
【見直しの概要】

- ★現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにする

見直し①

現行制度では、手続の申立権者が、確定判決等を有する債権者に限定

申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭（例えば養育費など）の支払を取り決めた者等も利用可能にする



見直し②

現行制度では、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則（30万円以下の過料）が弱い

不出頭等には刑事罰（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）による制裁を科して、手続の実効性を向上させる

第2

不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策【民事執行法の改正】

背景

- 公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展
- 現行の民事執行法において暴力団員の買受け自体を制限する規定なし
⇒ 約200の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴を有していることが判明(全国の暴力団事務所は約1700箇所)【警察庁調べ】
- 「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12閣議決定) ⇒ 「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する」
- 不動産競売事件は年約2万3000件(平成28年)

現行制度の課題と見直しの方向

【新制度の概要】

★裁判所の判断により**暴力団員、元暴力団員、法人で役員のうちに暴力団員等がいるもの等**が買受人となることを制限

(※)「元暴力団員」：暴力団員でなくなってから5年を経過しない者

★暴力団員等でない者が、**暴力団員等の指示に基づき買受けの申出**をすることも制限

→ 例えば、買受人自身は暴力団員ではなかったとしても、暴力団員が買受人に資金を渡すなどして買受けをさせていた場合も、買受けを制限

裁判所における不動産競売の手続

申立て

入札期間

開札期日
(最高価買受
申出人の決定)

売却許可・
不許可決定

売却へ

買受申出人

暴力団員等に該当しない
こと等を陳述

虚偽の陳述には刑事
罰(6か月以下の懲役
又は50万円以下の罰
金)による制裁

裁判所

最高価買受申出人が
暴力団員等に該当するか否か
を警察へ照会

裁判所

暴力団員等に該当する
こと等が認められれば
売却不許可決定

第3

国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

背景

- 国内の子の引渡しの強制執行: 現行法において明文なく、動産に関する規定を類推適用
⇒ 裁判の実効性を確保しつつ、子の利益に配慮する等の観点から、規律を明確化する必要あり
- 国際的な子の返還の強制執行: 国内と同様の観点から規律を整備する必要あり
※ ハーグ条約上、利用可能な手続のうち最も迅速な手続を用いるとの規定あり
- 国内の子の引渡しの強制執行は年間100件程度 (国際的な子の返還の代替執行は年間1, 2件程度)

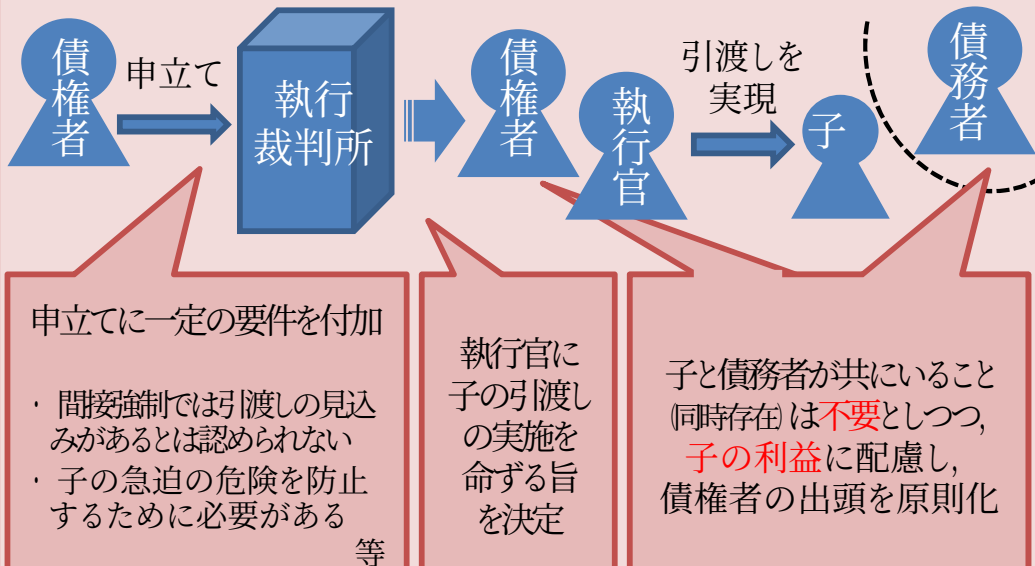
現行制度の課題と見直しの方向

第3-1

国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 【民事執行法の改正】

【新制度の概要】

- ★ 執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
- ★ 執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し

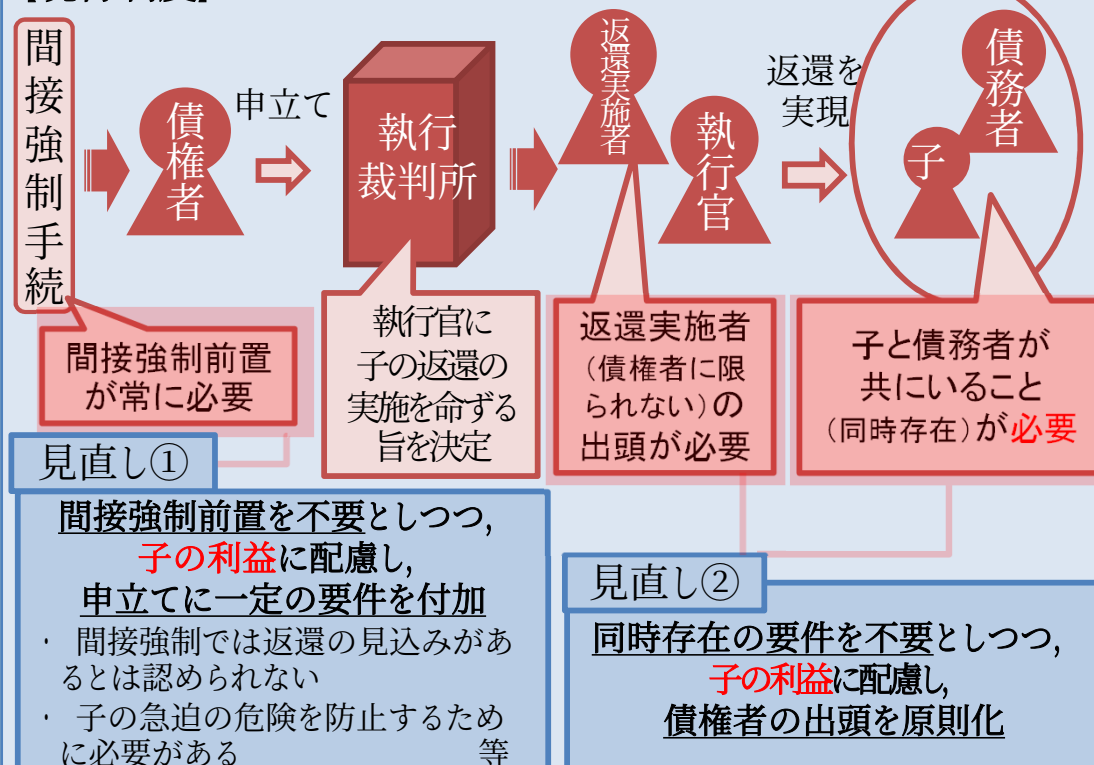


ハーグ条約実施法にも同様の規律を採用

第3-2

国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し 【ハーグ条約実施法の改正】

【現行制度】



第4

民事執行法のその他の見直し 【民事執行法の改正】

第4-1 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

【背景】

- 債権の差押えにより債務者の生活が困窮することを防止するため、現行法には、債務者が、差押命令の取消しを求める制度 (差押禁止債権の範囲変更の制度) がある。
- しかし、現状では、①債務者がこの制度の存在を十分に認識していない、②債務者が申立ての準備をしている間に差押債権者によって差押債権が取り立てられてしまう、などの理由により、この制度があまり活用されていない。

【見直しの概要】

- ★ 差押禁止債権の範囲変更の制度の存在を、裁判所書記官が債務者に対して教示
- ★ 給与等が差し押さえられた場面において、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てのための準備期間を1週間から4週間に伸長
(この準備期間中は取立てができない)

第4-2 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

【見直しの概要】

- ★ 債権執行事件において、債権者が取立ての届出等をせずに長期間(2年以上)にわたって漫然と事件を放置し続けている場面において、執行裁判所の決定により事件を終了させるための仕組みを導入

第5

施行日 【第1～第4全体】

- ★ 公布の日(R1. 5. 17)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

- ★ 第1-1 のうち、登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する手続は、公布の日(R1. 5. 17)から2年を超えない範囲内で政令で定める日から運用開始